

平成 26 年度
自 己 点 検 ・ 評 価 書

平成 27(2015)年 6 月
奥羽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準1 使命・目的等	10
基準2 学修と教授	18
基準3 経営・管理と財務	62
基準4 自己点検・評価	78
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	87
基準A 地域貢献・社会貢献	87
基準B 地域に根ざす医療人育成	91
V. エビデンス集一覧	
エビデンス集 (データ編)	
エビデンス集 (資料編)	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

・学校法人晴川学舎の建学の精神・基本理念は「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」ことにある。【資料 F-1】

・人間性は誰しもが生まれながらにして豊かに或いは十分に備えているものではなく、自己の体験・自己の心の痛みを通して初めて学びとるものである。本法人が運営する奥羽大学は、在学中に“礼儀正しさ”を各人に備えさせ、思いやりの心を持つ人間性豊かな人材を育成するとともに、広く知識を養い、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与している。

2. 使命・目的

・奥羽大学の使命・目的は奥羽大学学則第1条に次のように規定している。【資料 F-2】

学則第1条 奥羽大学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与することとし各学部のその目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 歯学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師を養成することを目的とする。
- (2) 薬学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成することを目的とする。

・奥羽大学大学院の使命・目的は奥羽大学大学院学則第1条に次のように規定している。

【資料 F-3】

大学院学則第1条 奥羽大学大学院は、歯学及び歯学に関連する学術において深く理論応用を教授かつ研究し、その奥義を究め、歯学の進歩と社会の福祉並びに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成することを目的とする。

・奥羽大学は、人間性豊かな歯科医師、薬剤師を育成するという使命・目的を達成するため、次の教育目的を掲げて全学を挙げて取り組んでいる。

1) 歯学部の教育目的：

- (1) 医療人に求められる幅広い教養、社会性および倫理観を涵養する。
- (2) 歯科医療に求められる高度な専門知識および技能を修得する。
- (3) 医療の場において自ら問題を発見し解決する能力を身につける。
- (4) 生涯にわたり歯科医師として自己開発に努める習慣を身につける。
- (5) 医療、保健、福祉において他の医療人と協調・連携する能力を研鑽する。

2) 薬学部の教育目的：

- (1) 医療人として必要なコミュニケーション能力、倫理観及び豊かな人間性を涵養する。
- (2) 薬学の発展に寄与できる高度な専門知識及び研究能力を修得する。
- (3) 国民の健康を守り、地域の保健・医療・福祉に貢献できる能力を研鑽する。
- (4) 患者および医療従事者の薬剤の適正使用に関する情報を提供できる能力を修得する。
- (5) 学問の進歩に対応できる柔軟な思考力と問題発見・解決能力を身につける。

3) 大学院歯学研究科の教育目的：

・ 歯科医学および歯科医療に関わる諸問題について、自立して研究することにより問題を解決できる能力を有する医療人を養成する。研究活動を通じて育成された問題解決能力をもとに、歯学部及び大学院の学生教育に携わることのできる人材を養成する。

3. 個性・特色

1) 自然豊かな広大なキャンパス

・ 奥羽大学は、東北地方の中核都市、人口約 33 万人の福島県郡山市にあり、キャンパスは JR 郡山駅より北西 2.5 km に位置している。校地面積は東京ドームの約 4 個分の 187,934 m² を有し、校舎を含む建物の総床面積は 45,073 m² である。

・ 環境は人を作るとの理念のもと、四季の移り変わりを感じとれる植栽が配備された自然豊かなキャンパスには、17 棟の建物とテニスコート、駐車場、薬用植物園、日本庭園が整備された教育環境である。

2) 教育の特色

(1) 6 年一貫の教育カリキュラム

歯学部

・ 6 年一貫の教育カリキュラムを組み、教養系教育・基礎科学教育、生命科学教育、口腔科学教育を通して、歯科医学教育を実践している。

・ 授業は学生が集中力を維持できるよう 60 分間とし、学力向上を目指して授業を繰り返すスパイラル授業体系を採用している。

・ 入学初年度にはアーリーエクスポージャーとして、医療人としてのモチベーションの維持と主体的で独創的な発想から人間性豊かな医療人を育成するために、「チーム医療学」、「チーム医療学演習」、「早期体験実習」を設けている。

・ 第 1 学年から第 4 学年までは、「大学で学ぶ意味の実践」、「主体性の構築とプランニング能力の育成」、「問題指向型医療記録 (POMR, POS) の認識と問題解決法の訓練」、「EBM を理解した治療」、「研究志向と自己研鑽能力の育成」を目的とした「エレクトィブスタディ」を課している。

・ 第 5 学年には臨床実習を行いながら基礎系科目講座に出向し、知識と技能を再想起するとともに研究志向を高め、基礎研究の大切さと楽しさを認識する「Evidence Research 研修」を取り入れている。

・ 第 1 学年から第 4 学年までを対象に行っている「科目選択ゼミ」は本学の独創的カリキュラムであり、不得意あるいは苦手な科目を少人数体制で教育し、当該学年における履修科目の学力がすべて設定した基準に到達するよう、集中的に強化することを目指している。

・ シラバスには、各科目の授業内容と歯学教育モデル・コア・カリキュラムおよび国家試験出題基準を掲載し、それぞれ関連づけて学修できるよう工夫している。

薬学部

・ 薬学教育モデル・コア・カリキュラムに従った 6 年制薬学教育を実践している。

・ 入学前から高校理科系科目のリメディアル教育に取り組み、「化学」、「基礎科学」、「物理学」、「基礎物理学」、「生物学」、「基礎生物学」を開講している。これは、高校での未履修科学系科目に対する対策であり、高大連携リメディアル教育を専門とする教員を任用し、薬学を学ぶための基礎学力の獲得を目指している。

・入学初年度には基礎教育として、教養科目、基礎科目と外国語科目、第2学年から第4学年までは薬学専門科目、第4学年からは薬学応用科目を教育している。第5学年以降は病院・薬局の実務実習で、本学附属病院のほか関東・東北の各地に出向して学修している。

・在学6年間を通して、自主学習とクラス担任による学修アドバイザー制による本学独自の学修支援プログラムを組んでいる。これは、第1学年は基礎科目の補完教育、第2学年は基礎薬学演習、第3学年はCBT準備教育、第4学年は共用試験対策、第5学年は卒業研究、第6学年は総合薬学演習から成っている。

(2) 特待生制度と入学試験制度

・本学の入学試験は、「推薦」、「一般」、「A0」の各入学試験、これに加えて歯学部では「同窓特別入学試験」を実施してきた。しかし、受験生の歯科離れによる定員充足率の低下に加え、東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所から拡散した放射性物質による風評被害が重なり、定員充足率は低い状態が続いている。

・風評被害による若者の県外流出を止めることと、これまで本学を支援していただいた地域への恩返しの意味を込めて、優秀な生徒を本学に迎え入れるため、在学6年間の授業料を減免する特待生制度を平成27年度から設けた。平成27年度入学試験では歯学部で28名、薬学部で16名の特待生が入学した。【資料F-4】

(3) 国際交流

・学生と教員が行う国際交流は、外国の姉妹校との学術交流、スポーツ交流、および日本歯科医師会主催のスチューデント・クリニシャン・リサーチ・プログラム等での発表を通しての交流などがある。

・韓国「慶熙大学」および米国「ロマリング大学」と姉妹校協定を結んでおり、慶熙大学とは隔年持ち回りでスポーツ及び学生間・教員間の学術交流を行ってきた。しかし、東日本大震災により平成23年度の交流は中止され、その後は再開されたものの、放射能の風評により韓国の学生が本学に来ることはなく、本学学生が韓国に出向くという一方的な交流に留まっていたが、平成27年度には韓国から教員・学生が来校し、新たな交流が始まっている。

・本学学生で学業成績及び人物が特に優れた者が海外留学または海外研修を行う際には、「奥羽大学影山晴川育英奨学金」を支給する制度がある。【資料F-5】

3) 歯学部附属病院

・奥羽大学歯学部附属病院は、10診療科のほかに16専門外来を設置し、地域医療機関と連携して地域社会の要望に応じている。なかでも、障がい児者の歯科診療は口腔機能向上連携外来が中心となり、日帰り全身麻酔による歯科治療を頻繁に実施し、患者の負担軽減に努めている。【資料F-6】

・歯科医師臨床研修においては、厚生労働省認定の「単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設」として、「単独型研修プログラム」、「地域医療短期研修プログラム」、「地域医療長期研修プログラム」を管理・運営し、協力型臨床研修施設として登録されているとともに地域歯科診療支援病院の指定を受けている。そのほか4医療施設からの委託診療と、1学校歯科医を引き受けている。【資料F-7】

・薬学部の実務実習では院内薬局での実習や入院患者に対する服薬指導などベッドサイドの実習を実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 F-1】 学校法人晴川学舎寄附行為 第 3 条

【資料 F-2】 奥羽大学学則 第 1 条

【資料 F-3】 奥羽大学大学院学則 第 1 条

【資料 F-4】 奥羽大学歯学部特待生規程 第 3 条、奥羽大学薬学部特待生規程 第 3 条

【資料 F-5】 奥羽大学影山晴川育英奨学基金規則 第 2 条

【資料 F-6】 奥羽大学ホームページ 奥羽大学歯学部附属病院 診療案内 外来診療

【資料 F-7】 奥羽大学歯学部附属病院研修プログラム（平成 27 年 4 月 1 日現在）平成 27 年度臨床研修要綱 P43-44, P53-58

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 1972. 02 学校法人東北歯科大学（入学定員 120 名）設置認可
- 1972. 04 東北歯科大学開学（附属病院棟、進学棟、講義棟、軽食喫茶棟落成）
東北歯科大学第 1 回入学式
- 1972. 07 附属病院診療開始、厚生施設「無垢苑」開苑
- 1972. 10 校章制定
- 1972. 12 第 1 回創立記念日
- 1973. 09 記念講堂落成
- 1973. 10 東北歯科大学学会発足・東北歯科大学父兄会発足
- 1974. 09 基礎医学研究棟落成
- 1974. 11 校旗・校歌制定
- 1975. 09 体育館落成
- 1975. 10 韓国慶熙大学と姉妹校締結
- 1976. 09 中央棟（図書館）落成、テニスコート（3 面）開場
- 1977. 09 実験動物舎落成
- 1977. 11 慰霊碑開眼式
- 1978. 03 第 1 回卒業式
- 1982. 05 創立 10 周年記念式挙行
- 1983. 04 武道館、クラブ棟落成
- 1984. 05 創立記念銅像「躍進」除幕式
- 1986. 03 大学院歯学研究科博士課程（入学定員 19 名）設置認可
- 1986. 04 大学院第 1 回入学式
- 1987. 04 歯学部入学定員の変更（120 名より 100 名に削減）認可
- 1988. 12 文学部（英語英文学科、フランス語フランス文学科、日本語日本文学科）
設置認可
学校法人東北歯科大学を学校法人晴川学舎に名称変更認可
東北歯科大学を奥羽大学に名称変更認可（'89 年 4 月 1 日より）
- 1989. 03 文学部棟落成
- 1989. 04 奥羽大学第 1 回入学式 校章、校旗、校歌の変更
- 1989. 06 米国ロマリダ大学と姉妹校締結
- 1989. 10 慰霊碑菩提寺に移設
- 1989. 12 創立者影山四郎銅像除幕式
- 1990. 02 文学部司書課程認定
- 1990. 03 テニスコート移転増設（6 面）立体駐車場落成
文学部教職課程認可
- 1990. 04 大学院歯学研究科第 1 回学位記授与式
- 1991. 04 文学部入学定員の変更（200 名から 350 名に増員、'99 年迄の期限付き）
認可

奥羽大学

- 1991. 09 解剖学棟落成
- 1992. 03 食堂棟（メモリー）落成 軽食喫茶を学生売店（グッディーズ）にして移設
- 1993. 03 文学部第1期生卒業式
- 1994. 05 奥羽大学文学会発足
- 1996. 04 第2講義棟落成
- 1997. 03 フランス国立パシフィック大学および太平洋国際交流センターと本学文学部の三者協定に調印
- 1998. 04 動物実験研究施設建設（実験動物舎撤廃）
- 1998. 12 大学院歯学研究科収容定員の変更認可（76名から72名に削減、'99年4月1日より）
- 1999. 04 文学部開設10周年記念像「秋ふたり」除幕式
- 1999. 07 文学部の期間を付した入学定員の廃止に伴う収容定員数の変更（800名から1,100名に増員）認可
- 1999. 08 中国遼寧大学と姉妹校締結
- 1999. 10 文学部教職課程認定
- 2000. 02 進学棟と記念講堂に太陽光発電システム設置
- 2000. 04 研修棟落成
文学部棟を薬学部棟に、進学棟を薬学部実習棟に変更する全面改修工事
- 2001. 02 第2講義棟に太陽光発電システム設置
- 2003. 08 文学部学生募集停止
- 2004. 11 薬学部（薬学科）設置認可、薬草園新設
- 2005. 04 薬学部（薬学科）開設
- 2005. 07 薬学部修業年限延長に係る学則変更届け
- 2005. 09 奥羽大学収容定員の変更（1,400名から1,800名に増員）認可
- 2007. 03 文学部廃止
- 2007. 05 第3講義棟落成
- 2008. 03 大学基準協会の基準適合認定
- 2009. 04 薬学部収容定員数の変更届け（1,200名から840名に削減）認可
- 2010. 03 大学基準協会の基準適合認定
- 2011. 08 東日本大震災に伴う書架の破損修復工事により図書館が新装
- 2013. 07 学生売店（グッディーズ）を中央売店に集約し、薬学部自習室を開設
- 2013. 09 情報ネットワークシステム機器更新

2. 本学の現況

- 大学名（エビデンス集 表 F-1）

奥羽大学

- 所在地

福島県郡山市富田町字三角堂 31-1

- 学部構成（エビデンス集 表 F-3）

歯学部歯学科

薬学部薬学科

大学院歯学研究科（博士課程）

- 学部・学科の学生数（エビデンス集 表 F-4）

平成 27 年 5 月 1 日現在

学年	歯学部歯学科				薬学部薬学科				合計
	募集 人員	男	女	小計	募集 人員	男	女	小計	
1 年	96	36	28	64	140	35	59	94	158
2 年	96	23	15	38	140	62	56	118	156
3 年	96	25	12	37	140	48	64	112	149
4 年	96	26	9	35	140	55	42	97	132
5 年	96	24	7	31	140	40	34	74	105
6 年	96	56	19	75	140	63	59	122	197
計	576	190	90	280	840	303	314	617	897
充足率				49%				73%	63%

- 大学院歯学研究科の学生数（エビデンス集 表 F-5）

平成 27 年 5 月 1 日現在

学年	募集 人員	歯学研究科			
		一般	社会人	留学生	合計
1 年	18	1	9	0	10
2 年	18	8	2	0	10
3 年	18	2	2	0	4
4 年	18	6	5	0	11
計	72	17	18	0	35

奥羽大学

・教員数（エビデンス集 表F-6）

歯学部・大学院

平成 27 年 5 月 1 日現在

区分 職名	歯学部						計		
	一般教養		基礎		臨床		男	女	合計
	男	女	男	女	男	女			
教授			13	1	13		26	1	27
准教授			8	2	8		16	2	18
講師	2		1		11	2	14	2	16
助教			7	5	10	5	17	10	27
助手					51	9	51	9	60
合計	2		29	8	93	16	124	24	148
客員教授	0	0	5	0	8	0	13	0	13
非常勤							51	13	61
総数									222

薬学部

平成 27 年 5 月 1 日現在

区分	薬学部				計		
	一般教養		薬学科		男	女	合計
	男	女	男	女			
教授			17	2	17	2	19
准教授			7		7	0	7
講師	2		3	3	5	3	8
助教			8		8	0	8
助手			2	1	2	1	3
合計	2	0	37	6	39	6	45
非常勤					29	10	39
総数							84

奥羽大学

・職員数 (エビデンス集 表 3-1)

平成 27 年 5 月 1 日現在

職名 区分	総務		財務		学事		図書館		附属病院		計		備考				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
事務職員	3	7	3	1	11	4	2	2	8	6	27	20	事務職員	27	10		
技術職員	10										11						
電話交換手	1										1						
運転手	1										1						
労務職員	1										1						
守衛	3										3		技能労務 職員	15	2		
看護師											17		17				
看護補助員																	
歯科衛生士											24		24				
歯科技工士											4 1		4 1				
薬剤師																	
放射線技師											2		2				
臨床検査技師											1		1				
栄養士											1		1		医療職員	6	44
小計	17	9	3	1	12	4	2	2	14	50	48	66					
臨時職員	1										5		6		事務職員	6	
															技能労務 職員		
合計	17	9	3	1	12	5	2	2	14	55	48	72					

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

・学校法人晴川学舎の建学の精神・基本理念は「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」ことにある。【資料 1-1-1】

・本学の使命は「広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与する」ことである。【資料 1-1-2】

・歯学部は、「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師を養成する」ことを目的とする。歯科医師には高度な専門知識と技能に加え、幅広い教養と社会性及び倫理観が求められている。また、医療の現場においては患者に秘められている問題を自らが発見し解決する能力が求められる。これらの要求に応えるために、歯科医師は生涯にわたり自己開発および高度の専門知識と技術の獲得に努め、医療、保健、福祉において他の医療人と協調・連携する能力を研鑽する必要がある。【資料 1-1-2】

・薬学部は、「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する」ことを目的とする。薬剤師には医療人として必要なコミュニケーション能力、倫理観および豊かな人間性が求められる。そのためには、薬学の高度な専門知識と研究能力を養い、国民の健康を守り、地域の保健・医療・福祉に貢献できる能力を研鑽する必要がある。さらに、患者および医療従事者の薬剤の適正使用に関する情報を提供できる能力、学問の進歩に対応できる柔軟な思考力と問題発見・解決能力を身につける必要がある。【資料 1-1-2】

・奥羽大学大学院は、「歯学の進歩と社会の福祉ならびに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成する」ことを使命・目的とする。そのためには、歯学および歯学に関連する学術において深く理論応用を教授かつ研究し、その奥義を究めることが求められる。【資料 1-1-3】

・使命・目的は学則に明確に定めてあり、その意味、内容を教育目的として具体的に明記し、基準 2 で述べる「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」に反映している。

1-1-② 簡潔な文章化

・使命・目的及び教育目的はいずれも明確で、その意味・内容については学則、大学案内、入学試験要項、大学ホームページ、奥羽大学ポートレート及び授業概要（シラバス）など

に簡潔な文章で明示している。【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】
【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】学校法人晴川学舎寄附行為 第 3 条

【資料 1-1-2】奥羽大学学則 第 1 条

【資料 1-1-3】奥羽大学大学院学則 第 1 条

【資料 1-1-4】平成 27 年度大学案内 P3, P7, P15

【資料 1-1-5】平成 27 年度入学試験要項 奥羽大学の 3 つのポリシー

【資料 1-1-6】奥羽大学ホームページ 大学概要 理念・目的・教育目標 3 つのポリシー

【資料 1-1-7】奥羽大学ホームページ 新着情報 大学ポートレート

【資料 1-1-8】2015 年度授業概要（シラバス）歯学部 P1

【資料 1-1-9】2015 年度授業概要（シラバス）薬学部 P ii

【資料 1-1-10】平成 27 年度授業概要（シラバス）大学院歯学研究科 P1

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・使命・目的は本学が創立以来今日まで持ち続けているものであり、今後も変更することはない。
- ・教育目的は、時代の変化や社会のニーズに対応して、教授会や大学院研究科委員会等で定期的に点検しており、「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」に反映させている。
- ・ホームページや印刷物など大学を紹介する媒体での公表にあたっては、その適切性を継続して検証しながら、表現も含めて見直しを図り、教育目的をさらに改善・向上させていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

・本学の教育理念である「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」を踏まえ、「広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与する」との本学の使命のもと、歯学および薬学の教育研究を通じて、広く人類の健康と福祉に貢献する多くの指導的人材を輩出し

ている。

・本学の個性・特色は、緑あふれる広大なキャンパス、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」および「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に則った6年間一貫教育の実施、在学6年間の授業料を免除する特待生制度、海外との国際交流、歯学部附属病院での歯学部臨床実習・薬学部実務実習および社会人が学びやすい大学院などであり、これらの詳細は大学案内や本学ホームページ、大学ポートレートなどに明示している。【資料1-2-1】【資料1-2-2】【資料1-2-3】

・建学の精神とこれに基づく教育理念や使命・目的は、創立以来不変なものであり、これを踏まえた本学の目指す教育目的は「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」の3つの方針に具体的に表現されている。【資料1-2-1】【資料1-2-2】【資料1-2-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】平成27年度 大学案内 P3, P7～10, P13, P15～18, P37～38, P42～44, P48

【資料1-2-2】奥羽大学ホームページ HOME

【資料1-2-3】奥羽大学ホームページ 大学ポートレート 【資料1-1-7】と同じ

1-2-② 法令への適合

・本学の使命は、学則第1章第1条で「広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与すること」と定めており、教育基本法第2条第1項「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」及び学校教育法第83条第1項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」によく適合している。

・大学院の使命・目的は、大学院学則第1条で「歯学及び歯学に関連する学術において深く理論応用を教授かつ研究し、その奥義を究め、歯学の進歩と社会の福祉並びに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成する」と定めており、学校教育法第99条第1項「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」によく適合している。それゆえ、法令等を遵守して教育研究が行われているものと判断する。

1-2-③ 変化への対応

・使命・目的は建学以来不変であり、歯科医師・薬剤師の育成の基本となるものである。それゆえ、歯科医師法や薬剤師法等の法令が変わらない限り、不変であると考えられる。

・教育目的は、時代の要求や社会のニーズ、医療・薬剤技術の進歩に対応できる医療人を育成するために絶えざる修正や変更が必要である。これまでも「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」、「歯科医師国家試験出題基準」、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」、「薬剤師国家試験出題基準」の改訂に伴い教育目的の見直しを行っており、時代の変

化や社会のニーズに適切に対応しているものと判断する。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

・医学界を取り巻く環境は多様化しており、医学・歯学の進歩に伴い大学に求められるニーズにも変化が生じるものと考えられる。時代の変化や社会のニーズに対応した歯科医師、薬剤師を育成するために、教育目的の適切性を定期的に検証し、必要な変更や改善を行う方針である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

「基準項目1-3を満たしている。」

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

・建学の精神・理念および使命・目的は寄付行為、奥羽大学学則、および奥羽大学大学院学則に定めており、役員、教職員に周知されている。

・法人役員は就任時に寄付行為の提示を受けるとともに、理事会、評議員会において大学および大学院の使命・目的に沿った教育・研究上の事業計画、事業報告を審議している。役員は法人の意思決定に関わる責任を有しており、意を尽くした審議を行った後に議決していることから、本学の使命・目的に対する理解と支持を得ているといえる。【資料1-3-1】

【資料1-3-2】【資料1-3-3】

・教職員に対しては入学式や年度初めに開催される全体集会において、本学の使命・目的を説明しており、その達成に向けた教育・研究を行っていくとの認識は教職員全体で共有されている。また、毎年開催される教育者のためのワークショップやFD、SDにおいて再認識を図っており、教職員の理解と支持は得られている。【資料1-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-1】学校法人晴川学舎寄附行為 第3条【資料1-1-1】と同じ

【資料1-3-2】奥羽大学学則 第1条【資料1-1-2】と同じ

【資料1-3-3】奥羽大学大学院学則 第1条【資料1-1-3】と同じ

【資料1-3-4】全学FD・SD研修会「奥羽大学の使命と教育・研究の質保証」のPPT（平成27年4月27日）

全学FD・SD研修会「認証評価を受審する」のPPT（平成27年10月8日）

1-3-② 学内外への周知

- ・使命・目的及び教育目的は、大学案内、本学ホームページ等、大学ポートレート等により学内外に公表し、周知を図っている。【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】【資料 1-3-7】
- ・入学式では、理事長あるいは学長から新入生と保護者に対して建学の精神、使命、沿革等を説明し周知を図っている。【資料 1-3-8】
- ・在学生および教職員に対しては、年度初めの全体集会や学年別ガイダンスで説明するとともに、授業概要に記載している。【資料 1-3-9】【資料 1-3-10】【資料 1-3-11】
- ・受験希望者やその父母に対しては大学説明会、オープンキャンパスで学長あるいは学部長が説明している。【資料 1-3-12】
- ・その他、自己点検・評価報告書、薬学自己評価を本学ホームページで公表するとともに、進学相談会、高校訪問、高大連携講座、公開セミナー、公開講座など、様々な機会を通じて使命・目的について言及し、学外に対して周知を図っている。【資料 1-3-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-5】平成 27 年度大学案内 P3, P7, P15 【資料 1-1-4】と同じ

【資料 1-3-6】奥羽大学ホームページ 理念・目的・教育目標 3つのポリシー【資料 1-1-6】と同じ

【資料 1-3-7】奥羽大学ホームページ 大学ポートレート【資料 1-1-7】と同じ

【資料 1-3-8】奥羽大学報 146 号

【資料 1-3-9】2015 年版 授業概要（シラバス）歯学部【資料 1-1-8】と同じ

【資料 1-3-10】2015 年版 授業概要（シラバス）薬学部【資料 1-1-9】と同じ

【資料 1-3-11】平成 27 年度授業概要（シラバス）大学院歯学研究科【資料 1-1-10】と同じ

【資料 1-3-12】奥羽大学オープンキャンパスの PPT（平成 27 年 7 月 18 日、7 月 25 日、8 月 6 日）

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

- ・本学は、毎年度の事業計画策定時に、入学者が卒業するまでの 6 年間を見通した財源の確保等に係る計画を立案している。この計画は、「人間性豊かな歯科医師・薬剤師を育成する」という本学の使命・目的及び教育目的を達成するためのものである。【資料 1-3-13】
- ・使命・目的及び教育目的は 3 つの方針（ポリシー）にも反映させている。
- ・「アドミッションポリシー」では、人間性豊かな医療人の育成にとって重要な、医療現場に立つものに相応しい倫理観を持つ学生を求めている。【資料 1-3-14】【資料 1-3-15】【資料 1-3-16】
- ・「カリキュラムポリシー」では、本学のカリキュラムが「人間性豊かな人材を育成する」ためのものであると明示している。【資料 1-3-14】【資料 1-3-15】【資料 1-3-16】
- ・「ディプロマポリシー」では、豊かな人間性、倫理観を持ち、保健、医療、福祉分野に貢献できる学生に対して学位を授与するとしている。【資料 1-3-14】【資料 1-3-15】【資料 1-3-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-13】消費収支計算書シミュレーション

【資料 1-3-14】平成 27 年度大学案内 P3, P6, P7, P15 【資料 1-1-4】と同じ

【資料 1-3-15】奥羽大学ホームページ 理念・目的・教育目標 3つのポリシー
【資料 1-1-6】と同じ

【資料 1-3-16】奥羽大学ホームページ 大学ポートレート 【資料 1-1-7】と同じ

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

・本学の使命・目的及び教育目的を達成し、社会のニーズに応えるべく、6 年一貫教育プログラムを実行し得る教育研究組織を構成している（図 1、P16）。【資料 1-3-17】

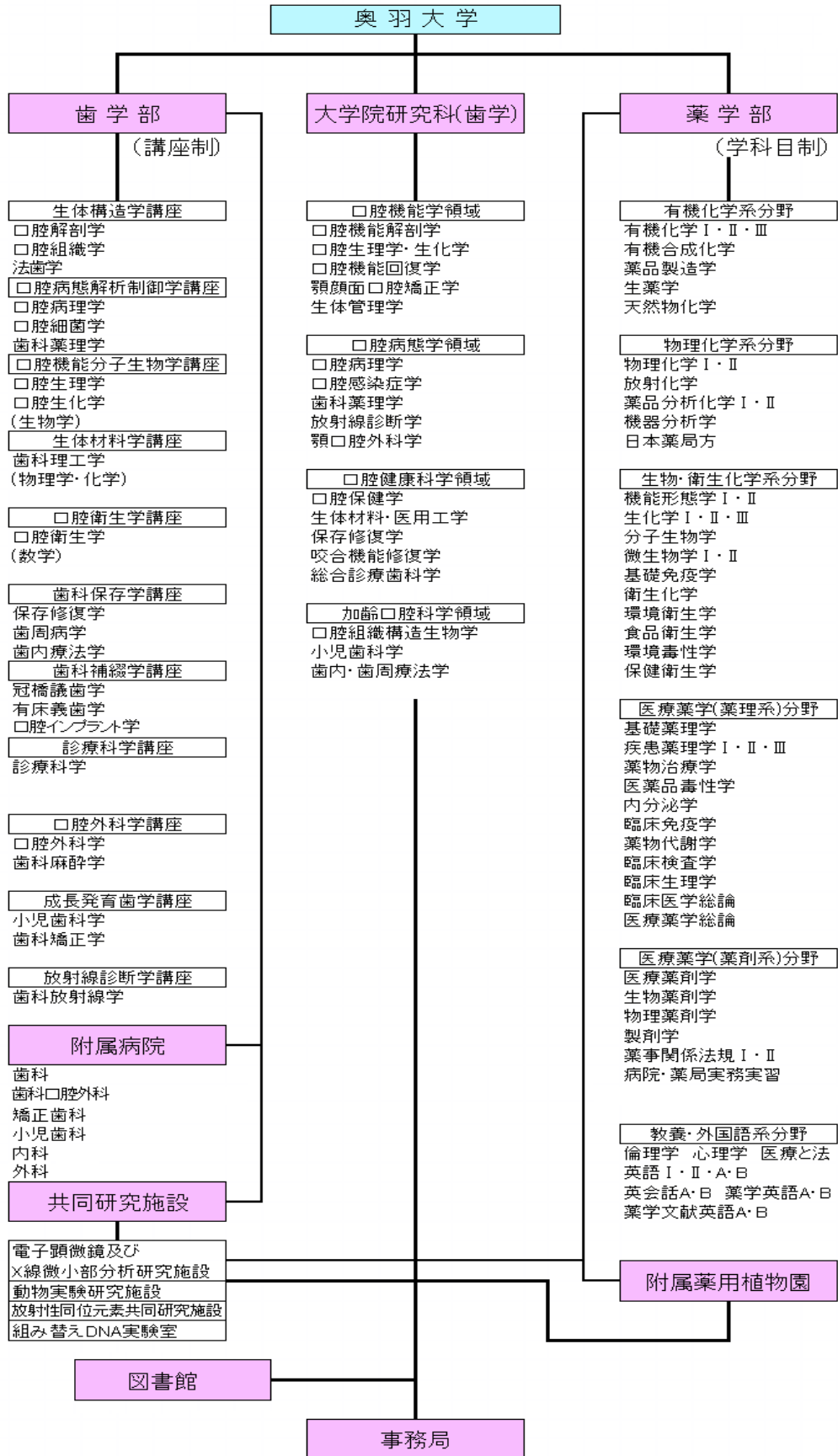
・歯学部は、基礎系歯学 5 講座 9 分野と臨床系歯学 6 講座 10 分野の計 11 講座 19 分野のほか、教養科目と総合臨床医学科目を配置している。また、歯学部附属病院は臨床実習の場として歯科 4 診療科と医科 2 診療科の組織を構成している。

・薬学部は、基礎系薬学 3 分野と医療系薬学 2 分野及び教養・外国語系分野の科目を配置している。

・両学部とも、使命・目的及び教育目的を達成するためのプログラム編成に対応した教育研究組織であり、構成などを含めた全体の整合性も十分に図られている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-17】奥羽大学ホームページ 大学概要 奥羽大学の教育研究組織図



(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

・本学の使命・目的及び教育目的の有効性については、時代の変化と大学に対する社会からの要請や期待の変化を踏まえ、各部署の自己点検・自己評価委員会において毎年定期的に自己点検し評価している。本学の卒業生は歯科医師、薬剤師として地域医療に貢献しており、本学の使命・目的及び教育目的は有効であると判断する。

・大学および大学院の使命・目的には変更がないものの、歯学部、薬学部とも教育目的の見直し、3つの方針の見直しを随時行っており、今後の大学を取り巻く環境の変化に対応して、自己点検・自己評価委員会を中心として定期的に改善・向上を図っていく。

【基準1の自己評価】

・本学では建学の精神である「人間性豊かな人材の育成」及び本学の教育理念である「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」をもとに、使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に、また簡潔に文書化して、学則、ホームページ、大学案内、大学ポートレートなどで公開し、適切に学内外への周知を行ってきている。

・使命・目的及び教育目的は本学の個性・特色を反映し、社会にもよく適応しており、3つのポリシー及び教育イノベーションによく反映されている。

・「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」や「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」の改正に伴う教育目的の見直しや、それに合わせたカリキュラムの改正も行い、併せて、教員組織の見直しも随時行ってきている。

・それゆえ、本学は「基準1」について、すべての項目を十分に満たしているものと判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己評価

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

・使命・目的および教育目的に基づき、大学および大学院の入学者受け入れ方針を次のように定めている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

歯学部・薬学部の入学者受入の方針（アドミッションポリシー）

1. 求める学生像

- 1) 好奇心旺盛で探究心のある学生
- 2) 医療を通して社会に貢献する情熱を持つ学生
- 3) 地域医療を支える意識を強く持つ学生
- 4) 医療現場に立つものに相応しい倫理観を持つ学生

2. 入学までに身に付けてほしいこと

- 1) 高校までの基本的な国語、英語を理解していること
- 2) 高校までの基本的な数学を理解していること
- 3) 物理、化学、生物の中で、少なくとも 1 科目に対しては、高校までの内容を理解していること
- 4) 与えられた学習をこなすのではなく、自ら取り組む習慣を身に付けていること

大学院の入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）

- 1) 歯学の進歩に貢献できる研究者を目指すひと
- 2) 豊かな人間性と高い研究能力を兼ね備えた研究者を目指すひと
- 3) 国際的な視野に立った歯学研究を行なう志のあるひと
- 4) 自立して歯学研究を行える研究者になることを望むひと
- 5) 歯学研究に取り組む意欲をもつ社会人

・歯学部、薬学部の入学者受入の方針は、大学ホームページに常時明確に掲載し広く周知するとともに、大学ポータルサイトにリンクさせることでさらに広く周知している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-3】

・受験生等に対しては、直接郵送、進学相談会、高校訪問等の機会を通じ、大学案内、入

学試験要項に明記して、本学が求める学生像を広く周知している。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

・学生、教職員に対しては授業概要（シラバス）に明記することで、常日頃から明確にし周知している。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

・オープンキャンパスにおいては、学長、歯学部長および薬学部長から、建学の精神・教育理念、使命・目的に加え、「アドミッションポリシー」について、より詳細に説明している。【資料 2-1-8】

・大学院の入学受入れの方針は、大学ホームページおよび学生募集要項に明記し、さらには大学院授業概要（シラバス）に記載して周知を図っている。【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】

・大学院の入学説明会では、本学の臨床研修歯科医と歯学部生に明示しているほか、社会人大学院生の受入れを促進するため、本学歯学部同窓会員に大学院の入学案内を送付し周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 奥羽大学ホームページ 大学概要 理念・目的・教育目標 3 つのポリシー

【資料 2-1-2】 奥羽大学ホームページ 学部・大学院 歯学研究科について

【資料 2-1-3】 奥羽大学ホームページ 新着情報 大学ポートレート

【資料 2-1-4】 平成 27 年度大学案内 P3

【資料 2-1-5】 平成 27 年度入学試験要項 P1

【資料 2-1-6】 2015 年度授業概要（歯学部）P1

【資料 2-1-7】 2015 年度授業概要（薬学部）Piv

【資料 2-1-8】 オープンキャンパスの PPT

【資料 2-1-9】 平成 27 年度奥羽大学大学院歯学研究科 学生募集要項

【資料 2-1-10】 平成 27 年度授業概要（奥羽大学大学院歯学研究科）P2

2-1-② 入学受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学試験は、学部および大学院ともに学長を委員長とする入学試験委員会を構成して、区分に応じた入学試験を実施している。学科試験のほか面接試験では入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、公正かつ適切な方法で行っている。

歯学部

・入学試験は、アドミッションポリシーに沿った学力と人間性のバランスに優れた学生の選抜を基本方針とし、推薦、特待生選抜、一般選抜、A0、同窓特別の 5 種別で実施している。【資料 2-1-11】

・入学受入れについては、「奥羽大学入学受入れ規程」に則り、学長を委員長、歯学部長を副委員長、5 名の教授を委員とする歯学部入学試験委員会が実施し、その事務は歯学部学事部が執り行っている。【資料 2-1-12】

・推薦入試は高校の学校長推薦を受けた受験生について、調査書、小論文、及び面接を点数化し、その結果をもとに選抜している。【資料 2-1-13】

・特待生選抜入学試験は英語、数学を必須とし、理科 1 科目の得点で、選抜している。面接については参考資料としている。【資料 2-1-13】

- ・一般選抜入試は英語を必須とし、数学または理科の1科目の得点と面接を点数化し、選抜している。調査書については参考資料としている。【資料 2-1-13】
- ・AO と同窓特別入学試験は自己推薦書と面接を点数化し、選抜している。【資料 2-1-13】
- ・すべての入学試験種別で実施する面接試験では、アドミッションポリシーに沿って、思考力、展開力、表現力及び医療人として相応しい人間性や倫理観、さらには歯科医師となる目的意識について評価している。
- ・小論文では多角的視点から物事を捉えることができる能力を測るための問題を工夫している。

薬学部

- ・入学試験はアドミッションポリシーに沿った学力と人間性のバランスに優れた学生の選抜を基本方針とし、指定校推薦、公募推薦、一般、AOの4種別で実施している。【資料 2-1-11】
- ・入学者選抜については、「奥羽大学入学者選抜規程」に則り、学長を委員長、薬学部長を副委員長、5名の教授を委員とする薬学部入試委員会が実施し、事務は薬学部学事部が執り行っている。【資料 2-1-12】
- ・指定校推薦入試は、本学が選定した高校の学校長推薦を受けた受験生について、調査書、志願書、面接を点数化している。特に、志願書と面接では、思考・展開・表現能力・人間性等の潜在的知的能力を評価している。【資料 2-1-13】
- ・公募推薦入試は調査書、志願書、小論文および面接を点数化している。小論文については、科学的視点から物事を捉えることができる能力を測るため問題を工夫している。【資料 2-1-13】
- ・特待生選抜入試は英語、数学及び理科の化学を必須、物理、生物から1科目の選択とし、学科試験および面接により判定している。【資料 2-1-13】
- ・一般選抜入試では、英語、数学、理科を課しているが、理科は物理、化学、生物から1科目の選択としている。【資料 2-1-13】
- ・AO入試は自己推薦書と面接結果を総合して判定している。【資料 2-1-13】

大学院歯学研究科

- ・大学院のアドミッションポリシーに沿って、入学試験は英語、専門科目の口頭試問、面接で実施している。【資料 2-1-14】【資料 2-1-15】
- ・大学院運営委員会が試験問題作成者と面接担当者を指名し、受験生の志望する専攻科の教員が口頭試問担当者となる。
- ・英語は歯科医学に関する英文論文を和訳させ、口頭試問では学位研究を進めるための専門知識を有しているかを評価する。【資料 2-1-15】
- ・アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れる目的から受験生の志望する専攻科に所属しない2名の大学院教員が面接委員となり、受験生の人物をより適切に評価している。【資料 2-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-11】 平成 27 年度入学試験要項 P2

【資料 2-1-12】 奥羽大学入学者選抜規程 第 4 条

【資料 2-1-13】 平成 27 年度入学試験要項 P4~16、A0 入学試験要項・同窓特別入学試験要項 P1~7

【資料 2-1-14】 奥羽大学大学院学則 第 13 条

【資料 2-1-15】 平成 27 年度奥羽大学大学院歯学研究科 学生募集要項 【資料 2-1-9】と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学者数は大学ホームページで公表している。【資料 2-1-16】 【資料 2-1-17】

歯学部

・歯学部の収容定員は 600 名で、入学試験における募集人員は 96 名である。

【表 F-4】 【資料 2-1-18】

・東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故が発生してから入学者数が減少し、平成 27 年 6 月 1 日現在の在籍学生総数は 275 名で、収容定員に対する比率は 45.8%となった。【表 2-2】

・優秀な学生を受け入れる目的で、平成 27 年度から特待生制度を導入した。それにより入学者数は前年度に比較して 42 名増加し、平成 27 年 5 月 1 日現在の在籍学生総数は 280 名で、入学定員に対する比率は 46.7%となった。【表 2-1】

薬学部

・薬学部の収容定員は 840 名、入学試験における募集定員は 140 名である。【表 F-4】 【資料 2-1-18】

・平成 27 年 6 月 1 日現在の在籍学生数は 650 名で、収容定員に対する比率は 77.4%である。【表 2-2】

・東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所事故を機に入学者数の減少が見られたが、近年の入学者数は回復傾向にある。【表 2-1】

大学院歯学研究科

・大学院の収容定員は 72 名で、平成 27 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 35 名で、収容定員に対する在籍学生総数の比率は 48.6%である。【資料 2-1-17】 【資料 2-1-18】

・入学者数に対する東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所事故の影響は、学部と異なり、特に認められない。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-16】 奥羽大学ホームページ 大学概要 平成 27 年度入試結果

【資料 2-1-17】 奥羽大学ホームページ 大学概要 学生数

【資料 2-1-18】 奥羽大学ホームページ 大学概要 教育研究組織

【エビデンス集・データ編】

【表 F-4】 学部・学科の学生定員及び在籍学生数

【表 2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移

【表 2-1】学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

歯学部・薬学部

・受験生の歯科離れで全国的に受験者数の減少がみられているのに加えて、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故発生以降、在学生の他大学への転学や入学試験合格者の入学辞退が多々みられた。

・受験者も減少傾向にあり、収容定員に占める在籍学生の割合の減少がここ近年続いている。

・東日本大震災以後に志願者が減少している原因の一つに、放射能に対する風評がある。本学の対策として、平成 23 年度と 24 年度に、学生 100 名を対象に積算線量計を 1 日 24 時間、1 か月間着用させ、外部被ばく線量の測定を実施した。その結果、線量は年間に換算して 0.24~0.34mSv であり、ICRP(国際放射線防護委員会)が年間被ばく線量の上限とする 1 mSv を下回っていた。このことから、郡山市で生活している学生においては、生体に影響を受ける程度ではないことが示された。さらに、大学キャンパス内の空間線量を計測し、その結果を併せて本学ホームページに公表し、放射能の風評被害を極力小さくする努力は今後も継続する。

・受験生の動向調査等を含めた入試情報の収集と分析に基づいた広報活動に力を注いできた。また、大学ホームページや大学ポर्टレートの充実を図ってきたほか、プロモーションビデオや各種会合時に使用する本学 PR 用スライドを作成し、本学の PR をより積極的に行っている。

・歯学部では、平成 23 年度から歯学教育充実費を廃止した新学費制度を採用している。

・法人側の支援により、学費を減免して受験生に広く門戸を開放するため、6 年間の授業料を全額免除する特待生制度を平成 27 年度から創設した。特待生選抜入試の結果、歯学部では 28 名、薬学部では 16 名が特待生の資格を得て入学した。

・今後はこの制度も広く浸透させ、本学の優位性をアピールすることで入学定員に沿った適正な学生受入れ数を確保したい。

大学院歯学研究科

・過去 5 年間の収容定員に対する在籍学生の比率は 50%前後であり、受験者を増やす改善策として、大学院に入学する利点や魅力を研修歯科医及び歯学部学生に伝える。

・平成 22 年度から社会人大学院生として本学教員も受け入れることとした。教員の身分を持つことで、経済的負担が通常の大学院生よりも軽減できる。この施策によって、福島第一原子力発電所事故に伴う影響を受けることなく、例年程度の学生数を確保できた。

・研修歯科医に対しては、大学院基礎系専攻科に研究に従事できる選択実習を設け、リサーチマインドの醸成を図っている。これらの結果はまだ得られていないが、入学定員の充足率向上に役立つものと考えている。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成の方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成の方針の明確化

歯学部・薬学部

・歯学部・薬学部の教育目的に合致する「カリキュラムポリシー」は以下のように明確化している。【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】

- 1) 教養科目を通して、専門性に偏らない幅広い視野と豊かな人間性、倫理観を持つ学生を育成する
- 2) 専門科目を通して、専門的な知識や技能を高め、歯科医師や薬剤師としての確かな基礎を持つ学生を育成する
- 3) 実習を通して、課題探求能力を養い、知識に裏付けられた実践能力のある学生を育成する
- 4) 臨床実習（実務実習）を通して、医療人としての人間性・倫理観はもとより、知識・技能・態度などの総合的な能力のある学生を育成する

・上記ポリシーを具現化するため、カリキュラム委員会では科目担当教員の意見を取り入れながら、教育課程の編成を行っている。【資料 2-2-3】 【資料 2-2-4】

・「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」および「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」の改訂時には、カリキュラム委員会が教育課程を再編成し、全学の説明会を開催して教員に周知を図っている。【資料 2-2-5】 【資料 2-2-6】

・学生には学年主任から毎年の年度始めに教育課程をガイダンスにて配布した授業概要（シラバス）の中で解説しており、教員と学生は教育目的と「カリキュラムポリシー」を共有している。【資料 2-2-7】 【資料 2-2-8】

大学院歯学研究科

・大学院歯学研究科の「カリキュラムポリシー」は以下のように明確化している。【資料 2-2-9】 【資料 2-2-10】

- 1) 高度な研究活動を行うために専攻分野に加え、関連分野の知識・研究手法を修得できる科目編成とする
- 2) 先進的な歯学領域の研究に関する知識・技術を教授する新たな科目を開設していく
- 3) 社会人大学院生に配慮して昼夜開講制のカリキュラムとする

・このポリシーは、年度初めのガイダンスで解説するとともに、授業概要と本学ホームページに記載し、周知を図っている。【資料 2-2-9】 【資料 2-2-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 2015 年度授業概要（歯学部） P2

【資料 2-2-2】 2015 年度授業概要（薬学部） Piv

【資料 2-2-3】 平成 27 年度歯学部カリキュラム委員会議事録

【資料 2-2-4】 平成 27 年度第 1 回薬学部新カリキュラム委員会議事録

【資料 2-2-5】 平成 27 年度歯学部カリキュラム説明会開催案内

【資料 2-2-6】 薬学部新カリキュラム説明会資料

【資料 2-2-7】 平成 27 年度歯学部在学生ガイダンス資料、2015 年度授業概要（歯学部）
【資料 2-2-1】 と同じ

【資料 2-2-8】 平成 27 年度薬学部在学生ガイダンス資料

【資料 2-2-9】 平成 27 年度授業概要 奥羽大学大学院歯学研究科 P2 【資料 2-1-10】
と同じ

【資料 2-2-10】 奥羽大学ホームページ 学部・大学院 歯学研究科について【資料 2-1-2】
と同じ

**2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発
歯学部**

・歯学部の教育課程編成方針に沿って、以下のように教育課程を体系的に編成している。

【資料 2-2-11】 【資料 2-2-12】

- 1) 歯科医療の意義と目的を理解し、医療人として必要な教養と知識を学ぶ「教養系教育」
- 2) 歯科医学における教養科目と専門の基礎科目の関連性を学ぶ「基礎科学系教育」
- 3) 講義と実習により基礎科目と臨床科目の関連性を学ぶ「生命科学教育」
- 4) 患者を対象とした知識と技術および態度を身につける「口腔科学教育」
- 5) 臨床実習を通して患者さんの痛みを実感し応用力を身につける「診療参加型臨床実習」
- 6) 歯科医師として必要な知識と技術の総まとめをおこなう「臨床総合講義」

・平成 27 年度は文章表現 I-Ⅱはアカデミックリテラシーに、倫理学は医療倫理学に、ICT I-Ⅲは情報リテラシー I-Ⅲに、英会話 I-Ⅱは英会話と医療英会話に、学年横断型科目の歯科医療人間学 I-Ⅳは日本語コミュニケーションと共に医療コミュニケーション I-Ⅲに、それぞれ改組して開講した。また、チーム医療学・チーム医療学演習を新設し、これらにより、人間性、倫理観、コミュニケーション能力、協働して学ぶ力などを養成している。

【資料 2-2-11】 【資料 2-2-12】

・情報社会に対応できるデータ収集、プレゼンテーション能力をつける情報リテラシー教育も行っている。【資料 2-2-11】 【資料 2-2-12】

・現在特筆すべきものに「学生の主体的参加型講義」、「問題解決型学習(PBL)」「サービスマスラーニング」、「エレクトィブスタディ」、「科目選択ゼミ」等がある。これらは「大学で学ぶ意味の実践」、「主体性の構築とプランニング能力の育成」、「問題指向型医療記録(POMR, POS)の認識と問題解決法の訓練」、「EBMを理解した治療」、「研究志向と自己研鑽

能力の育成」が可能となるよう、カリキュラムが工夫されている。【資料 2-2-12】

- ・「学生の主体的参加型講義」の例として、医療コミュニケーション学における、講義中に設定されるスモールグループ討議とその発表がある。また、WEB 学習として授業資料提示システムを整備し、学生がいつでも主体的に学習できる環境を整えている。【資料 2-2-12】
- ・「問題解決型学習 (PBL)」は、アカデミックリテラシー、医療倫理学、医療コミュニケーション学 (第 1~3 学年)、臨床実習 (第 5 学年) 等で実施し、歯科医学的知識を能動的に学び問題を発見・解決できる能力を涵養している。【資料 2-2-12】
- ・「サービスマーケティング」では臨床実習期間に学生が障害者施設、介護施設等へ出向き、附属病院では経験することの少ない要介護者に対する口腔ケアや歯科診療の介助を体験し、歯科医師としての責任と義務を学び、将来の地域医療へ貢献する意識を高めている。【資料 2-2-13】
- ・「エレクトィブスタディ」では、第 1 学年から第 4 学年まで学年を問わず、学生が主体的に興味・関心を持つ分野を選択し、当該分野に出向して学修・研鑽し、将来的に生涯学修・研修を続け潜在能力を開発して飛躍できるよう自己研鑽するカリキュラムである。【資料 2-2-14】
- ・「科目選択ゼミ」では、不得意あるいは苦手な科目に対して少人数体制で指導するものであり、当該学年におけるすべての履修科目の学力が設定された基準に到達するよう、集中的に強化するものである。【資料 2-2-14】
- ・歯学部での履修科目はすべて必修科目で選択科目はないことから、登録単位数の上限設定は行っていない。

薬学部

- ・薬学部の教育課程編成方針に沿って、以下のように教育課程を体系的に編成している。【資料 2-2-11】 【資料 2-2-15】
- ・教育課程は、第 1 学年から第 6 学年を通して基礎教育科目 (教養、外国語) と専門教育科目 (基礎、薬学専門および応用) が効率的に積み上げられる方式で配置され、講義内容は目的に沿って具体的である。
- ・科目名は、その内容を直截的に示す名称となっている。
- ・平成 27 年度から「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」が改訂・改変されるため、新カリキュラム策定委員会を立ち上げ、本薬学部の特徴を活かした魅力あるカリキュラムを繰り返し検討し、5 つの教育目的を達成するため、以下の 6 つのスキームを作り、それに沿うカリキュラムとなるよう全面的に改変した。
 - 1) 基礎科学教育や薬学準備教育を充実させ、基礎学力の向上を目指す。
 - 2) 一般教養科目を 6 年次まで選択可能とし、一般教養を涵養する機会を増やす。
 - 3) 演習、チュートリアル講義を新設することで、学力だけでなくコミュニケーション能力の向上を目指す。
 - 4) 歯学部との同一科目での講義や演習を行うことで、チーム医療の大切さを学ぶ。
 - 5) アドバンストコースを充実して (科目数で従来の 1.4 倍)、目指す薬剤師像に合った講義等を選択する。
 - 6) 各学年末に進級関門科目として総合演習を実施し、学年毎に当該学年までの学力を保

証する。

なお、4) に関しては、平成 27 年度から歯学部と合同で「オリエンテーションキャンプ」を実施し、ディスカッション等を通して同じ医療人としての自覚を持たせるとともに、チーム医療を行う上での素養を身につけさせている。

・薬学部では、学生のモチベーションを高めるための早期体験学習を単位化せず、「薬学概論」の一部として実施してきた。

・「薬学概論」の講義内だけでは対応が不十分であることから、平成 21 年度より、1 年生全員を対象に介護施設見学、薬局・病院見学を実施し、終了後にはレポート提出やスモールグループ討議 (SGD) を行い、医療人としての意識向上を目指した。

・なお、平成 27 年度からはカリキュラム再編に伴い、「チーム医療学演習」の一環として実施している。

・最近、「脱法ハーブ」に関する事件事故が多発し社会問題化している。奥羽大学全学生を対象とした「薬物乱用防止教育」を毎年度、実施しているものの、将来学校薬剤師の職務を遂行する可能性のある薬学部生に特化した教育が必要となる。

・平成 25 年度は中学生、小学生を対象に「医薬品の適正使用」についての教育が文部科学省により義務化されてもいる。そのため、アドバンスト科目として「教育の理論と技法」を新設し、「薬物乱用防止教育」や「ドーピング防止教育」も含めた薬学教育法を講義することとした。

大学院歯学研究科

・教育目的を達成するための教育課程編成方針に則ったカリキュラムは、研究活動の基礎となる専門知識及び研究手法や実験技術を包括した講義と実習が履修できるものとなっており、授業概要 (シラバス) を作成して大学院生に明示している。【資料 2-2-16】

・歯科医学の進歩に対応して、講義科目の見直し、講義内容の改善を行っている。具体例は、研究倫理・研究不正防止の教育を重点的に行う「研究の進め方」、遺伝子組み換え技術を含めたライフサイエンスの最新の実験手技を教示する「生命科学実験法」、感染症の分子基盤を教示する「分子口腔感染症学」、癌細胞の転移機構の最新知識を学ぶ「分子腫瘍生物学」などである。【資料 2-2-16】

・社会人特別選抜入学制度は平成 19 年度から開始し、昼夜開講制のカリキュラムとして大学院生の状況に合わせて無理なく履修できるよう配慮している。【資料 2-2-16】

・カリキュラムは、第 1, 2 学年における専攻科目が「講義・実習」、「大学院講義」、「大学院定例セミナー」に大別され、第 2 学年までに 30 単位以上を履修する授業計画が組まれている。第 3 学年以降は、各自の研究テーマに沿った研究活動に専念する。【資料 2-2-16】

・国内外の著名な研究者を招聘して行う特別研修セミナーを開講し、最新の知識の獲得や研究の醍醐味を知る機会を提供し、さらに平成 27 年度は研究倫理に対する 3 セミナーを開催予定である。【資料 2-2-17】 【資料 2-2-18】

・学位論文の指導は、主科目の指導教員のみならず全教員が支援する仕組みとなっており、大学院全体として大学院生を教育している。【資料 2-2-19】

・大学院生から提出された研究計画報告書を全大学院教員に配布し、学位研究が適切に行われるように書面でアドバイスし、これを当該大学院生と指導教員にフィードバックしてい

る。【資料 2-2-20】 【資料 2-2-21】

- ・その 1 年後には研究成果を全大学院教員の前で口頭発表し、討論の結果を踏まえて学位論文の作成を行っている。このシステムにより学位研究の質が担保されている。【資料 2-2-22】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-2-11】 平成 27 年度大学案内 P7～10, P15～18
- 【資料 2-2-12】 2015 年度授業概要（歯学部）P11
- 【資料 2-2-13】 平成 26 年度奥羽大学歯学部臨床実習学外研修実施要領
- 【資料 2-2-14】 2015 年度授業概要（歯学部）P9
- 【資料 2-2-15】 2015 年度授業概要（薬学部）P15～25
- 【資料 2-2-16】 平成 27 年度授業概要（奥羽大学大学院歯学研究科）P18～20
- 【資料 2-2-17】 大学院特別研修セミナー・特別セミナー開催一覧（H16～）
- 【資料 2-2-18】 平成 27 年大学院特別研修セミナー予定 P37
- 【資料 2-2-19】 奥羽大学大学院学則 第 36 条
- 【資料 2-2-20】 平成 27 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究計画報告書
- 【資料 2-2-21】 平成 27 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【資料 2-2-22】 平成 27 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究経過発表会プログラム

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・歯学部と薬学部は、教育目的を明確化して 6 年一貫教育課程を編成しているが、これをさらに充実させる。
- ・一方、学生の自主的学修をさらに支援するため、CBT-Medical system を導入し、e-learning system を構築中である。
- ・医療系の 2 学部を有する奥羽大学の特徴を生かし、「サテライト・フィードバック」を意識して、行政・病院・開業医・研究分野に人材を派遣し、サテライトを増やし、テリトリーを充実・拡大させる。
- ・社会のニーズに沿った歯学・薬学融合型プロフェッショナルを育成するために、超高齢社会に伴い急増する在宅歯科医療ならびに在宅医療薬学に関する知識と技術を学修するプログラムを作成する。
- ・大学院歯学研究科においては、現在の論文指導の質をさらに高め、国際誌に論文を掲載するために、研究計画報告書の提出時期を現在の 2 年次から 1 年次に早めることを計画している。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2)2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学は、学部運営、カリキュラム策定、シラバス作成及び学内試験の実施などを適切かつ円滑に行うため、教員と学事部教務課・学生課の職員が良く連携し協働している。

歯学部

・歯学部では、教員と学事部職員との良好な連携により、カリキュラムの策定、シラバスの作成及び各種学内試験などを適切にかつ円滑に実施している。これらを担う学生部委員会は、歯学部長の下で学生部長を長とし、学年主任、クラス担任、カウンセラー、歯学部学事部長、教務課長を含めて構成され、学生の学修全般および学生生活支援に関する内容を討議している。ここでの討議内容は学生部長から歯学部長へ報告された上で、教授会において報告あるいは審議されている。そしてその結果は、各教員へと伝達されて、学生への学修支援のための歯学部全体の情報共有・意思統一が図られている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

・学年担任制とし、各学年に学年主任としての教員 1 名、学生 5～11 名に対するクラス担任としての教員 1 名を配置し、事務組織である学事部と密接に連携をとり、履修指導、学修の進め方、成績向上の指導、学生生活全般に至る幅広い内容の支援を行っている。【資料 2-3-3】

・学年主任とクラス担任は学年毎、2 週間に 1 回の担任会議を開催し、当該学年の学生生活情報や出席、学力情報を共有している。クラス担任は、定期的に教務課職員から配信される受け持ち学生の出席状況、試験成績等の資料を基に受け持ち学生の指導を行っている。

【資料 2-3-4】

・ティーチング・アシスタント (TA) として大学院生を臨時職員として雇用し、TA を必要とする科目の実験、実習等に配属し、教員の教育補助業務を通して学生の学修支援を行っている。【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

・学生の自主的学修を促進するため、月曜日から金曜日の授業終了後の 16 時 30 分から 19 時まで、授業担当教員が 5 名以上、中央棟 3 階の学生ホールに待機して学生の質問に答えている。【資料 2-3-7】

・授業担当教員は毎週オフィスアワーを設け、授業概要に表記して学生からの講義内容についての疑問や学修における相談を受付けている。これにより、学生と教員とのコミュニケーションが強化され、学生の自主的な学修を促している。また、オフィスアワー以外の時間帯でも学生が相談できるよう、教員は柔軟に対応している。【資料 2-3-8】

・自習の場として、教室、歯学部専用自習室及び学生ホールを時間外も開放し、学習到達度を確認するルーツとして教育支援システム (CBT-Medical system) を導入し、共用試験及び歯科医師国家試験に向けての支援を行っている。

・歯学部附属病院における診療参加型臨床実習において、よりきめ細やかな教育を実施するために、診療科教員が積極的に教育に参加し、効果的に学修支援ができる体制をとっている。【資料 2-3-9】

薬学部

・薬学部では、教員と学事部職員が良く連携して、カリキュラムの策定、シラバスの作成及び各種学内試験などを適切にかつ円滑に実施している。これらを担う学生部委員会は、薬学部長の下で学生部長を長とし、学年主任、クラス担任、カウンセラー、薬学部学事部長および学事課長を含めて構成され、学生の学修全般および学生生活支援に関する内容を討議している。ここでの討議内容は学生部長から薬学部長へ報告された上で、また教授会において報告あるいは審議され、そしてその結果が各教員へと伝達されて、学生への学修支援のための薬学部全体の情報共有・意思統一が図られている。【資料 2-3-1】

・学修支援と生活指導の充実を目的として、各学年には学年主任 1 名、さらに第 1 学年～第 3 学年では 3～4 名の学生に対して 1 名の教員をアドバイザーとして配置し、より一層の学生と教員のコミュニケーションを図っている。また、第 4 学年～第 6 学年の学生はそれぞれ教員（講師以上 34 名）の教室へ配属され（研究室配属）、特別実習（卒業研究）の指導を受けるとともに学修・生活全般の指導も受ける。また、必要に応じ、保護者への連絡を行っている。【資料 2-3-10】

・自習の場として、図書館、薬学部専用自習室及び教室を時間外も開放し、学習到達度を確認するツールとして教育支援システム（アルプ社製）を導入、特に薬学共用試験及び薬剤師国家試験に向けての支援を行っている。

・授業担当教員は、毎週オフィスアワーを設け授業概要に表記して、学生からの講義内容についての疑問や学修における相談を受付け、これにより学生とのコミュニケーションを強化して、学生の自主的な学修を促している。また、オフィスアワー以外の時間帯でも学生が相談できるよう教員は柔軟に対応している。【資料 2-3-11】

大学院歯学研究科

・大学院運営委員会は毎月 1 回開催され、大学院に関する重要な規則の制定・改廃、大学院予算の方針、大学院生の定員、大学院と歯学部その他の機関との連絡調整、その他の大学院の運営に関する重要な事項等を審議する。【資料 2-3-12】

・運営委員会で得られた情報を基に大学院教員と学事部職員が大学院生の学修支援を行い、奨学金などの相談も受けている。

・TA 制度を設け、大学院生が歯学部の教育に参画することで学部学生への学修および授業支援を充実させ、将来の教員をイメージさせている。【資料 2-3-5】 【資料 2-3-6】

・シニアの大学院生が学位研究をスタートさせた大学院生に対して実験手技の指導を支援しており、このシニアによる研究支援は新人大学院生にとって有効な研究支援策となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 奥羽大学学生部委員会規程 第 3 条、第 4 条

【資料 2-3-2】 第 720 回教授会開催のお知らせ（平成 27 年 10 月 15 日付）

【資料 2-3-3】 平成 27 年度学年主任・クラス担任一覧（歯学部）

【資料 2-3-4】 平成 27 年度前期・後期授業出欠状況（1～6 年生）

【資料 2-3-5】 奥羽大学ティーチング・アシスタント(T.A.)に関する取扱規程 第 3 条

- 【資料 2-3-6】平成 27 年度ティーチング・アシスタント採用一覧
- 【資料 2-3-7】2015 年度授業概要（歯学部）P212～215
- 【資料 2-3-8】2015 年度授業概要（歯学部）P21
- 【資料 2-3-9】平成 26 年度歯学部自己点検・自己評価報告 P40～41
- 【資料 2-3-10】平成 27 年度アドバイザー・研究室配属教員表（薬学部）
- 【資料 2-3-11】2015 年度授業概要（薬学部）P52-53
- 【資料 2-3-12】奥羽大学大学院学則 第 42 条～第 46 条

(3)2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も、学生部委員会を中心とする教員・職員の協働体制を堅持し、学生の目標である歯科医師および薬剤師国家試験合格のため学修支援を継続する。
- ・TA の役割は主に歯学部における実習補助等であるが、これをさらに前進させ、TA を学生の学修支援体制に組入れ、学生の相談及び個別学習指導が行えるよう検討する。
- ・歯学部附属病院における診療参加型臨床実習をさらに推進して大きな成果が挙がるよう、診療科教員と臨床系講座教員が連携して効果的に学修支援ができる体制を作る。
- ・大学院歯学研究科においては、大学院運営委員会及び研究科委員会に学事部職員が加わり、入学希望者の勧誘や大学院生の相談対応に積極的に関わることを継続する。
- ・学部生の教育を大学院生が TA の形で支援しているのと同様に、シニアの大学院生が研究指導のアシスタントとして関わることを制度として確立していくことで、大学院生のモチベーションを高め、研究実施環境の強化につなげていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1)2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2)2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1. 学位授与の方針

・歯学部、薬学部及び大学院の「ディプロマポリシー」を下記のように定めている。【資料 2-4-1】 【資料 2-4-2】 【資料 2-4-3】

歯学部

1) 知識・判断力

エビデンスに基づいた歯科医学的知識を有し、患者中心の医療を考え、社会の変化やニーズを分析し対応できる。

2) 技能・応用力

実技実習と臨床実習の蓄積により得られた歯科医療技術と応用力を有し、多職種とも連携した高度な歯科医療を実践できる。

3) 態度・コミュニケーション能力

歯科医師として好ましい態度・習慣・教養力・倫理観を有し、医療従事者と適切な人間関係を構築できる。

4) 想像力・思考力

歯科医学の発展に寄与する研究志向を有し、自ら問題点を抽出し解決できる。

薬学部

1) 国家試験に合格し、卒業後に歯科医師や薬剤師として活躍するために必要な知識・技能・態度を修得している学生

2) 修得した知識・技能・態度により、新たな課題に向かって日々努力する能力を持つ学生

3) 豊かな人間性、倫理観とコミュニケーション能力を持ち、保健・医療・福祉分野等に貢献できる学生

大学院歯学研究科

歯学研究科に必要な年限在学して所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した次の者に博士（歯学）の学位を授与する。

1) 専攻分野における高度な専門知識と技能を修得している

2) 自立した研究活動の遂行に必要な能力を修得している

3) 歯学研究者としての教養、社会性、倫理観を身につけている

2. 学部・大学院の単位認定、進級判定、卒業判定

歯学部

・歯学部では学年制を採用しており、教養系教育・基礎科学教育 54 単位、生命科学教育 45 単位、口腔科学教育 97.5 単位の合計 196.5 単位が卒業認定に必要な単位数と定めている。

【資料 2-4-4】

・各学年における科目の成績認定、進級認定、卒業認定は、奥羽大学試験規程に則った試験結果を基に、奥羽大学学則に従い教授会で判定し、学長が認定している。【資料 2-4-5】

【資料 2-4-6】

・進級に係る各科目の評価方法は、到達目標とともに授業概要（シラバス）に明記し、学

生と教員とが共有している。そのなかでは、「総合的に評価する」など曖昧な表現を排除して、より透明性を確保している。【資料 2-4-7】

・学修評価は、学則第 37 条から第 39 条に定められており、以下のプロセスで行われている。【資料 2-4-6】

- 1) 教授会が単位認定と進級判定を審議し、学長が認定する。
- 2) 成績は秀 (100~90 点)、優 (89~80 点)、良 (79~70 点)、可 (69~65 点)、不可 (64 点以下) の 5 段階で評価し、可以上を合格とする。
- 3) 所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者で、奥羽大学卒業試験規程にある卒業試験に合格した者を卒業と認定する。

・試験の受験資格として、厳格に出席管理された各科目の出席率が 80%以上であることを課している。学生の出席状況は教務課より教員に毎週配信され、出席が芳しくない学生を直ちに指導できる体制を整えている。学生に対しては出席状況を毎月掲示して注意喚起している。【資料 2-4-8】 【資料 2-4-9】

薬学部

・薬学部の学修は、学年制を加味した単位制によって行われ、教養科目 18 単位、外国語科目 8 単位、専門教育科目のうち基礎科目 15 単位、薬学専門科目 94 単位、薬学応用科目 55 単位の合計 190 単位以上を卒業に必要な単位数と定めている。

・各学年の単位認定と進級判定は教授会で審議のうえ学長が認定している。各科目の成績評価法は授業概要 (シラバス) に明記しており、単位認定、進級判定及び卒業判定の基準は明確であり、厳正かつ公正な判定を行っている。【資料 2-4-10】

・学修評価は、学則第 37 条から第 39 条に定められており、以下のプロセスで行われている。【資料 2-4-6】

- 1) 教授会が単位認定と進級判定を審議し、学長が認定する。
- 2) 成績は秀 (100~90 点)、優 (89~80 点)、良 (79~70 点)、可 (69~65 点)、不可 (64 点以下) の 5 段階で評価し、可以上を合格とする。
- 3) 所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し卒業を認定する。

・薬学部は「単位制」で学修を評価するので、合格した科目の単位は就学中を通じて有効である。留年による修得単位の取消しがないため、留年生は当該年度に必要な単位を満たせば進級できる。

大学院歯学研究科

・大学院歯学研究科は大学院学則第 6 条第 1 項で、「学生は 4 年以上在学し 30 単位以上を履修し、更に創意研究に基づく学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない」と規定している。【資料 2-4-11】

・科目履修方法は、授業概要 (シラバス) に記載しているとともに、新年度のオリエンテーションで詳しく説明している。【資料 2-4-12】

・授業科目の成績は、優 (100~80 点)、良 (79~70 点)、可 (69~60 点)、不可 (59 点以下) で評価し、可以上を合格としている。【資料 2-4-12】

・学位論文の審査は、奥羽大学学位規程に基づいて厳正に行われている。【資料 2-4-13】

- ・学位審査は研究科委員会で学位論文及び関係書類の適切性を審査し、その後、指導教員の論文説明を経て3名以上5名以内の審査委員が投票により選出される。審査委員会は論文の審査と申請者に対する口頭試問を行い、主査は審査結果を研究科委員会に報告する。【資料2-4-14】
- ・研究科委員会は投票により過半数を獲得した論文を合格と判定し、学長から博士（歯学）の学位が授与される。【資料2-4-15】
- ・主査は指導教員以外の審査委員から選出されることから、審査の公平性は確保されている。【資料2-4-16】
- ・審査委員になり得る大学院教員に対しては、奥羽大学における研究者行動規範、文部科学省「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」、日本学術振興会「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得―」などの適用に基づいた研究倫理・研究不正防止のための研修会の受講及び研究倫理教材の熟読を義務付けている。【資料2-4-17】
【資料2-4-18】 【資料2-4-19】 【資料2-4-20】
- ・以上、本学における修学の単位認定、進級判定及び卒業判定等の基準は明確であり、厳正に適用されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-4-1】奥羽大学ホームページ 学部・大学院 歯学研究科について【資料2-1-2】と同じ

【資料2-4-2】奥羽大学ホームページ 新着情報 大学ポートレート【資料2-1-3】と同じ

【資料2-4-3】2015年度授業概要（歯学部）P1～2（薬学部）Piv（大学院歯学研究科）P2

【資料2-4-4】2015年度授業概要（歯学部）P11

【資料2-4-5】奥羽大学試験規程 第2章

【資料2-4-6】奥羽大学学則 第37～39条

【資料2-4-7】2015年度授業概要（歯学部）P120（保存修復学Ⅰの例）

【資料2-4-8】奥羽大学試験規程 第7条

【資料2-4-9】平成27年度前期・後期授業（1～6年生）出席状況【資料2-3-4】と同じ

【資料2-4-10】2015年度授業概要（薬学部）P34～40

【資料2-4-11】奥羽大学大学院学則 第6条

【資料2-4-12】平成27年度授業概要（奥羽大学大学院歯学研究科）P9

【資料2-4-13】奥羽大学学位規程 第1条

【資料2-4-14】奥羽大学学位規程 第5条～第10条

【資料2-4-15】奥羽大学学位規程 第11条～第13条

【資料2-4-16】奥羽大学大学院歯学研究科申し合わせ事項 学位論文審査における主査の選出

【資料2-4-17】奥羽大学ホームページ 大学概要 学内規定 奥羽大学における研究者の行動規範

【資料2-4-18】文部科学省「研究活動の不正行為への対応のガイドライン について」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会）

【資料2-4-19】日本学術振興会「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得―」

【資料 2-4-20】 第 337 回大学院研究科委員会議事録

(3)2-4 の改善・向上方策（将来計画）

歯学部・薬学部

- ・本学の「ディプロマポリシー」に基づいて明確化されている単位認定、進級判定及び卒業判定の基準を厳正に適用していくことで公正性と透明性を担保しながら、教育理念に沿う歯科医師・薬剤師の人材育成教育を今後も継続、強化する。
- ・歯科医師国家試験および薬剤師国家試験の難易度が高まっていることから、より広く、より正確な知識と、臨床に応用できる能力を養い、必修問題と一般問題に求められる基礎知識をより確実に学修させる教育プログラムをさらに進化させる。
- ・学年末に進級判定、卒業判定の妥当性を客観的に検証し、学生部委員会、教授会で次年度の改善につなげる提言を行い、PDCA サイクルを回転させる。

大学院歯学研究科

- ・授業科目の成績評価は授業概要（シラバス）に明記された基準に従っており、学位論文審査も奥羽大学学位規程に明記された審査法に基づいて厳正に行われていることから、今後もこれを継続する。
- ・大学院教員に対する研究倫理教育をさらに推進し、制定されている研究倫理規範に基づいた学位論文の作成指導を徹底する。

2-5 キャリアガイダンス

〈2-5 の視点〉

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1)2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2)2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

歯学部

- ・歯学部の学生は全員が歯科医師になることを目指しており、本学における教育科目のすべてがキャリア教育であり、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」の到達目標がそのままキャリア基盤となっている。
- ・キャリア教育はカリキュラム委員会を中心に策定しており、そのほとんどは専任教員で行う体制が整えられている。【資料 2-5-1】
- ・学生が歯科医療の社会的意義と職業としての歯科医師の魅力を早期に自覚できるよう、第 1 学年ではチーム医療学演習、早期体験実習、附属病院における患者誘導・介助実習を実施している。【資料 2-5-2】
- ・キャリア学修の基礎となる「アカデミックリテラシー」では、「読む」、「書く」、「聴く」、

「議論してまとめる」能力と、グループ討論による自ら課題を解決する能力とを向上させる。【資料 2-5-3】

・「医療倫理学」、「医療コミュニケーション学」、「医療英会話」は、臨床前教育として医療人としての倫理観を醸成し、さらにコミュニケーション能力の向上を目指し、グローバル化する社会ニーズへの対応としての臨床的英会話能力を養成している。【資料 2-5-4】

・平成 27 年度から自ら問題を見つけ解決する能力を育成する「エレクトィブスタディ」を第 1 学年から第 4 学年で開始した。【資料 2-5-5】

・第 5 学年における臨床実習では、学生を障害者施設や介護施設等に派遣し、地域包括ケアの重要性と歯科医師の役割を学ぶ機会を与えている。具体的には、介護施設や学外歯科診療施設での実習と、卒業生や臨床研修歯科医との懇談会を通して社会的、職業的に自立するための指導体制をとっている。【資料 2-5-6】

・第 5 学年における臨床実習では、リサーチマインド涵養のため、臨床実習期間中に基礎系講座をローテートする Er 研修 (Evidence research 研修) を取り入れている。【資料 2-5-7】

・社会的・職業的自立に関する指導として歯科医院開業の方法、歯科医院の経営、保険歯科医のあり方等については、第 3 学年と臨床総合講義の中の「歯科医療管理学」や「社会歯科学」で講義を通し学修させている。【資料 2-5-8】

・このように歯学部では将来のキャリアパスにつながる指導体制が整備されており、これにより学生は自らの卒後進路を明確に描くことができる。

薬学部

・薬学部は学生のほぼ全員が卒後の進路として薬剤師を目指していることから、すべての教育科目がキャリア教育である。

・第 1 学年の「チーム医療学演習 I、II」で介護体験、障がい疑似体験、保険薬局及び病院薬局早期体験を、また、第 5 学年の「病院・薬局実務実習」で薬局業務実習や病院内他職種とのカンファレンス等により、薬剤師業務を実体験させている。このための基礎となる「アカデミックリテラシー」として、平成 27 年度より導入された「薬学教育モデル・コア・カリキュラム (新カリキュラム)」に基づき、第 1 学年では

- 1) 医療チームの中で薬剤師としての職責を果たすことができる。
- 2) 介護予防及び健康維持の観点から口腔機能を理解し、薬学的知識から生活の質 (QOL) を向上させることができる。
- 3) セルフメディケーションに関する適切な指導ができる。

ことを達成目標としている。

・基礎教育科目ではコミュニケーション能力の向上、情報加工技術、日本語の表現能力向上を取り入れ、グローバル化に対応して第 1 学年から第 6 学年まで切れ間なく履修させている。

・さらに、第 2 学年では医療コミュニケーション論および演習を、第 3 学年ではセルフメディケーション学および演習を、第 4 学年では病院・薬局実務実習のための事前学習を講義、演習、実習、小グループ討論、課題解決型学習などを通して実施して、時代が求める薬剤師になる人材を育成している。これらはカリキュラム委員会および臨床系教員がシラ

バス策定の中心となり、専任教員および学外からの非常勤講師による教育体制を整備している。【資料 2-5-9】

・就職指導は学事課の就職担当職員と連携しながら、外部講師を招いた「キャリアガイダンス」(4 回開催)、郡山市商工会議所を通じたインターンシップ、就職関係資料を集めたブース・掲示板の設置、「奥羽大学ニュース」、「就職の手引き」などの編集・配布などを通じて行ってきた。さらに、平成 26 年度は学部生全員を対象に「職業研究セミナー」を 2 日間開催、病院・調剤薬局など 107 社の担当者から業務内容等の説明を受けた。【資料 2-5-10】

・以上、薬学部ではキャリアパスのための一貫した教育を行っており、学生の卒後の進路選択・決定を支援している。

大学院歯学研究科

・大学院学則第 1 条に「有意な研究指導者を育成することを目的とする」、アドミッションポリシーの中にも「自立して歯学研究を行える研究者になることを望むひと」と明記されており、大学院生が将来歯学の研究教育に携わる人材として自立するための指導を行っている。また、ティーチング・アシスタント (TA) に採用して、学部教育の補助業務に従事させ、将来の指導者としてのトレーニングも行っている。【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】

【資料 2-5-13】

・特別研修セミナー及び特別セミナーでは、国内外の著名な研究者を招聘してその分野のトップレベルにある最先端の歯学領域の研究を紹介することにより、大学院生のリサーチマインドを刺激し、国際的な研究者を目指す意欲を涵養しており、卒業後の進路として大学教員を選ぶことにつながるものである。【資料 2-5-14】【資料 2-5-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】平成 27 年度歯学部授業科目コード一覧、教員一覧

【資料 2-5-2】2015 年度授業概要 (歯学部) P7~8

【資料 2-5-3】2015 年度授業概要 (歯学部) P32

【資料 2-5-4】2015 年度授業概要 (歯学部) P31, 56, 66, 67

【資料 2-5-5】2015 年度授業概要 (歯学部) P9~10

【資料 2-5-6】平成 26 年度奥羽大学歯学部臨床実習学外研修実施要領 (案)

【資料 2-5-7】平成 27 年度臨床実習必携 P190, 196

【資料 2-5-8】2015 年度授業概要 (歯学部) P95~96

【資料 2-5-9】2015 年度授業概要 (薬学部) P45~46, 145, 199, 259, 301, 307, 教員一覧

【資料 2-5-10】HIKARU2015.3 奥羽大学薬学部 進路ニュース

【資料 2-5-11】奥羽大学大学院学則 第 1 条

【資料 2-5-12】平成 27 年度授業概要 (奥羽大学大学院歯学研究科) P2

【資料 2-5-13】奥羽大学ティーチング・アシスタント (T.A.) に関する取扱規程 第 1 条

【資料 2-5-14】大学院特別研修セミナー・特別セミナー開催一覧 (H16~) 【資料 2-2-17】と同じ

【資料 2-5-15】平成 27 年度授業概要 (奥羽大学大学院歯学研究科) P37 【資料 2-2-18】と同じ

(3)2-5 の改善・向上方策（将来計画）

歯学部・薬学部

- ・歯科医師・薬剤師の職業としての社会的使命や重要性は、現行の体制により初年時から理解させ、学年の進行とともに卒後の医療人としてのキャリアパスの概要を知らしめているので、これを継続する。
- ・一方、歯科医師及び薬剤師に必要な知識、態度、技能をより確実に学修させるためのカリキュラムの再点検・評価・改訂の作業を進め、教育課程をさらに充実させる。
- ・薬学部においては、より多くの企業に職業研究セミナーへの参加を呼びかけ、適切な就職活動を支援する。さらに、奥羽大学が歯学部と薬学部を持つとの優位性を生かし、超高齢社会のニーズに沿った歯学・薬学融合型プロフェッショナルを育成するため、急増する在宅歯科医療ならびに在宅医療薬学に関する知識と技術を有する人材を育成する体制を整備・強化する。

大学院歯学研究科

- ・卒業後に大学教員として教育研究に従事する意欲を持たせるため、指導教員が積極的に適切な指導・助言を行う。
- ・大学院生が在学中に多くの論文を発表できるよう、研究指導体制を充実させる。
- ・TA 制度をさらに活用することで、大学院生の教育能力を高めることを積極的に行う。
- ・これらにより、優れた教育研究能力を持つ大学教員を育成する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1)2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2)2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

歯学部

- ・歯学部の授業概要においては、提供するすべての科目で到達目標と評価方法が明示されている。この到達目標の達成状況は、定期試験、レポートおよび平素の修業状況を考慮して、科目担当教員が評価し、学期末に成績判定を行っている。【資料 2-6-1】
- ・専任教員は毎年、前年度に自分自身が提出した「教育に対する達成目標」を定められたフォーマットにより自ら点検・評価している。これにより、教育に対する目標の達成状況を専任教員自らが自己点検・評価することができる。【資料 2-6-2】
- ・歯学部においては 14 年度より「学生による授業評価アンケート」を実施して、教育目的

の達成状況を学生の立場から評価している。科目担当教員はこのアンケート結果を「教育に対する達成目標」の自己点検・評価に用いるだけでなく、授業の改善にも活用している。この授業評価アンケートは講義科目、演習・実習科目に分かれており、前期定期試験前または後期定期試験前に実施している。このアンケートは授業方法や授業運営などの諸項目についての5段階評価を主体として、さらに自由記載欄を設け、5段階評価を行わなかった項目についても学生の意見を聞き取っている。【資料2-6-3】【資料2-6-4】

・学生自身の学習状況については、「学生による授業評価アンケート」において、学生自身の学習状況についての設問を設けることにより調査している。【資料2-6-3】

・他教員による授業参観を実施することにより、教員が行う授業に対する多角的な意見を取り入れる仕組みを作り、教員自らが教授方法を向上する環境を整えている。【資料2-6-5】

薬学部

・教育目的の達成状況を客観的に表す指標は、共用試験と薬剤師国家試験の成績である。これらの成績を学年全体および科目単位で集計し、FD研修会として教員によるワークショップを開催し、教育目的の達成状況を点検・評価している。【資料2-6-6】

・個々の教員は担当科目の試験成績と学生による授業アンケート結果を客観的指標として、自己点検・自己評価を行っている。学生による授業評価は、講義の判り易さ、教員の熱意、教員の講義準備など10項目に対しての5段階評価と、科目担当者に対する感想・意見などの自由記載から成っている。【資料2-6-7】

・教員自身は、教育達成目標、教育方法、成績評価、改善点、その他から成る項目で自らの教育達成度を自己評価し、さらにビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価も行っている。【資料2-6-8】【資料2-6-9】

・以上のように、学年全体と科目単位のほか、学生と教員の評価を合わせて、教育目的の達成状況を点検できるシステムになっている。

大学院歯学研究科

・大学院の教育目的を達成するには、学位論文の作成指導が最重要である。

・学位論文の作成指導の点検・評価は以下の3項目で行っている。

1) 研究計画報告書の評価

・研究計画を立案した背景、研究方法、予想される成果などを記載した研究計画報告書を全大学院教員に配布して、研究計画立案までの過程を点検・評価している。

【資料2-6-10】【資料2-6-11】

・点検・評価結果と研究計画案に対する意見や提言は、研究計画を確立するための参考としている。【資料2-6-11】

2) 研究経過発表会におけるプレゼンテーションの評価

・研究計画報告書を提出した翌年に研究経過発表会を開催し、その時点での研究成果と今後の予定等をプレゼンテーションさせている。【資料2-6-12】

・大学院教員は討論に参加するとともに、すべてのプレゼンテーションに対する評価と今後の研究に対するアドバイスを書面で提出し、研究のレベルアップに助力している。【資料2-6-13】

3) 大学院生に対する支援・アドバイス

- ・学位論文の指導は研究指導責任者が直接行っているが、その指導の適切性や大学院生の修学上の問題点などについて研究科長がヒアリングし、状況確認を行っている。
- ・研究計画報告書の提出は 2 年次、研究経過発表会における発表は 3 年次に行っているが、より早い時期に研究をスタートさせ、質の高い研究につなげるため、平成 27 年度からは 1 年次に研究計画報告書を提出することも可能とした。【資料 2-6-14】

2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

歯学部

- ・歯学部長は各専任教員による「教育に対する達成目標」の自己点検・評価の提出を受け、それぞれの専任教員に対してのフィードバックとしての助言を行っている。【資料 2-6-2】
- ・学生による授業アンケートの結果は個々の教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて取り組んでいる。また、アンケート結果は学部長が閲覧することになっており、それにより、指導が必要と認められた教員に対しては学部長が直接の指導を行っている。【資料 2-6-4】
- ・専任教員の授業を撮影した DVD を FD 委員会が視聴して講義方法を評価し、その評価に基づいて学部長が助言と指導を行っている。【資料 2-6-15】 【資料 2-6-16】
- ・教員による授業参観を実施し、被参観教員は、参観教員からの意見を取り入れ、一方、参観教員は、授業参観から様々なことを学ぶなど、教員同士が教授方法を向上する環境が整っている。【資料 2-6-17】 【資料 2-6-18】

歯学部・薬学部

- ・教員自らの教育達成度の自己評価、ビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価及び学生による授業アンケートの結果は個々の教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて取り組んでいる。【資料 2-6-8】 【資料 2-6-9】
- ・指導が必要と認められた教員に対しては学部長が直接指導・助言を行っている。
- ・一方、CBT や国家試験の結果は教育内容・方法及び学修指導等の改善のための他覚的評価として重要であることから、これらの試験終了後は問題別に正答率を算出し、科目別に集計した結果を科目担当教員にフィードバックすることにより、学修指導内容と方法の改善を促している。
- ・講義を撮影したビデオを FD 委員会が視聴し講義方法を評価するとともに、当該教員にビデオを配布して講義内容を自己点検・自己評価させ、改善点を学部長に報告するよう求めている。【資料 2-6-9】

大学院歯学研究科

- ・大学院 2 年生の研究計画報告書と 3 年生の研究経過発表に対する「意見と提言」は研究指導責任者にフィードバックされ、研究科長からはそれらの「意見や提言」を採用して研究を進めるよう指示している。【資料 2-6-10】 【資料 2-6-11】 【資料 2-6-13】

- ・研究科長は「意見や提言」のすべてを確認して、計画の変更や内容の見直しが必要と判断される研究には、研究指導責任者に直接提言している。このような全大学院教員による研究内容の確認は、学位論文の質を担保する上で重要な役割を果たしている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-6-1】 2015 年度授業概要（歯学部）P27～195
- 【資料 2-6-2】 平成 27 年度における達成目標調査票
- 【資料 2-6-3】 学生による授業に関する調査の用紙
- 【資料 2-6-4】 学生による授業評価の集計結果表
- 【資料 2-6-5】 教員による授業観察表
- 【資料 2-6-6】 平成 27 年度第 1 回 FD 研修会の案内
- 【資料 2-6-7】 平成 25 年度授業の自己評価報告書（薬学部） 学生による授業に関する調査（講義）とその結果の例（薬学部）
- 【資料 2-6-8】 平成 25 年度授業の自己評価票（薬学部）（教員の 1 例）
- 【資料 2-6-9】 平成 25 年度薬学部 FD ビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価
- 【資料 2-6-10】 平成 27 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究計画報告書【資料 2-2-20】と同じ
- 【資料 2-6-11】 平成 27 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント【資料 2-2-21】と同じ
- 【資料 2-6-12】 平成 27 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究経過発表会プログラム【資料 2-2-22】と同じ
- 【資料 2-6-13】 平成 27 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント
- 【資料 2-6-14】 第 338 回大学院研究科委員会記事録
- 【資料 2-6-15】 平成 26 年度 DVD 授業評価結果（歯学部）
- 【資料 2-6-16】 平成 26 年度 DVD 授業評価の結果について（通知）
- 【資料 2-6-17】 平成 27 年度教員による授業参観日程一覧
- 【資料 2-6-18】 授業観察集計表

(3)2-6 の改善・向上方策（将来計画）

歯学部・薬学部

- ・教員の自己点検・自己評価、学生の授業評価及び DVD 評価などは今後も継続し、評価の結果を基に教育内容・方法及び学修指導等の改善を行う。また、それらの改善を促進するためのワークショップと FD 研修会を頻繁に開催する。
- ・種々の評価結果を教員にフィードバックすることにとどまらず、今後は、教育内容や方法及び学修指導方法の改善状況を検証する PDCA サイクルを確立させる。

大学院歯学研究科

- ・現在の方法を堅持するとともに、平成 27 年度から研究計画報告書と研究経過発表が 1 年前倒しすることを可能としたので、次年度にその検証を行い、学位研究の質が確保・向上されていることを確認する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1)2-7の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2)2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①学生生活安定のための支援

歯学部・薬学部

■ 経済的支援

・本学独自の奨学金制度として、給付型奨学金としての奥羽大学影山晴川育英奨学基金があり、この制度では、成績・人物などの優れた学部学生を選考し、奨学金を授与している。奨学金として、入学時には1名あたり50万円を1～2名に、2年、3年、5年の終了時には1名あたり20万円を各学年1～2名に授与している。また、本学独自の給付型奨学金制度として、平成27年度から特待生制度を設けている。この制度は成績、人物、健康共に優秀で、他の模範と認められる学生に対して6年間の授業料を全額免除するもので、27年度は歯学部28名、薬学部16名がこの制度を利用した。なお、2年次以降は審査に合格した学生が授業料免除を受けることとなっている。【表 2-13】

・貸与型奨学金制度である日本学生支援機構奨学金については「日本学生支援機構奨学規程」に定められた基準に従って、奨学金貸与を希望する学部学生、大学院生を選考のうえ、大学あるいは大学院として日本学生支援機構に推薦している。現在は推薦された学生全員が奨学金を貸与されており、平成25年度は331名、平成26年度は352名がそれぞれ貸与を受けている。【資料 2-7-1】

・地方自治体奨学生として平成26年度は薬学部2名が茨城県奨学金と、宮城県色麻町奨学金を受給している。

・歯学部父兄会は、歯学部学生が経済的困窮から就学継続が不可能とならないよう、所定の金額を無利子で貸与し救済する共済基金を設けている。これは学生一人当たり歯学部年間授業料相当額の350万円を限度として支給し、卒業後2年目より貸与時の返済計画に従って返済する制度である。現在まで194名の学生がこの制度を利用している。【資料 2-7-2】

■ 生活支援

・歯学部では各学年の学生5～11名に対して1名の教員がクラス担任として配置され、定期的に学習方法や学生生活についての相談を受けることにより、学生の意見・要望を聞き取る体制を整備している。また、各学年の学年主任とクラス担任が定期的に、個々の学生の学修を含む学生生活全般について協議し、必要な支援を行っている。【資料 2-7-3】

・薬学部では、1年生では学生を基本的には4つのクラスに分割し、各クラスに担任（教員）を配置し、アドバイザーとして個々の学生の学業を含む生活全般についてのきめ細やかな

相談や指導を行っている。2・3・4年生は、講師以上の職位の教員が、各学年3～4名の学生の配置をうけて、アドバイザーとして前述の担任教員と同じ機能を果たしている。5、6年生は、特別実習の研究室配属先の教員がその任にあっている。【資料2-7-4】

■ 生活指導

・禁煙の推進

医育機関である本学構内は敷地内全面禁煙となっており、禁煙支援推進委員会が平成22年より禁煙推進に取り組んでいる。【資料2-7-5】

・薬物乱用防止

薬物乱用防止のための教育講習会を毎年1回開催して学生の意識を高めている。平成26年度は、奥羽祭当日に「薬物乱用防止キャラバンカー」の派遣を受けた。新入生オリエンテーションにおいても、「薬事関係法規」を担当する教員が講演を行い、注意喚起して意識向上に努めている。【資料2-7-6】

・交通安全

大学の立地条件から自家用車を通学的手段として用いる学生が多い。通学に自家用車を利用する学生には、毎年学内で実施している郡山北警察署員による「交通安全講習会」を受講すること、本学の「車両運転通学許可」を取得することを義務付けている。交通安全講習会は毎年6月に開催し、学生の交通事故への現状認識と交通安全に対する意識向上に役立っている。一方で、自家用車や自転車による通学により交通事故に巻き込まれる可能性も高くなっており、それを未然に防ぐための自転車通学の学生を含めた交通安全対策、さらに郡山市・地域住民の協力を含めた総合的な安全対策を進めている。【資料2-7-7】

・人権保護

新年度の開始時には、全教員と全学生に対してハラスメント防止と相談窓口について説明・指導をしている。さらに、学生に対しては、新入生オリエンテーション及び年度初めの在学ガイダンス時に、セクシャル・ハラスメント防止のパンフレットを配布し説明している。また、アカデミック・ハラスメントを受けないよう、同時に注意喚起している。「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止等に関する規程」と「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止委員会規程」及び「奥羽大学セクシャル・ハラスメント調査委員会規程」を定め、さらにパワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどの防止のために「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」と「奥羽大学ハラスメント防止委員会規程」及び「奥羽大学ハラスメント調査委員会規程」を定め、規程に則り委員会を設置し、教員が委員会メンバーの一員となって対応に当たっている。【資料2-7-8】

■ 危機管理

・全ての学生は、日本国際教育支援協会が運営する「学生教育災害保険」に加入している。この保険は、正課中、学校行事中、課外活動中または通学中等に、不慮の事故により傷害を受けた場合に保険金の給付が受けられる。なお、歯学部においては、臨床実習時に不慮の事故や他人の財物損壊する可能性を考慮し、第5学年の学生は、法律上の損害賠償責任を補償する医学生教育研究賠償責任保険に加入している。【資料2-7-9】

・教員と職員は学生の携帯電話・メールアドレス・帰省先などをすべて把握し、緊急時の

情報伝達、安全確認が可能な連絡網を整備している。この連絡網は東日本大震災直後の学生安全確認に有効であった。また、学生のみならず保護者との連絡が可能な体制も整備している。【資料 2-7-10】

・学生の成績等を含め多くの個人情報に対して、本学では「奥羽大学個人情報保護に関する規程」を定め、その保護と取り扱いを厳重にしている。【資料 2-7-11】

■ 課外活動支援

・本学の課外活動の一つとしてクラブ、サークル活動があり。現在、「学友会」には体育会系クラブ 16 団体、文化系クラブ 6 団体、「同好会」7 団体が加入し、各団体に対して教員が顧問として参画し、指導や支援を行っている。【資料 2-7-12】

・「学友会」は、学生個人会費と歯学部、薬学部父兄会からの助成金で運営され、実務は学生に委ねられている。春季、秋季の 2 回の定期総会において予算が審議され、会計報告が行われている。【資料 2-7-13】

・大学祭である「奥羽祭」は、学生が自主的に組織する実行委員会が主催し、学生、教職員及び地域一般市民が参加するイベントであり、大学と地域が交流する場となっている。

「奥羽祭」では歯科医療、薬剤に関する展示のほか、著名芸能人を招いたアトラクションには多数の地域住民が参集し、楽しみながら歯学、薬学に関する知識を広めている。大学祭開催に対して本学事務職員が種々の支援を行っている。【資料 2-7-14】

■ 健康管理

・医務室等

本学においては、学生の体調不良やけがに対する処置、対応は歯学部附属病院にて行われており、必要に応じて受診できる体制が整えられている。歯学部附属病院で学生が支払った治療費に対して父兄会は経済的支援を行っている。また、疾病の早期発見を目的として学生全員に「学校保健安全法」の定めによる定期健康診断を義務付け、異常が認められた者には治療等の勧告を行っている。感染症対策としては、歯学部、薬学部ともに第 4 学年の学生に HBs 抗原抗体検査と臨床実習、実務実習に備えて B 型肝炎ワクチン接種を歯学部附属病院にて行っている。さらに、附属病院ではインフルエンザ予防接種も低負担で受けることができる。【資料 2-7-15】

・学生相談室等

本学は「カウンセリング室」を設置し、悩みや精神的な問題を抱えている学生に対して、臨床心理士の資格を有する専任教員がカウンセラーとして、精神的不調のみならず人間関係、学習上の悩み等の相談に応じている。【資料 2-7-16】

■ 編入学生支援

・歯学部では 2、3、4 年次の編入生を募集している。歯学部 2 年に編入学した学生に対しては、「科目選択ゼミナール」を通し、物理、化学、生物の授業を 1 週間あたり 2 時間設け、支援を行っている。【資料 2-7-17】

・薬学部では 2 年編入学生に対し、理系科目補強のための補習を行っている。

大学院歯学研究科

・大学院生に対する支援は、以下の5項目である。

1) 奨学金の貸与

・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金があり、毎年2~3名に貸与している。【資料2-7-18】

2) ハラスメント防止

・セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントに対しては、学部と同様の対応をしている。入学時のオリエンテーション、全学年へのガイダンス時にハラスメント防止と相談窓口について説明している。【資料2-7-8】

3) 健康管理

・学部と同様に、新年度開始時に定期健康診断を実施しており、病気やケガの際には附属病院の歯科、内科、外科で疾病治療を受けることができる。【資料2-7-15】

4) カウンセリング

・大学院生の心理面に関しては、学部と同様に大学のカウンセリング室にて対応している。【資料2-7-16】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

歯学部・薬学部

・学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握すべく、学生全員を対象に学生生活・満足度調査を毎年度に行っている。この調査結果は、個々の学生からの意見・要望とともに、学生部委員会を経て学部長に報告され、学生生活改善に資している。【資料2-7-19】【資料2-7-20】

・学生生活満足度調査の分析・検討結果の活用例として、①自習室としての教室開放、②学生トイレの改修、③食堂メニューの充実と値下げ、④自動販売機の飲料売価の値下げを実現した。

・歯学部では、学生個人の意見・要望を申告する機会として、毎朝始業開始前に学年主任とクラス担任が担当する毎日の朝礼と、クラス担任が受持ち学生と行う面談等がある。また、各学年に2名以上の学生からなる学年委員を置き、学生と学年主任との意見交換と連絡をさらに密にしている。申告された意見・要望は学年主任が集約し、学生部委員会を経て学部長に報告され、さらに歯学部教授会でその内容が報告される。ここで審議の上、必要に応じて要望に応えるなど、改善している。【資料2-7-3】【資料2-7-21】

・薬学部では、教員が数人の学生を受け持つアドバイザー制と研究室配属教員制を採用しており、教員は学生からの意見・要望を聞きやすい環境にある。平成27年度からは各学年に5名程度の学生の学年委員を置いたことにより、学生と学年主任との意見交換と連絡が密になった。【資料2-7-4】

・学事部学生課に学生の意見・要望を受付ける窓口を設け、受付けた内容は学生部委員会にて分析、検討し、改善に供している。父兄会や保護者面談時にも学生生活に関する意見・要望を集め、学生部委員会にて分析・検討して学修環境の改善に活用している。

大学院歯学研究科

・大学院生からの学生生活全般に渡る意見・要望としては、学位研究を大学院全体として支援してほしいが多かった。それに対しては、大学院生の研究計画報告書を全大学院教員が確認し、適切な助言を与えることなどで対応している。【資料 2-7-22】

【エビデンス集・データ編】

【表 2-13】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）

【エビデンス集・資料集】

【資料 2-7-1】 日本学生支援機構 受給者数調べ

【資料 2-7-2】 奥羽大学歯学部父兄会共済基金規程

【資料 2-7-3】 平成 27 年度学年主任・クラス担任一覧（歯学部）【資料 2-3-3】と同じ

【資料 2-7-4】 平成 27 年度アドバイザー・研究室配属教員表【資料 2-3-10】と同じ

【資料 2-7-5】 禁煙支援推進委員会資料

【資料 2-7-6】 平成 24 年度薬物乱用防止教育講演会資料

【資料 2-7-7】 平成 27 年度交通安全講習会開催要項

【資料 2-7-8】 奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止等に関する規程

奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止委員会規程

奥羽大学セクシャル・ハラスメント調査委員会規程

奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程

奥羽大学ハラスメント防止委員会規程

奥羽大学ハラスメント調査委員会規程

【資料 2-7-9】 2015 年度版学生教育研究災害傷害保険（略称学研災）のごあんない

【資料 2-7-10】 歯学部 6 年生連絡先（携帯）、メールアドレス、帰省先一覧（非公開）

【資料 2-7-11】 奥羽大学個人情報保護に関する規程

【資料 2-7-12】 平成 27 年度クラブ・同好会の顧問委嘱一覧

【資料 2-7-13】 平成 27 年度歯学部父兄会第 2 回定時総会資料 P17～18 平成 26 年度奥羽大学歯学部父兄会収支決算書（案）

【資料 2-7-14】 平成 27 年度第 23 回奥羽祭パンフレット

【資料 2-7-15】 インフルエンザ予防接種の実施案内

【資料 2-7-16】 平成 26 年度歯学部自己点検自己評価報告書 P31 カウンセリング室来訪学生数

【資料 2-7-17】 2015 年度授業概要（歯学部）P7

【資料 2-7-18】 大学院生に対する日本学生支援機構奨学金貸与状況

【資料 2-7-19】 学生生活・満足度調査

【資料 2-7-20】 平成 25 年度満足度調査結果

【資料 2-7-21】 第 720 回歯学部教授会開催のお知らせ

【資料 2-7-22】 平成 27 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント【資料 2-2-21】と同じ

(3)2-7 の改善・向上方策（将来計画）

・本学における学生生活等に対する支援は充実しているが、さらに拡充するため、学生生

活満足度調査の調査項目を再検討するとともに、調査結果に基づく改善状況を学生に分かりやすい方法で開示するよう、計画している。

・学生の生活支援をさらに強化するため、

①学生の要望に沿った学修環境を整備するため、アンケート調査結果の公表と改善状況を具体的に説明すること、

②課外活動に対する参加率の向上を目指し、顧問教員が率先して勧誘に努めること、

③心理的支援と生活相談に対して、学年主任、クラス担任、カウンセラー及び歯学部附属病院との連携をさらに強化すること、などを今後に行う。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

(1)2-8 の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2)2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

歯学部

・歯学部には、基礎系 5 講座（9 分野）と臨床系 6 講座（10 分野）の計 11 講座（19 分野）の教員と、「教養科目」と「総合臨床医学科目」を担当する専任教員が在籍する。1 分野の教員の定員は、基礎講座は 4 名（教授 1 名、准教授 1 名及び助教または助手 2 名）、臨床講座は 5 名（教授 1 名、准教授または講師 1 名及び助教または助手 3 名）で、現在の専任教員総数は 141 名であり、大学設置基準を満たしている。【表 F-6】 【資料 2-8-1】

・助教以上の専任教員 88 名のうち、84%が歯学博士の学位を持ち、高度な教育を実行する上で教員の質は確保している。また、基礎講座は臨床との連携を見据えた基礎系歯学教育を行うために歯学部出身教員の採用を進めた結果、現在は基礎講座教員の 81%が歯学部出身者である。臨床歯学の専門教育を担当する臨床講座教員のほとんどは歯学部あるいは医学部出身の歯科医師もしくは医師であり、教育目的及び教育課程に即した資質を有する教員を配置している。【資料 2-8-1】 【資料 2-8-2】

・歯学部専任教員のうち助教以上の年齢構成は、平成 27 年 4 月 1 日現在、61 歳以上が 9 名（10%）、51～60 歳が 24 名（27%）、41～50 歳が 29 名（33%）、40 歳以下が 26 名（30%）であり、50 歳以下の教員数が 63%を占め、適切な年齢構成であると評価している。【表 2-15】

・客員教授は、学生に有益な歯科医学を教授できる有識者を全国の大学教員と地域の歯科医師から選出して採用している。【資料 2-8-1】

・非常勤講師は、本学の教育研究の補助者として採用している。非常勤講師が責任者となる科目は 1、2 年次における教養科目の一部であり、その他の科目においては専任教員が責

任者となっている。本学部における教育の主体は専任教員が担っており責任ある教育を実施している。【表 F-6】

薬学部

・薬学部には、基礎系薬学 3 分野と医療系薬学 2 分野及び教養・外国語系分野の科目を担当する教員を配置している。【資料 2-8-3】

・専任教員数は、教授 19 名（男 17 名、女 2 名）、准教授 7 名（男 7 名）、講師 8 名（男 5 名、女 3 名）、助教 8 名（男 8 名）及び助手 3 名（男 2 名、女 1 名）の計 42 名であり、大学設置基準を満たしている。【表 F-6】

・このほか、本学歯学部教授 2 名、准教授 1 名、講師 3 名が兼任教員として薬学部の教育を補佐している。また、選択科目を中心に 39 名の非常勤講師が在籍している。

・薬学部専任教員のうち助教以上の年齢構成は平成 27 年 4 月 1 日現在、61 歳以上が 9 名（21%）、51～60 歳が 11 名（26%）、41～50 歳が 11 名（26%）、40 歳以下が 11 名（26%）であり、50 歳以下の教員数が 52% を占めており、適切な年齢構成である。【表 2-15】

・薬学部は、教育目的及び教育課程に即した教員を確保し適正に配置している。【資料 2-8-3】

大学院歯学研究科

・大学院は 18 専攻科からなり、教員数は専攻科当たり主任教員のほか 1 名の教員の計 2 名を配置し、総数 36 名である。【資料 2-8-4】

・教員は歯学部教員を兼ね、全員が博士の学位を取得しており、教員数と教員の資格において大学院設置基準を満たしている。【資料 2-8-5】

・大学院教員が歯学部教員を兼任していることは、学部教育との連続性や専攻分野の関連性などの観点から有意義であり、教育目的と教育課程に即した教員の確保と配置になっている。

・学生数に対して本学の教員数は十分と判断できる。任期制の導入、人事考課などにより、教員の目的意識や情熱は向上しており、教育目的は達成できている。また、専任教員による授業率は歯学部で 92%、薬学部で 83% であり、責任ある教育が担保できている。

【エビデンス集・データ編】

【表 F-6】 全学の教員組織（学部等）

【表 2-15】 専任教員の学部、研究科ごとの組織別の構成

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-1】 歯学部教員一覧【資料 2-5-1】と同じ

【資料 2-8-2】 歯学部教員の学位の状況 平成 27 年度専任教員一覧

【資料 2-8-3】 薬学部教員一覧【資料 2-5-9】と同じ

【資料 2-8-4】 平成 27 年度授業概要（奥羽大学大学院歯学研究科） P11

【資料 2-8-5】 奥羽大学ホームページ 大学概要 教員

2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

歯学部

1. 教員の採用・昇任について

・教員の採用は「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて行われている。また、教員に求める資質・能力については学校教育法や大学設置基準に従い、次のように規定している。【資料 2-8-6】

1) 教授又は准教授

- (1) 専門に関する教育歴、研究歴が 10 年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者
- (2) 博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者
- (3) 教授又は准教授としての人格、識見を有する者

2) 講師又は助教

- (1) 専門に関する教育歴が 5 年以上、又は教育歴と研究歴（大学院）の合算が 5 年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者
- (2) 博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者

3) 助手

- (1) 4 年制の大学を卒業した者
- (2) 歯科大学、大学歯学部又は医科大学、大学医学部を卒業した者。ただし、歯科医師又は医師の資格を取得した者

・教員の教育・研究歴、業績及び資質は奥羽大学教員資格審査委員会で審査し、その結果を基に教授会で審議する。教員資格審査委員会は、歯学部長、大学院研究科長又は病院長、事務局長、必要と認められる者若干名により構成される。【資料 2-8-6】

・教員の昇任についても同様に「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて行われている。【資料 2-8-6】

・教員の職と任期については、任用期間は職位により異なるが、基本は 5 年間としている。再任期間は助手と助教で 3～5 年、講師、准教授、教授では 5 年と定めており、その審査は 5 年間の教育研究業績評価を基に行われる。このように教員の採用・昇任については、規程に従い公平性が担保されている。【資料 2-8-6】

2. 教員評価について

・教員評価は、「奥羽大学自己点検・自己評価規程」（第 3 条第 2 項）による歯学部自己点検・自己評価委員会が、全歯学部教職員に対し、教育、研究、運営、社会活動、診療の 5 項目についての報告をもとに行われている。この報告は、客観的尺度により数値化して自己申告するもので、この評価結果を自己点検・自己評価委員会が点検して個人別評価表を作成し、歯学部長の意見を付して教員にフィードバックして教員の資質・能力向上に資している。【資料 2-8-7】 【資料 2-8-8】

・研究業績についてはデータベース化し、本学ホームページで公開している。【資料 2-8-9】

3. 研修・FD について

・研修、FD 活動は、教育力の向上と教授方法の工夫・開発を図ることを目的とし、毎年度に教育講演とワークショップを開催し、教員の資質・能力向上に資している。これらワークショップは主に教育方法の改善につながるテーマで行われ、毎回ほぼ全教職員が参加す

るなど教員の関心は高い【資料 2-8-10】。

・歯学部 FD 委員会では「学生による授業評価」と全教員の講義を撮影した DVD をピアレビューし、その結果を教員にフィードバックするとともに、評価の低い教員に対しては歯学部長が改善を促している。【資料 2-8-11】【資料 2-8-12】

薬学部

1. 教員の採用・昇任について

・教員の採用は「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて行われる。また、教員に求める資質・能力については学校教育法や大学設置基準に従い、次のように規定している。【資料 2-8-6】

1) 教授又は准教授

- (1) 専門に関する教育歴、研究歴が 10 年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者
- (2) 博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者
- (3) 教授又は准教授としての人格、識見を有する者

2) 講師又は助教

- (1) 専門に関する教育歴が 5 年以上、又は教育歴と研究歴（大学院）の合算が 5 年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者
- (2) 博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者

3) 助手

- (1) 4 年制の大学を卒業した者
- (2) 歯科大学、大学歯学部又は医科大学、大学医学部を卒業した者。ただし、歯科医師又は医師の資格を取得した者

・教員の教育・研究歴、業績及び資質は奥羽大学教員資格審査委員会で審査し、その結果を基に教授会で審議する。

・教員資格審査委員会は、学部長、学生部長、事務局長、必要と認められる者若干名により構成される。

・教員の昇任についても同様に「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて行われている。

・教員の職と任期については、任用期間は職位により異なるが、基本は 5 年間としている。再任期間は助手と助教で 3～5 年、講師、准教授、教授では 5 年と定めており、その審査は 5 年間の教育研究業績評価を基に行われる。このように教員の採用・昇任については、規程に従い公平性が担保されている。【資料 2-8-6】

2. 教員評価について

・教員評価は毎年度実施しており、薬学部については教育、研究、運営、社会活動の 4 項目について、客観的尺度により数値化して自己申告する。自己申告された評価結果を自己点検・自己評価委員会が点検して個人別評価表を作成し、薬学部長の意見を付して教員にフィードバックし、教員の資質・能力向上に資している。

・研究業績についてはデータベース化し、本学ホームページで公開している。【資料 2-8-9】

3. 研修・FD について

・研修、FD 活動は、教育力の向上と教授方法の工夫・開発を図ることを目的とし、毎年度に教育講演とワークショップを開催し、教員の資質・能力向上に資している。これらワークショップは主に教育方法の改善につながるテーマで行われ、毎回定員を上回る参加申し込みがあるなど、教員の関心は高い。

・薬学部 FD 委員会では、教育方法の改善につながるテーマで外部講師を招聘して講演会を開催しているほか、毎年度にテーマを定めて全教員が参加するワークショップを開催し、教員の資質・能力向上に取り組んでいる。【資料 2-8-13】【資料 2-8-14】

大学院歯学研究科

1. 大学院教員の採用・昇任・任期について

・大学院教員は学部教員と併任しているため、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて採用された教授、准教授、講師、助教の中から大学院運営委員会が「奥羽大学大学院教員の選考基準」に則り選考し、研究科委員会で審議した上で任用している。【資料 2-8-6】【資料 2-8-15】

・大学院教員の任期は 1 年で、年度ごとに各教員の教育研究業績を基に学位研究指導を適切に行える教員を任用している。【資料 2-8-15】

2. 大学院教員評価について

・研究業績と大学院生に対する学位指導を中心に評価している。大学院教員は学部教員と併任のため、研究業績は歯学部教員の自己点検・自己評価データを利用している。

・学位指導の能力は、指導している大学院生数と指導した学位論文数、さらに大学院生が提出する研究計画報告書、大学院生による研究経過発表と大学院生の学位口演の質疑応答、論文の内容などから評価している。これらの評価を教員にフィードバックすることにより、教員の資質・能力向上を図っている。

3. FD 活動について

・大学院教員に対する FD 活動は、研究科長を委員長とする大学院 FD 委員会が担い、特別研修セミナーを開催している。【資料 2-8-16】【資料 2-8-17】

・平成 27 年度は文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の適用を受けて、研究倫理・研究不正防止のためのセミナーを 3 回開催し、正しい研究倫理・研究不正防止の知識を身に付けさせている。これらの FD 活動を通して大学院教員の資質・能力向上に取り組んでいる。【資料 2-8-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-6】奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規定

【資料 2-8-7】平成 26 年度歯学部教育評価集計票、研究評価集計票、社会活動集計票、学内の運営に関する評価集計票、診療評価報告書、分野（旧講座）研究評価記載表

【資料 2-8-8】平成 26 年度教員業績総合評価通知書（歯学部）

【資料 2-8-9】奥羽大学ホームページ 情報公開 奥羽大学教育・研究業績集（歯学部・

薬学部)

【資料 2-8-10】 FD 委員会主催した研修会・ワークショップ一覧（歯学部）

【資料 2-8-11】 学生授業に関する調査用紙と平成 26 年度歯学部授業評価集計

【資料 2-8-12】 平成 26 年度 DVD 授業評価結果【資料 2-6-15】と同じ

【資料 2-8-13】 平成 26 年度薬学部 FD 第 1 回薬学部 FD 研修会 第 99 回薬剤師国家試験問題を学ぶ

【資料 2-8-14】 平成 26 年度薬学部 新カリキュラム策定委員会・FD 委員会合同 薬学部新カリキュラム意見交換会

【資料 2-8-15】 奥羽大学大学院歯学研究科申し合わせ事項 大学院教員の選考基準

【資料 2-8-16】 大学院特別研修セミナー・特別セミナー開催一覧【資料 2-2-17】と同じ

【資料 2-8-17】 平成 27 年度授業概要（奥羽大学大学院歯学研究科）P37【資料 2-2-18】と同じ

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

歯学部

・教養教育を実施するための体制は学生部委員会がその責任組織となり、第 1、第 2 学年の学年主任とクラス担任を中心として教養科目担当者を含めたもので実施している。

・教養教育は、本学の教育目的である「人間性」を育成するために不可欠であることから、第 1 学年、第 2 学年で開講する教養系科目の中で、基本的な「学ぶ」、「読む」、「書く」、「聴く」「議論してまとめる」に着目した「アカデミックリテラシー」、心身の健全を図る「体育」、医療人教育を行う「医療コミュニケーション学」「医療倫理学」などをカリキュラムに組み込み、その体制を整備している。【資料 2-8-18】

・大学で学ぶ基本的スキルとしてのアカデミックリテラシーと情報リテラシーについては専任教員で行い、また「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」が提示している①物理現象と物質の科学、②生命現象の科学、③情報の科学、④人の行動と心理、などを学ぶため、物理学、生物学、化学の専任教員を配置している。【資料 2-8-2】

・編入生や高校で理科を修得してこなかった学生に対する補強教育も教養教育に課せられた重要な任務であり、1、2 年生における「科目選択ゼミナール」において「物理、化学、生物」の講義を集中実施する基礎選択ゼミナールを開講し、実効性のある内容を教育している。【資料 2-8-19】

薬学部

・教養教育を実施するための体制は学生部委員会がその責任組織となり、第 1 学年の学年主任を中心として教養科目担当者を含めたワーキンググループで対応するよう整備している。一方で、薬部部のコアカリキュラムでは、教養科目を全学年で選択できるよう配置することが求められている。

・そのため、平成 27 年度からは分野別（「薬学周辺」「人文科学」「社会科学」「外国語」「実技」）に区分した上で、全学年で教養科目の選択を可能とするカリキュラムを編成した。【資料 2-8-20】

・薬学部は、高大接続のリメディアル教育を重視しており、平成 26 年 9 月よりメディア

ル教育を専門とする教員を採用して、その任に当たらせている。本年度入学生からは、入学前に通信制による高校理数科目のまとめを実施し、さらに入学式直前の1週間にスクーリング形式で入学前教育を行っている。そこでは、高校理数科目の復習や簡単な実験を行うことで大学入学へのモチベーションを高め、さらに大学でのノートの取り方やレポートの書き方の基本を教えることで、入学後の学修への不安の軽減を図っている。さらに、入学後直ちに、フレッシュマンキャンプとして歯学部を含めて新入生全員が泊まり込み共同作業を行う機会を持つことで親交を深め、学修を進めるにあたっての心構えを考える機会を提供している。開講後は、学生生活を円滑に開始し、早期に良好な学習習慣を身につけるため、大学における生活および学習に必要な情報と技能を修得する目的で、フレッシュマンセミナーを開講している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-18】 2015 年度授業概要（歯学部） P7

【資料 2-8-19】 基礎選択ゼミナール予定

【資料 2-8-20】 2015 年度授業概要（薬学部） P15～16

(3)2-8 の改善・向上方策（将来計画）

1. 教員の確保と配置

歯学部

・歯学部は、本学の教育理念を達成するために、歯学の高度な専門知識を身に付けた教員の確保と適正配置が必要である。教員の年齢構成は適切とはいえ、若手・中堅教員の増員が必要であることから、その確保に向けて次の取組で改善したい。

1) 大学院生を教員として育成する

・大学院生が卒業後に教員になるモチベーションを熟成するため、大学院生への研究支援を十分に行って研究業績を積み、研究の醍醐味を経験させる。臨床に興味を示す大学院生には、専門医・認定医取得には大学で研修する必要があることを理解させる。

2) シニア教員による若手教員・大学院生への研究指導

・若手教員及び強い研究意欲を持つ大学院生には、高い研究能力を持つシニア教員が研究指導者として研究を指導するシステムを作る。1例として、平成27年度の若手研究奨励賞から、シニア教員が若手教員、もしくは大学院生とチームを作って応募できるようにしたので、これを点検・評価して改善する。

薬学部

・薬学部では、本学の教育理念を達成するために、薬学の高度な専門知識を身に付けた教員を確保する必要がある。薬学部は開設以来11年目を迎え、すでに開設時教員の退職に伴う補充人事が行われてきたが、適切な人材の確保に苦慮している分野もある。そこで、従来通りに外部から公募による人材確保を行うとともに、在籍する若手教員の指導を強化して教員能力を高めることが必要である。現在、助手として在籍している本学卒業生3名について、本学教員として不可欠な学位取得を目指した指導体制を構築している。

2. 教員の資質・能力向上への取組

・医療系大学の教員として不可欠な教育研究能力を向上させるため、本学が主催する研修会、FD活動に参加を促す。また、研究活動の活性化を図るため、本学独自の研究費補助事業を活用し研究成果の迅速な公表を促す。さらに、教員の教育研究に対する意欲を醸し出すため、研究業績評価を職位別に分析して昇任基準を明確化する。

3. 教養教育を実施する体制の整備

・歯学部では、教養教育を実施するための体制は整備されている。
・薬学部では、教養科目担当者に非常勤講師が多いため、科目の連携が難しい側面がある。そこで、教養教育の必然性などの考え方を非常勤教員と共有するために、連絡協議する機会を増すことを検討している。また、教養科目を担当する教員が負担過重とならないよう、教員の増員と配置の検討を始めている。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【表 2-18】【表 2-19】【表 2-20】【表 2-21】【表 2-22】【表 2-23】【表 2-24】【表 2-25】

【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】【資料 2-9-3】【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】【資料 2-9-6】

1. 校地・校舎等

・本学の校地等面積は 187,934 m²である。校舎は中央棟、基礎医学研究棟、薬学部棟、薬学部実習棟、第 1 講義棟、第 2 講義棟、第 3 講義棟、解剖学棟、動物実験研究棟、研修棟、薬学部自習室（グッディーズ）、食堂棟、研修医控室などがあり、総面積は 30,950,19 m²である。附属病院の面積は 14,242 m²、記念講堂、体育館、武道館、クラブ棟、福利厚生施設及び宿舍等を含めて建物面積は 11,139.92 m²である。そのほか、全天候型テニスコート 6 面 3,914 m²、駐車場（構内 700 台・附属病院前 200 台）、薬用植物園は 8,753.09 m²である。

【表 2-18】【表 2-19】【表 2-20】【表 2-21】【表 2-22】【資料 2-9-1】

・付属施設として情報化・国際化に対応した教育・研究設備については、平成 17 年度開設の薬学部設置した情報処理機器 LAN に加え、歯学部と薬学部及び事務局を光ファイバーで結ぶ学内 LAN を増設、さらに平成 24 年度には機器入れ替えと共に無線 LAN(Wi-Fi)エリアを拡張して教育研究が充実する環境を整備している。【表 2-25】

・平成 19 年度には、附属病院の 2 階・3 階・4 階の診療室の 93 台のユニット等設備の取替更新をして、施設・設備の整備充実を図った。平成 20 年度には、附属病院 4 階の病棟・口腔外科改修及びユ

ニット等の取替更新をした。平成 21 年度には中央棟 6 階の講義室 2 部屋の中央に可動式パーテーションを取り付けて、間仕切れば 4 部屋として使用が出来るよう改修した。

・本学キャンパスにおいて、教育目的を達成するために必要な施設・設備はよく整備されており、校地・校舎面積、施設・設備は「大学設置基準」を大きく上回っている。経年変化による施設と設備の老朽化・劣化対策については、教育機関に使用する施設設備の安全性とその継続性が常に保ち続けられるよう、順次、建物は改修・改築工事を施工して構築物の補強強化維持に努めてきた。同様に、設備は取替更新を行ってきた。施設設備の整備・管理状況については、それぞれの有資格職員が常駐して管理していることから、適切に管理されている。

2. 教育研究施設

・主な教育施設として、講義を主に行う 3 つの講義棟、教室と図書館、自習室がある中央棟、実習を主に行う薬学実習棟や基礎医学研究棟、事務局と講堂がある記念講堂及び附属病院棟が配置されている。講義室 28 室、実習室 17 室、セミナー室 11 室、自習室 5 室がある。歯学部の実習室は基礎医学研究棟と中央棟に、薬学部の実習室は薬学実習棟にそれぞれ配置され、各学部の学生が講義－実習の移動の際にその移動距離が短くなるよう効率的に配置されている。実習室の設備は適宜最新のものに更新されており、また、実習に必要な機材等は学生数に十分見合う数が整備されている。【表 2-20】

・研究施設として、ラジオアイソトープ、実験動物、組み換え DNA、電子顕微鏡の利用に供する共同研究施設があり、それぞれに委員会を構成し適切に管理・運用されている。

・附属病院は歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科、内科、外科を標榜し、10 診療科、16 専門外来を持ち、患者収容施設を備える。附属病院は歯科医学の教育・研究施設として、また地域の医療の提供施設として機能しており、郡山市の他にも広く福島県内の市町村から来院している。

3. 図書館

・図書館は中央棟の 1 階、2 階部分にあり、延べ面積は 2,635 m²である。【表 2-24】

・蔵書は平成 27 年 6 月 1 日現在、239,808 冊を所蔵し、その内訳は歯学部関係 61,062 冊、薬学部関係 44,225 冊、一般 134,704 冊（平成 18 年度に廃止となった文学部関係図書を含む）である。【表 2-23】

・利用ゾーンである書架と閲覧席は一体化された全面開架性を採用しているため、利用者は自由に図書や雑誌を閲覧することができる。ほかに、事務室（館長室）、個人閲覧室（12 室）、バックナンバー室、倉庫などがある。

・平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、ほとんどの書架が転倒や床固定部分から傾斜したため使用が危険と判断され、新たな書架との全面的な交換作業を行った。

・図書館に隣接する 3 階には学生が自由に活用できる自習室とラウンジがあり、図書館関連施設として利用されている。情報提供サービス関連では、本学図書館蔵書検索システム (OPAC)、データベース検索端末などを運用しており、web 経由による情報提供を行っている。

・主に利用されるデータベースには、CiNii Books、PubMed、国立国会図書館サーチ、InCites Journal Citation Reports、医中誌 Web、SciFinder などがある。

・平成 26 年 3 月より「奥羽大学学術機関リポジトリ」を一般公開し、当面の内容は「奥羽大学歯学会雑誌」と学位論文である。

・利用面では、平成 26 年の開館日数は 280 日、開館時間は平日は午前 9 時から午後 7 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 4 時まで。年間利用者数は、平成 26 年度は 29,822 人である。相互貸借としての他大学等との文献複写件数は、平成 26 年度で、他大学からの受付 186 件、他大学への依頼 222 件である。

・資料紹介である「展示」は年に数件を企画して、学内外の人に紹介している。近年開催した「展示」のテーマは、「あの日を忘れない～3.11 奥羽大学図書館の惨状と復旧～ 記録写真展」、「安積疏水の旅～本と写真展」、「絵本のメッセージ～大人にとっての絵本とは」、「『奥の細道』と郡山～本と写真展」、「郷土が生んだ薬剤の開拓者 蒲生明の世界」、「キャンパスの石と彫刻～本と写真」などである。

・図書館の社会的貢献としては、「福島県内大学図書館相互利用協定」により、加盟館相互の図書館利用が行われている。地域住民から本学図書館資料の利用申請が行われた場合、特に支障がない限りこれを許可している。

4. 体育館

学生の体育授業やクラブ活動に使用する体育館はバレーボール 2 面が確保できる広さを持つ。また、体育館に隣接した別棟に武道館があり、柔道部、空手部の活動拠点として活用されている。【資料 2-9-1】

5. 福利厚生施設

・福利厚生施設「無垢苑」は、「磐梯朝日国立公園」の観光基地として著名な「磐梯熱海温泉」にあり、敷地面積 4,270.03 m²、建物床面積 956.99 m²で、施設には 64 畳の大広間を含め部屋数 12 部屋を擁し、収容人員は 45 名である。敷地内には、摂氏 43 度、毎分 250 リットル湧出の源泉を有し、室内風呂及び露天風呂が備わっている。学生及びその保護者、教職員が保養目的や学内の会議及びセミナーに利用している。【資料 2-9-1】

これらの施設は図のように配置されている。

- ① 第 1 講義棟
- ② 附属病院
- ③ 基礎医学研究棟
- ④ 中央棟、図書館
- ⑤ 記念講堂
- ⑥ 第 3 講義棟
- ⑦ 体育館
- ⑧ 武道館
- ⑨ 第 2 講義棟
- ⑩ 食堂棟
- ⑪ 薬学部自習室
- ⑫ 研修棟
- ⑬ クラブ棟



- ⑭ 薬学実習棟
- ⑮ 薬学部棟
- ⑯ 解剖学棟
- ⑰ テニスコート
- ⑱ 立体駐車場
- ⑲ 薬用植物園

・本学への通学・通勤には、路線バスのほか車・バイク・自転車などが利用され、これらの駐車・駐輪スペースは構内に十分確保されている。大学敷地に隣接して、住宅地とショッピングモールなどがあり、便利な住環境が形成されている。キャンパス周囲には野外灯を設備して防犯対策に努めるなど、近隣住宅地の環境の保全に配慮している。また、専任警備員が大学周辺の巡回を定時に行っている。

・以上のように、本学では広大なキャンパスのなかに、学生が勉学しやすいように各施設が配置されており、学生生活を送る上での施設、設備は十分に整っている。また、キャンパスの周囲は緑の森で囲われ、大学周辺地域に対しても十分に配慮されている。校舎施設はすべてバリアフリー化が図られており、障がいをもつ学生に対してもやさしい環境を整えており、キャンパスの環境整備に対しては問題はないと判断する。

6. 設備等について

1) 情報システムのインフラ概要

・情報システムはクライアント・サーバー方式で構築されており、無線 LAN インフラの整備されたエリアを設け、教職員・学生が学内 LAN を利用できるエリアの拡充と無線、有線のインフラを問わず、教職員、学生が適宜必要なサービスの提供を受けることができる。

・パソコンは情報処理室に 122 台、医薬品情報室（自習室）に 32 台が設置されており、情報リテラシー学の演習や自習に日々活用されている。また、学内には無線 LAN が構築されており、利便性の向上が図られると同時にセキュリティ対策として、以下の 4 つを施している。【表 2-25】

- ① コンピュータ・ウィルス感染事故対策を実施し、その結果を各ユーザーに配信している。
- ② 危機管理マニュアル「コンピュータ・ウィルス感染事故対策マニュアル」を作成し、職員に配信している。
- ③ 認証されたコンピュータのみが学内 LAN に接続でき、さらにウィルス対策ソフトをインストールしたコンピュータのみを接続するよう各ユーザーに促している。
- ④ ファイヤーウォールによる不正データの進入ブロックやメール・データのチェックにより、ウィルス付メールの侵入をブロックしている。
- ⑤ また、インターネット情報として、大学紹介、研究活動情報、図書館情報、公開講座（高大連携公開講座を含む）案内など大学の主要な情報をホームページに掲載、学内外とのメール交換が可能な環境を整備している。

2) 事務局システム

・履修管理、非常勤講師管理、学生管理（学生証発行管理、各証明書発行管理、就職先管

理、保健衛生管理、学籍簿管理)、備品・消耗品管理などは、この事務局システムを用いて行っている。

3) 情報システム運用上の管理体制

- ・本学の情報システムの円滑な運用を図るため、学内に「情報セキュリティ委員会」「情報ネットワーク委員会」を設置している。
- ・このように教育上必要な情報処理機器は適切に配備されている。また、セキュリティ対策も上記委員会を設置して適切に行っている。

7. 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

- ・多くの地域住民が利用する附属病院には、利用者が円滑に利用できるようにスロープと自動ドアが設置されている。中央棟は、図書館等の利用を踏まえて、スロープ、自動ドア、多目的トイレ等が設置されている。
- ・薬学部棟にも、スロープ、自動ドア、多目的トイレ等が設置されている。薬学実習棟には、施設の利用の利便性及び安全性を向上するためにエレベータ、多目的トイレが設置されている。
- ・第3講義棟は、郡山市が提唱する「景観づくり、人にやさしいまちづくり条例」に適合しており、エレベータと多目的トイレが備えられている。さらに、エネルギーの使用の合理化を促進するため高効率空調機を設置し、記念講堂、第2講義棟、薬学実習棟の3棟屋上には太陽光発電を設置して省エネルギー対策を実施している。
- ・校舎施設はすべてバリアフリー化の推進が図られており、障がいを有する学生、教職員及び患者に対する十分な配慮がなされ、問題は存在しないと判断する。

8. 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

- ・災害発生時、何よりも優先するのは学生の安全確保である。そのため、災害発生時の非難経路を全教室に掲示すること、年度当初における集会での周知・徹底を図っている。また、火災発生を未然に防ぐための消防規程を整備しており、法定の避難訓練を実施している。また、防火・防災に関しては、奥羽大学と奥羽大学歯学部附属病院は奥羽大学防災規程と奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則に従って防災計画と消防計画を作成しており、本学で防災訓練、防火管理組織及び自衛消防組織により消防訓練を実施している。また、消防施設は年2回の法定定期点検を実施している。【資料2-9-2】【資料2-9-3】【資料2-9-4】

【資料2-9-5】

- ・施設・建物の保守・点検・整備、エレベーター保守点検、空調施設の日常運転・点検・管理、電気設備・ガス器具の安全点検などは、営繕課の常勤職員である管理技術職員が実施している。加えて、電気設備は年1回の法定定期点検の実施、ガス器具はガス会社の保安要員による定期的巡回検査をそれぞれ実施している。
- ・省エネルギーの観点から、照明及び空調設備の稼動時間の制御システムは、各建物制御による一括管理システムと個別に手動管理するシステムに区分している。省エネルギー対策として、190kwの太陽光発電システムを設置したことにより、月平均14,000kwの電力を受電設備へ供給し、冷房時には氷蓄熱式空調システムを設置して用いている。

- ・研究施設・設備の運営に関しては、規程を定めて委員会を設置して、維持・管理を実施している。
- ・組換え DNA 実験に対しては、奥羽大学組換え DNA 実験安全管理規程、奥羽大学組換え DNA 実験実施規則などに従って組換え DNA 実験安全委員会を設置し、安全主任者が委員長となり、研究者のほか、微生物・疫学・免疫学研究者、人文科学・社会科学研究者、健康管理者及び事務職員を加えて組織し、運営と維持・管理に当たっている。【資料 2-9-6】【資料 2-9-7】
- ・動物実験に対しては、奥羽大学動物実験規程、奥羽大学動物実験委員会規程、奥羽大学動物実験研究施設施行規則に従って動物実験委員会を設置し、動物実験指針の適正運用を監視し、動物実験研究施設運営委員会が実質面の運営と維持・管理に務めている。【資料 2-9-8】【資料 2-9-9】【資料 2-9-10】
- ・施設・設備の安全対策については、消防計画と防災計画を整備し、施設・設備の保守点検、安全管理、防災に関するマニュアルの再点検と整備を常に行って、安全性の確保や危機管理に万全を期している。ボイラーやエレベータ設備は設置後 30 年を経過し老朽化・劣化が著しくなったため、安全維持を考慮してボイラー 2 基を入れ換え、エレベータのリニューアルを行った。【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】
- ・廃棄物に関しては、奥羽大学廃棄物処理規程及び奥羽大学有害廃液取扱規程を定め、分別ゴミ回収を徹底し廃棄物処理体制の強化を進めている。施設の清掃及びゴミ回収は外部清掃業者に委託し、産業廃棄物は、収集運搬業者及び処理業者と契約を締結し処理している。施設の衛生消毒は月 1 回外部業者に点検、実施を依頼している。【資料 2-9-11】【資料 2-9-12】
- ・大学敷地全域にわたる除草及び施肥管理、樹木の定期的剪定及び消毒は、環境整備課の常勤職員が実施している。
- ・給排水の衛生に関しては、受水槽、高架水槽の年 1 回清掃及び水質分析を実施し、さらに保健衛生協会の検査を毎年受けている。浄化槽の維持管理及び排水分析は、毎月業者に委託してそれぞれ実施している。
- ・不慮の災害、学外者による犯罪行為、学内関係者による不注意などから生じる施設・設備の損壊を未然に防止するため、機械警備システムによる監視と警備員のキャンパス周辺と建物内の巡回監視を行っている。また、休日・夜間の大学緊急連絡網を整備して、非常時の連絡体制を整えている。
- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被った建物全体の重大な破損及び崩壊箇所は、補修・修繕を進めてきた。しかしながら、震災の爪痕は大きく、原型まで復旧するための工事に長期を要し、完了は平成 24 年度末であった。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-18】校地、校舎等の面積

【表 2-19】教員研究室の概要

【表 2-20】講義室、演習室、学生自習室等の概要

【表 2-21】附属施設の概要（図書館除く）

【表 2-22】その他の施設の概要

【表 2-23】 図書、資料の所蔵数

【表 2-24】 学生閲覧室等

【表 2-25】 情報センター等の状況

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-1】 平成 25 年度自己点検・自己評価報告書 P195～198 施設・設備

【資料 2-9-2】 奥羽大学防災規程

【資料 2-9-3】 奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則

【資料 2-9-4】 奥羽大学消防計画

【資料 2-9-5】 奥羽大学歯学部附属病院消防計画

【資料 2-9-6】 奥羽大学組換え DNA 実験安全管理規程

【資料 2-9-7】 奥羽大学組換え DNA 実験実施規則

【資料 2-9-8】 奥羽大学動物実験規程

【資料 2-9-9】 奥羽大学動物実験委員会規程

【資料 2-9-10】 奥羽大学動物実験研究施設施行規則

【資料 2-9-11】 奥羽大学廃棄物処理規程

【資料 2-9-12】 奥羽大学有害廃液取扱規程

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

・歯学部では 1 学年の定員が 100 名であり、授業は学年制を採用しているため、学年ごとに定まった講義室で行っている。

・実習は歯学の特殊性から、各学年とも 1 教室で行っている。第 1 学年は中央棟の収容定員 48 名の教 1、教 2 教室及び収容定員 106 名の教 3 教室の 3 教室を科目によって使い分けている。第 2 学年から第 4 学年は第 3 講義棟の収容定員 120 名の教室を、第 6 学年は第 3 講義棟の収容定員 225 名の教室を、第 5 学年は病院棟の収容定員 154 名の臨床講義室をそれぞれ学年毎に使用している。【表 2-20】【資料 2-9-13】【資料 2-9-14】

・各学年とも定員を満たしていないため教室は十分すぎる広さがあり、授業を受ける学生数は適切に管理されている。教育効果上、少人数が望ましい演習や実習科目については、必要に応じて少人数編成により実施されている。実習は、専任教員に加えて非常勤講師を配置して、少人数グループで学修できる環境を整えている。

・薬学部では 1 学年の定員が 140 名であり、授業は科目単位の単位制で実施している。使用講義室は、第 2 講義棟の収容定員 396 名の第 1 講義室、収容定員 198 名の第 3 講義室、収容定員 144 名の第 4 講義室のほか、5 号館 1 階の 4 教室(収容定員 50、64、117、168 名)、2 階の 6 教室(収容定員 24、50、64、64、117、196 名)、3 階の 4 教室(収容定員 24、64、64、117 名)を受講者数に応じて使用している。【表 2-20】【資料 2-9-15】

・そのほか、情報処理教室、LL 教室を使用している。科目によって受講者数が異なるが、教室には最新設備が整備されており、授業を行う学生数は適切に管理されている。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-20】 講義室、演習室、学生自習室等の概要

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-13】 2015 年度授業概要（歯学部）P7 平成 27 年度歯学部時間割、Ⅷ構内案内

【資料 2-9-14】 平成 27 年度臨床実習必携 P7～9 臨床実習年間予定

【資料 2-9-15】 2015 年度授業概要（薬学部）P9～10 平成 27 年度薬学部時間割、P463～475
Ⅸ構内案内

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

- ・キャンパス内は校地、校舎の面積、設備とも十分に整備されている。
- ・東日本大震災による損壊箇所の修復は完了している。現状機能の維持管理を徹底するとともに附属設備の更新を計画的に進めていく。施設面の空調や水回り、老朽化した機器や設備は経年変化を伴うため順次交換し、教育環境の整備を計画的に進めていく。
- ・教育研究の環境を考えるには、教職員の環境に対する意識が基盤となることから、これらの意識向上に努める。

【基準 2 の自己評価】

- ・建学の精神、教育理念である「人間性豊かな医療人の育成」に向けて、歯学部、薬学部、大学院歯学研究科ともにアドミッションポリシーに則った学生を受入れ、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーを遵守した教育課程を編成し、教育方法、学修・授業の支援、進級・卒業の判定を行うなど、学生の受入れから卒業に至るまで一貫性をもって学修と教授に関する必要事項が行われているものと判断する。
- ・ただし、学生の受入れについては、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害が未だ根強く残る福島県であり、県内にあるすべての私立大学においてその学生確保に苦心している。
- ・この状況を打開し東北地区の医療を守る観点から、平成 26 年度には各学部定員 30 名の特待生制度を新設し、より多くの優秀な学生に本学の門を叩いてもらえるような改革を実行した。
- ・現状において、これらの教育研究活動の基盤となる教員の配置やアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを達成するのに適切な構成や内容は整えられていると考える。
- ・教育・研究に関わる審議は、教授会や研究科委員会で行われ、最終的に学長が決定するガバナンスはよく機能している。また、学生部委員会は十分かつ強力なサポート体制が整備され、教員と職員の協働も円滑になされている。
- ・学生からの意見や要望は、授業評価や朝礼、クラス担任との密接な連絡・相談などを通して十分に汲み取られている。その内容は学生部委員会で協議され、教授会に上がるシステムが適切に機能している。キャリアガイダンスや学生サービスについても十分に支援できている。
- ・課外活動や健康面や生活面での支援もその体制が整備されている。さらに、ハラスメント防止規程も整備されており、安心して学生生活を送る根拠となっている。
- ・施設・設備に関しても、機能的な講義室や実習室、図書館、体育館、講堂などの教育施設が完備され、最新の設備を有する附属病院、より効果的な教育研究活動や快適な学生ラ

イフを送ることができる自然豊かな環境など、十分な教育環境が整備・提供されているものとする。

・以上より、本学は「基準2」全般について十分に満たしているものと判断する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

- ・「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- ・学校法人晴川学舎は、寄附行為第 3 条において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」旨が明確に示されている。【資料 3-1-1】
- ・教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準の法令を遵守するとともに、「学校法人晴川学舎事務組織規程」、「学校法人晴川学舎事務分掌規程」、「学校法人晴川学舎職務権限規程」、「学校法人晴川学舎事務専決規程」、「学校法人晴川学舎文書取扱規程」、「学校法人晴川学舎経理規程」、「学校法人晴川学舎固定資産及び物品管理規程」などの諸規程を遵守して、規律性を維持している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・学校法人晴川学舎寄附行為に基づいて、法人に理事会及び評議員会を置いており、ここでは最重要課題を審議・決定して法人の業務を誠実に遂行し、より良い執行となるよう努力を続けている。
- ・本学の教育理念である「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」を踏まえた使命・目的の実現のために、教授会、大学院研究科委員会、各委員会を中心に、教学の運営、教育研究環境の整備・充実、学生支援などについて現状を分析するとともに、課題の解決に向けて継続的に努力している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- ・大学の設置と運営にあたっては、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に則り、学校法人晴川学舎寄附行為および大学の諸規程や規則を定めている。これらを遵守することにより、法人や大学を円滑に運営している。法令の改定時には速やかに対応し、必要があれば規程・規則等の見直しや改正を行って関連する法令によく適合させ

ている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- 本学の校地・校舎面積は大学設置基準を上回り、必要な施設、設備は整備しており、学修に適した環境を提供している。これらの施設・設備に対しては定期的に保守、点検、整備を実施し、良好な環境を常に保全している。授業の環境については、講義室の机が階段状に配置されているため、黒板とスクリーンの視認性は良く、視聴覚装置や音響装置なども十分に設備されている。エレベータ、スロープ、自動ドア、多目的トイレなどを設置し、学内全体のバリアフリー化に努め、学生のみならず授業担当者にも満足してもらえる教育環境を提供している。
- 施設・設備の保守、点検、整備と空調施設の日常運転、点検、管理及び電気設備、ガス機器の安全点検などのメンテナンスは営繕課技術職員が定期的に行っている。法定点検として、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「水道法」、「労働安全衛生法」、「建築基準法」および「消防法」に基づいた施設設備保守点検などを実施している。電気設備では年1回の法定点検を実施しているほか、ガス設備・器具ではガス会社保安要員が定期的巡回検査を実施している。消防施設は年2回の法定点検を実施している。大学敷地全般にわたる樹木・草花については環境整備課が対応し、産業廃棄物は、収集運搬業者および処理業者と契約を締結し、適切に処理している。施設の衛生消毒は月1回外部業者に点検、実施を依頼している。給排水の衛生面は、受水槽、高架水槽の年1回清掃及び水質分析を実施し、毎年「保健衛生協会」の検査を受けている。浄化槽の維持管理及び排水分析は、毎月業者に委託してそれぞれ実施している。
- 人権への配慮に関しては、学生や患者の個人情報に適切に管理して保護し、漏洩防止のため「奥羽大学個人情報保護に関する規程」を定め、学内LANインフォメーションに掲示して、その規程の周知徹底を図り、トラブルが発生しないようにしている。【資料3-1-9】
- 倫理面においては、「奥羽大学倫理審査委員会規程」を平成23年度に改正し、人を対象とした臨床研究が倫理的に十分に配慮されているかを厳正に審査しており、倫理審査委員会は適切に運営している。【資料3-1-10】
- 安全への配慮に関しては、警備員によるキャンパス内パトロールと防犯カメラにより、24時間体制で校内の安全を確保している。
- 防火に関しては、「消防法」第8条第1項に基づいた「奥羽大学消防計画」、「奥羽大学歯学部附属病院消防計画」により、各棟に防火業務を担う防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を配置している。万が一、火災等が発生したときは自衛消防隊により災害活動を最小限にとどめるよう努力する。また消防計画に則り、防災教育と訓練を年2回行っており、その結果は郡山消防署長に報告している。「消防法」第8条第1項に基づいた「奥羽大学消防計画」では、先の東日本大震災などの大規模災害に備えて、「第4章 震災対策」において、「震災予防措置」、「備蓄品」、「地震時の活動」、「避難」、「地震後の安全措置」を規定している。【資料3-1-11】【資料3-1-12】
- 新型インフルエンザやデング熱、MERSなどへの対応については、大学における感染症の流行を防ぐ措置として、「学校保健安全法」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染した学生、教職員の出席・出勤停止や大学の全部ま

たは一部の臨時休業などの措置を講じている。

- ・セクシャル・ハラスメントの防止に関しては、「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、全学生、全教職員に周知しており、また常勤カウンセラーの相談室を設けて適切に対処している。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】
- ・アカデミック・ハラスメントとパワー・ハラスメントの防止に関しては「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、学内に周知して防止に努めている。【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】
- ・利益相反に関しては策定したガイドラインを周知させ、公正で信頼性のある研究が適正に行われるように指導している。なお、環境保全、個人情報保護、ハラスメント防止および公益通報者の保護に関しては大学の規程、マニュアルを整備するとともに委員会を設置して適切に対応している。【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】、
- ・省エネルギーの観点から、照明及び空調設備は各建物制御による一括管理システムと個別に手動管理するシステムに区分している。省エネルギー対策として、190kwの太陽光発電システムを設置したことにより、月平均 14、000kw の電力を受電設備へ供給し、冷房時には氷蓄熱式空調システムを設置している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

- ・教育情報と財務情報は本学ホームページで下記の内容を公表している。【資料 3-1-21】
 - ①大学の教育研究上の目的に関すること
 - ②教育研究上の基本組織に関すること
 - ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職などの状況に関すること
 - ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること以上の 9 項目を掲載し、さらに、財務・経営情報についても項目毎に表を作成し、本学ホームページや奥羽大学報に掲載して公表している。【資料 3-1-22】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-1-1】 学校法人晴川学舎寄附行為
- 【資料 3-1-2】 学校法人晴川学舎事務組織規程
- 【資料 3-1-3】 学校法人晴川学舎事務分掌規程
- 【資料 3-1-4】 学校法人晴川学舎職務権限規程
- 【資料 3-1-5】 学校法人晴川学舎事務専決規程
- 【資料 3-1-6】 学校法人晴川学舎文書取扱規程
- 【資料 3-1-7】 学校法人晴川学舎経理規程

- 【資料 3-1-8】 学校法人晴川学舎固定資産及び物品管理規程
- 【資料 3-1-9】 奥羽大学個人情報保護に関する規程
- 【資料 3-1-10】 奥羽大学倫理審査委員会規程
- 【資料 3-1-11】 奥羽大学消防計画
- 【資料 3-1-12】 奥羽大学歯学部附属病院消防計画
- 【資料 3-1-13】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 3-1-14】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 3-1-15】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程
- 【資料 3-1-16】 奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 3-1-17】 奥羽大学ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 3-1-18】 奥羽大学ハラスメント調査委員会規程
- 【資料 3-1-19】 奥羽大学の研究活動における特定不正行為への対応に関する規程
- 【資料 3-1-20】 学校法人晴川学舎公益通報に関する規程
- 【資料 3-1-21】 奥羽大学ホームページ 大学概要 情報公開
- 【資料 3-1-22】 奥羽大学報 147号 P18

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・法人及び大学の運営は、「学校法人晴川学舎寄附行為」および大学の諸規程を遵守して、適切に行われており、経営の規律と誠実性は維持されている。今後も法令や規程を遵守して、年度毎に自己点検・自己評価を行い、必要な改善を図る。
- ・学生が安心・安全に学修できるよう教育環境を定期的に点検・管理し、防犯、防火、防災対策に努める他、人権の保護、個人情報保護などにもさらに配慮していく。今後、ホームページの掲載内容や掲載方法を随時検討し、閲覧者に分かりやすく説明して本学の特色をアピールしていく。
- ・今後、利益相反に関する規程を整備し、委員会の構成メンバーが利益相反に抵触する可能性のない教員を充てるように改善する。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)3-2 の自己判定

- ・「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- ・使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定のため、「学校法人晴川学舎寄附行為」に基づき、法人の管理運営組織として理事 10 名(学長を含む)による理事会、評議員 26 名による評議員会を構成し、監事 2 名が監査することにより、適正に運営している。【資料 3-2-1】
- ・常勤の理事の中から、必要に応じ財務、総務及び校友に関する業務を分掌する常任理事を委嘱している。【資料 3-2-2】

- ・理事長と常勤の理事で常務理事会を組織し、法人業務の連絡調整を行い、意思決定プロセスを確立している。決定事項は、教授会、研究科委員会及び事務局部課長会が理事会との調整の上で運用している。

(3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・法人理事会は使命・目的の達成のための最高意思決定機関として体制が整っており、よく機能していることから、今後もこの体制を維持していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 学校法人晴川学舎寄附行為 第 5 条、第 6 条、第 22 条【資料 3-1-1】と同じ

【資料 3-2-2】 学校法人晴川学舎寄附行為施行細則 第 5 条

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1)3-3 の自己判定

- ・「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- ・教育・研究に関する大学の意思決定組織には、教授会、大学院運営委員会及び大学院研究科委員会がある。

教授会

- ・教授会は、教育研究に関する重要事項を審議し、学長が意思決定を行うに当たり意見を述べる機関としている。教授会は、専任教授をもって組織するが、学部長が必要と認めた場合は専任の准教授及びその他の職員を加えることができる。
- ・教授会は当該学部長が招集し議長となり、次の事項を審議して学長に意見を述べている。

【資料 3-3-1】

① 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

② 学位の授与に関する事項

③ 教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

イ 教育課程の編成に関する事項

ロ 教員の教育研究業績の審査に関する事項

大学院運営委員会

- ・大学院の管理、運営のため大学院運営委員会を置き、学長、歯学部長、研究科長及び研究科専攻科目主任若干名を加えて組織している。【資料 3-3-2】

- ・大学院運営委員会は学長の諮問に応じて次の事項を審議している。
 - ① 大学院に関する重要な規則の制定改廃に関すること
 - ② 大学院の予算の方針に関すること
 - ③ 学生の定員に関すること
 - ④ 大学院と歯学部その他の機関との連絡調整に関すること
 - ⑤ その他大学院の運営に関する重要なこと

大学院研究科委員会

- ・大学院歯学研究科では、学長、歯学部長、研究科長および奥羽大学大学院学則第5条で定める各専攻科目の主任をもって組織している。【資料3-3-2】
- ・研究科委員会は、次の事項を審議し、学長の意思決定に関して意見を述べている。
 - ① 大学院教員の選考に関する事項
 - ② 研究指導及び授業科目に関する事項
 - ③ 入学、転学、退学及び除籍に関する事項
 - ④ 賞罰に関する事項
 - ⑤ 試験及び履修単位に関する事項
 - ⑥ 学位論文の審査及び試問に関する事項
 - ⑦ その他研究科に関する重要な事項
- ・本学における学術の研究、教育及び教員の人事等に関する方針を審議し、歯学部・薬学部間の連絡調整を図り、円滑な運営を推進する場として学部長会が設けられている。
- ・学部長会は学長、学部長、学事担当常任理事1名及び事務局長をもって構成され、学長が議長となって会議を進めている。【資料3-3-3】
- ・以上のように、大学の意思決定については上述した組織が規程上明確に示されており、大学全体及び各部局の運営体制は適切に整備されている。従って、権限と責任の明確性や機能性は確保されていると判断している。
- ・なお、大学運営がさらに円滑に行われるよう、平成25(2013)年10月28日に規程の改正を行い、大学組織図の職種と職域を改めて区分して配置を適切にしたことで、権限と責任がより明確となっている。【資料3-3-4】

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

- ・学長は校務を掌り、所属職員を統督しており、教学の遂行に必要な権限を有する。教学の管理運営の執行は学長が学内の意見を統一した上で、陣頭に立って行われている。さらに、平成27(2014)年4月に奥羽大学学則を改正し、学長の権限と教授会の役割を明確にし、ガバナンス機能をより高めた。
- ・ガバナンス改善としての学長のリーダーシップによる全学的な合意形成をより強化するため、学長を議長とする学部長会を毎月1回定期的に開催し、本学における教育研究及び教員人事などに関する方針を審議し、両学部間の連絡調整を図り、円滑な運営を進めている。
- ・これまでも学長は、入学試験のあり方、入学試験の合否判定、卒業判定、学生の懲戒など大学の意思決定の会議の議長としてリーダーシップを発揮し、全学FD/SDを開催して教職員のレベルアップや合意形成を行ってきたが、学則改定後は、学生の入学・卒業・

身分の扱い、学位授与、学修評価、教育課程の編成、教員の業績審査などに関して教授会の意見を聴取して学長が決定する仕組みが明確に整えられている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】奥羽大学学則 第 18 条

【資料 3-3-2】奥羽大学大学院学則 第 38 条、第 44 条

【資料 3-3-3】奥羽大学学部長会規程

【資料 3-3-4】学校法人晴川学舎事務組織規程 奥羽大学組織図【資料 3-1-2】と同じ

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学の意味決定組織は適切に整備され、機能している。また、学長がリーダーシップとガバナンスを適切に発揮できる体制も整えられている。これらを最大限の成果として発揮するためには、現在の体制を維持・継続すると共に、本学の方針や諸課題等の解決のための計画を教職員に示して周知し、教職員の意識をさらに統一することが必要と考えられる。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- ・大学の教学組織の運営は、主として教授会、大学院研究科委員会における審議決定に基づき行われる。その教学組織の最高責任者である学長は法人理事であり、他に教学組織から 3 名が理事として法人理事会の審議に参加していることから、法人と教学組織は常に密接な関係を保っている。
- ・学事部、総務部、財務部等の管理運営機関は、法人と大学の業務を担っており、法人と大学の管理運営機関は密接な関係を保っている。
- ・法人理事会は、教授会、大学院研究科委員会等の教学組織の審議や学長の意思決定を尊重しており、法人理事会と大学の間には良いコミュニケーションのもと意思決定の円滑化が図られている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- ・法人のガバナンスについては、学校法人晴川学舎寄附行為第7条に基づいて監事を選任し、その監事が第14条に基づいて法人の業務や財産の状況等を監査している。
- ・監事は法人の業務、財産の状況について理事会に出席して意見を述べており、法人の最高意思決定機関である理事会に対してのチェック機能を果たしている。
- ・評議員会は、学校法人晴川学舎寄附行為第18条に基づいて設置されており、第20条に掲げる予算や事業計画など法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、意見具申を行っている。評議員会は第22条に基づいて法人職員（法人が設置している大学教員を含む）9名、本学同窓生7名、学識経験者10名で構成され、理事会で審議される重要事項のチェックを行っているが、評議員は法人及び大学の各管理運営機関からも選任されているため、法人と大学が相互にチェックする場としても機能している。【資料3-4-1】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

- ・理事長は学校法人晴川学舎を代表してその業務を総理し、法人経営にリーダーシップを発揮している。
- ・学長は毎月定期的で開催している学部長会（構成メンバー：両学部長、両学生部長、両学事部長、事務局長）で議長となり、ガバナンス強化や効率的な大学運営、学部間調整などを図るための課題を選定し、情報共有を図りながらリーダーシップを発揮している。また、学長の決定する事項について教授会が意見を述べており、学長はそれらによく耳を傾けていることから、ボトムアップのバランスもとれている。

(3) 3-4 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本法人においては、理事会を通じて法人と大学との円滑なコミュニケーションができており、法人と教学組織との連携・協力関係は適切である。相互のチェックによるガバナンスの機能もよく発揮されており、今後も現状の体制を維持・継続していく。さらに、大学を取り巻く環境が厳しい中で、法人理事会と教学組織との連携・協力をより一層密にしていけることが必要であり、定期的な連携・協力の場を設定することを検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-4-1】学校法人晴川学舎寄附行為 第7条、第14条、第18条 第20条 第22条【資料3-1-1】と同じ

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

- 本学の事務組織は「学校法人晴川学舎事務組織規程」に示されているとおり、「学校法人晴川学舎」と「奥羽大学」の事務を処理するため、事務局長のもとに 8 部 1 課を置き、それぞれの部に課を設置している。平成 25 (2013) 年 10 月に、従来の学事部 (歯学部担当) を歯学部学事部に、学事部 (薬学部担当) を薬学部学事部に改組するとともに、附属病院組織のうち看護部を病院医療部と改名し、看護課と医療課に区分し組織となっている。【資料 3-5-1】
- 部署に部長、課長(必要により課長補佐)、係長、主任、係員を必要な人員数、適切に配置しており、教育研究や病院での診療、さらには学修全般の支援など大学業務を円滑かつ効率的に行っている。【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

- 「学校法人晴川学舎事務組織規程」により、事務局長は理事長又は学長の命を受け、法人並びに奥羽大学の事務を統括しており、また、部長及び課長は事務局長の命を受け、所属職員を指揮監督し、「事務分掌規程」に則り事務を所掌している。この様に、法人事務と大学事務は密接に連携して業務を執行しており、事務局長を中心に事務組織の指揮命令系統は一本化され、業務執行は効率的に行われている。【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】
- 平成 27(2015)年 10 月現在、有期職員を含め総務部 25 名、財務部 4 名、歯学部学事部 9 名、薬学部学事部 7 名、図書館事務部 4 名、歯学部附属病院事務部 20 名、病院医療部看護課 40 名、病院医療部医療課 8 名の人員を配置している。【資料 3-5-4】
- 法人の権限に属する事務を能率的に処理するため、「学校法人晴川学舎事務専決規程」において、事務局長、部長及び事務長が専決できる事項を定めている。【資料 3-5-5】
- 各部の事務室は、ホームページの「キャンパスマップ」でも案内しているとおり、図書館と附属病院事務部を除き、十分なスペースを有する記念講堂 1 階のワンフロアに集約されており、各部署の連携は取りやすく、事務の効率化と情報共有の点で優れている。また、このことは学生と教員が同一箇所で多様な手続きを行いやすく、事務職員はきめ細かなサービスを行いやすい等、多くの長所を有しており、事務組織の構成と人員配置の点に問題はないと判断する。【資料 3-5-6】
- 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況については、事務組織が事務を取り扱う教学組織には、歯学部・薬学部教授会、学生部委員会、FD委員会、臨床実習委員会、倫理審査委員会、教員資格審査委員会、電子顕微鏡研究施設運営委員会、動物実験委員会、動物実験研究施設運営委員会、薬用植物園運営委員会、図書委員会、大学院運営委員会、大学院研究科委員会等がある。これらの会議開催時にはそれぞれの規程に則り、歯学部及び薬学部の学事部、病院事務部、図書館事務部及び大学院研究科教務課が事務を担当し、教員組織と良く連携をしている。また、教学組織が開催する会議に、学事部、病院事務部、図書館事務部及び大学院研究科教務課の事務職員が同席して議事録を作成するが、このことは議事内容を把握できるほか、大学動向の情報を共有するう

えでも効果がある。事務職員は会議での発言権を有しないが、教員に対する助言は可能であり、事務組織と教学組織の連携を保つうえで評価できる。現在、事務組織と教学組織との連携は強固であり、問題は存在しないと判断する。

- 大学運営を円滑に進めるためには、事務組織と教学組織が一体性を持って業務に当たらなければならない。教学組織と事務組織は、教育と研究に対して抱える問題点と解決のための施策に関する情報を共有し、相互の意見を集約する必要がある。そのため、事務職員は教学組織が開催するワークショップ、研修会等に積極的に参加し、有機的な一体性を確保するよう努めている。教育研究上の施策を行う場合においては、事務組織と教学組織が一体化しなければ機能せず、とりわけ、学事部は教学組織と密接に連携・協力する必要があり、歯学部学事部と薬学部学事部はそれぞれその任を担っている。歯学部及び薬学部の教授会をはじめとする多くの委員会に事務職員が出席して事務を担当し、教学組織との審議に常に随伴することで理解が深まり大学運営が円滑に行われていると評価できる。従って、事務組織と教学組織の一体性に対して問題はないと判断する。教学に関わる企画・立案・補佐機能に関する事務のなかで、最も重視しているのは各学年の授業概要を掲載した授業概要（シラバス）の作成である。授業概要（シラバス）は教学組織が主体的に企画・立案するが、学事部が常時会議に参加して企画・立案の補佐をしており、授業概要（シラバス）の構成と体裁は職員によって整えられている。教学組織が開催する教授会をはじめとする各種委員会においても、事務職員が出席して審議事項の検討に参加している。
- その他、学生の健康診断、球技大会、交通安全講習会、臨床研修マッチングなど、多くの行事でも企画・立案に関与しており、補佐している。また、入学式、卒業式、オープンキャンパス、キャリアガイダンス等は事務組織が中心となって教学組織の協力のもとに企画・立案されている。このように教学に関する事業すべてに事務組織が関与しており、事業ごとに熟知した職員が企画・立案に参画していることは評価できる。
- 事務組織は部署ごとに人員配置しているが、教学の事業に関わる場合には部署横断的かつ重点的に人員を確保することになっている。そのため、事業を熟知した職員が退職した場合でも、他部署の職員が代行ないし支援できることから、事業の継続性からみても、現在、教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織としての問題は存在しないと判断する。
- 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性については、奥羽大学の意思決定を行う学長に意見を述べるための審議を行うのは教授会であり、それには事務局から学事部長と学事部の課長が出席し、審議を聴き取る他に議事録の作成を担っている。議事録は学内に公表されないが、学生や教職員全体に伝達が必要な内容に関しては事務局がホームページに掲載する作業も行う。また、行事に係る案内はホームページのほかにポスターを作成して周知を図っている。さらに、学生の成績、出席状況など学生個人や保護者への伝達が必要な内容に関しても、事務組織が文書を郵送して対応している。大学院における意思決定を行う学長に意見を述べるための審議を行うのは大学院運営委員会と研究科委員会であるが、ここでも両委員会に学事部長が出席し議事録を作成している。
- 大学院生に対する伝達システムは学部とほぼ同様であるが、メールと文書により必要な

内容を伝達し、保護者には特別な事情がない限り伝達しない。本学の意味決定を全体へ伝達するのはホームページか掲示板への文書掲示であり、個人宛の伝達は文書で行っている。その作業は事務組織が適切に担っており、問題はない。

- ・国際交流等の専門業務への事務組織の関与については、韓国「慶熙大学」との学術交流では、韓国との交渉や学生の渡航手続きを担っており、教員の留学等に関しては、教員が行う主とした手続きとは別の書類を整備している。
- ・大学運営を経営面から支えうる事務機能の確立については、財務部が担っている。すなわち、学校法人及び大学の運営に係る健全な財政基盤を確立するため、予算を編成し、予算の執行が適切かつ効率的に行われているかについては法人監事と公認会計士を交えて点検している。また、大学運営の経営面に関する事項を報告書にまとめ、法人理事会、評議員会に報告している。財務部は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、法人の収支及び財産の状況を正しく示すなど適切に機能しており、現在のところ問題はないと判断する。【資料 3-5-7】
- ・大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性については、大学院歯学研究科は、個別の存在ではなく、歯学部専門性をより深く探求する存在としての意味合いが強い。そのため、事務組織として研究科教務課を置き、学部の事務に準じた取り扱いを行ってきた。大学院運営委員会及び大学院研究科委員会には、研究科教務課職員が出席し、事務を執り行うとともに、教学組織に協力して大学院の企画・立案に参画している。大学院講義、セミナー、特別研修セミナー等の授業概要（シラバス）の作成、研究経過発表会の事務及び科学研究費申請の事務手続き等に対しても有機的に機能している。また、入学試験、入学式、学位記授与式などの行事においても、事務上の役割を果たしている。大学院歯学研究科の充実と将来発展に関わる事務局の企画・立案機能は果たされており、現在のところ問題はない。【資料 3-5-8】
- ・このように、事務組織は、学校法人晴川学舎と奥羽大学の事務を処理するうえで十分良く構成されている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

- ・職員の資質・能力の向上を図るため、学内においては SD(Staff Development)を企画、運営し、普遍的な事務能力の開発や向上につなげている。【資料 3-5-9】
- ・民間が主催する私学経営に関する事務研修会や文部科学省が私学を対象として行う事務研修会、私立大学協会や私立歯科大学協会が主催する研修会などに積極的に参加して資質・能力向上の機会としている。これらの研修結果は会議資料と共に「復命書」にまとめられ、所属部署の職員に回覧されて情報の共有化が図られ、職員のスキルアップにつながっている。しかし、研修会はその時々話題が中心となることから普遍的な事務能力の開発や向上につながらないとのきらいがあり、この点は今後の検討課題である。【資料 3-5-10】

(3)3-5 の改善・向上方策(将来計画)

- ・大学をとりまく環境が厳しい中、職員は理事会の決定事項をよく理解し、業務の遂行に精進するとともに、法人理事会や教学組織と連携をさらに深め、協力を密にしていく。
- ・職員の採用、昇格、異動などについては各部・課の実情を勘案して実施するなど、現在

の事務組織は必要な人員が確保されて適切に人員配置がなされており、教員ともよく連携して業務を執行している。今後も、組織の活性化を図る適切な職員の配置を行うため、年齢構成を考慮しつつ、優秀で質の高い人材の確保に努め、また、定年後の再雇用を積極的に推し進め、培ってきたスキルを有効に利用する。

- ・職員に対するSDをこれまで以上に開催するとともに、外部の研修会等にも積極的に参加する体制を整え、職員の資質・能力の向上に努める。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-5-1】 学校法人晴川学舎事務組織規程 奥羽大学組織図【資料 3-1-2】と同じ
- 【資料 3-5-2】 学校法人晴川学舎事務分掌規程【資料 3-1-3】と同じ
- 【資料 3-5-3】 学校法人晴川学舎職務権限規程【資料 3-1-4】と同じ
- 【資料 3-5-4】 事務組織表
- 【資料 3-5-5】 学校法人晴川学舎事務専決規程【資料 3-1-5】と同じ
- 【資料 3-5-6】 奥羽大学ホームページ 学内施設 キャンパスマップ
- 【資料 3-5-7】 学校法人晴川学舎経理規程【資料 3-1-7】と同じ
- 【資料 3-5-8】 奥羽大学大学院学則【資料 3-2-2】と同じ
- 【資料 3-5-9】 平成 27 年度SD研修会一覧
- 【資料 3-5-10】 平成 26 年度外部事務研修会一覧

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

- ・「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・毎年の予算編成については、予算の編成方針及び予算編成の基本方針に基づき、各部署からの予算要求に対して、ヒアリング、事務調整等を行い、予算案を作成している。【資料 3-6-1】【資料 3-6-2】
- ・中・長期的財政計画と将来計画については、毎年決算後に「財務の健全性」を分析して評価し、日本私立学校振興・共済事業団で刊行している「今日の私学財政」の指標（全国私立大学の平均数値）と比較した経年比率分析表を作成、その比率分析表を基に「自己資金の蓄積力」、「財政の耐久性」、「財務構造の柔軟性」、「資金調達と運用のバランス」等々を評価し、当該年度の決算の数値を基礎とした以後 5 年間の中期財務運営計画をシミュレーションのもとに作成している。【資料 3-6-3】【資料 3-6-4】
- ・平成 26(2014)年度から平成 30(2018)年度の間実施することが予定されている附属病院棟等の立て替え工事計画は、第 2 号基本金に 80 億円を組み入れ、特定預金化を行っている。また、今後の教育研究活動を推進する環境整備を行うため、減価償却引当特定資産

として減価償却累計額相当額を内部留保している。【資料 3-6-5】

- ・平成 23 (2011) 年の東日本大震災以降は、福島第一原子力発電所の風評被害に依ると思われる入学者数の減少が起り、帰属収入が減少し、支出超過となっている。これが原因でマイナスとなっている帰属収支差額比率の改善を継続するため、平成 23(2011)年度の理事会で決定された学生確保対策費が約 40 億円確保されている。また、財務計画に関する重要数値である新入学および在学学生数は、毎年確保の予想をシミュレートしながら、予算編成に生かしている。【資料 3-6-6】
- ・このように絶えず中期計画の視点から財務運営を行っており、適切な財務運営が確立されていると判断する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】 平成 26(2014)年度予算の編成方針

【資料 3-6-2】 平成 26(2014)年度予算編成の基本方針

【資料 3-6-3】 平成 26(2014)年度財務比率比較表

【資料 3-6-4】 中期財務運営計画（消費収支計算書シミュレーション）

【資料 3-6-5】 第 2 号基本金の組入れに係る計画表

【資料 3-6-6】 平成 23(2011)年度理事会議事録

3-6-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・平成 26(2014)年度の消費収入は、31 億 8、900 万円、消費支出は 41 億 4、100 万円で、当年度の支出超過額は 9 億 5、200 万円であった。前年度繰越消費収入超過額が 38 億 5、000 万円あり、翌年度繰越消費収入超過額は 36 億 5、300 万円となった。資産合計は 368 億 5、300 万円であり、自己資金構成率も 95%を越えて借入金はなく、財務基盤は安定している。【資料 3-6-7】【資料 3-6-8】
- ・教育研究をより一層充実させるための外部資金の導入についても取り組みを行っている。平成 26(2014)年度科学研究費補助金は、採択件数 20 件（研究分担者分含む）、間接経費を含め約 3、000 万円であり、間接経費は施設の整備に充てている。科学研究費補助金の申請に関しては、教員全員を対象に、採択されるポイントについての講演会を行って申請する意識を向上させ、さらに申請書をブラッシュアップしながら採択率の向上に努めている。【資料 3-6-9】
- ・資産運用については、従来から運用規程に基づき安全確実に基本とし、経理課において執行管理に努めているが、利回りが低水準で推移しており運用益は低迷している。これらの現状から、授業料収入が減っていることも併せて、予算の執行は学生数及び過去の実績等を勘案し、収支のバランスの改善を常に心がけている。【資料 3-6-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-7】 平成 26(2014)年度決算報告書

【資料 3-6-8】 平成 26(2014)年度財産目録

【資料 3-6-9】 平成 26(2014)年度科学研究費助成事業研究課題一覧

【資料 3-6-10】 学校法人晴川学舎資産運用規程

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の財政基盤は安定しているが、これを今後においても維持するため、入学定員の確保が最大の目標となる。そのためには、特待生制度の継続など、国家試験合格者数の増加につながる教育力の強化等に対して予算を重点配分することで活性化を促していく。附属病院は引き続き、患者の獲得と患者一人当たりの単価増に向けて取り組む。教育研究経費比率の調整については、教育機関であることから支出を厳しく抑制することは難しく、教育研究の活性化を図るための予算配分は重点的に行い、また、費用対効果を検証して、真に教育研究に必要な支出とする厳密な予算管理・予算執行が必要である。引き続き40%以上を維持しながら、さらなる管理経費の抑制に努める。【資料3-6-11】
- ・科学研究費等の外部資金獲得をより積極的に取り組むため、平成25(2013)年度に若手研究奨励賞を創設した。これは若手教員の研究意識を向上させていることから、今後も継続する。【資料3-6-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-6-11】 平成27(2015)年度入学試験要項

【資料3-6-12】 若手奨励研究の募集

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

- ・「基準項目3-7を満たしている。」

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①会計処理の適正な実施

- ・本学の会計処理は、「学校法人晴川学舎経理規程」、「学校法人晴川学舎の予算に関する基準規程」その他の学内規程に則り、学校法人会計基準を遵守して適切に行われている。【資料3-7-1】【資料3-7-2】
- ・理事会で決定された予算額は、予算部署の責任者に査定後の予算額と配当額を確認の上、予算成立後に年額を配分している。予算部署の責任者は、配分された予算額を「予算差引簿」に継続した記録を行い、十分な管理のもと執行状況を把握し、その効果を分析している。予算部署で検収した執行調書は、予算差引簿に記帳して財務部に提出され、執行調書と併せて検証して財務検証印が押印されて返却される。【資料3-7-3】
- ・会計処理をより適正に実施するために、各所属でのチェックに加え、経理課長のチェック、出納責任者である財務部長によるチェックを行っている。会計管理システム上、すべての会計伝票は財務部長の承認がないと会計システムへ取り込まれないシステムとなっている。【資料3-7-4】

- ・財務部長は、予算差引簿における継続記録を検証して、四半期毎の執行実績と前年度実績とを比較検討した結果を理事長に報告している。また、第3四半期では、実績報告に加えて仮決算報告書を作成し、予算執行に伴う効果について分析して報告している。この当該年度の執行状況の分析と評価が適切な執行の効果と効率を高めるとともに、次年度の予算編成に反映されている。【資料 3-7-5】【資料 3-7-6】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-7-1】 学校法人晴川学舎経理規程【資料 3-1-7】と同じ
- 【資料 3-7-2】 学校法人晴川学舎の予算に関する基準規程
- 【資料 3-7-3】 平成 27 年度予算配当表
- 【資料 3-7-4】 請求書(領収)支出命令書
- 【資料 3-7-5】 平成 26 年度消費支出予算第 3 四半期実績報告
- 【資料 3-7-6】 平成 26 年度消費収支計算仮決算表

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・監事による監査は、「学校法人晴川学舎経理規程」第 10 章の第 51 条から第 53 条に則り、財産の管理状況及び予算執行状況並びに理事の業務執行状況について毎年 2～3 回実施されている。【資料 3-7-7】
- ・監事は外部監事の 2 名であり、監事の選任にあたっては、学校法人の業務運営や財産状況を監査するに相応しい学識経験者として、理事会が推薦した税理事務所経営者と医療系法人の運営を熟知している歯科医院の院長の 2 名を評議員会の同意を得て理事長が任命している。
- ・財務担当理事は学校法人の業務状況等を定期的に監事に報告するとともに、監事から要請された帳簿と証拠書類の総てを提示して突合を得て、誤謬や脱漏が十分に防止できているかを検証するほか、財務比率等を検証して財政の健全性を明示している。また、監事は理事会及び評議員会に毎回出席して運営状況を把握し、更に、公認会計士の監査にも立ち会い、監査内容についての協議および情報交換を行い、決算時には監査報告を行っている。【資料 3-7-8】
- ・私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査は、外部の監査法人に委嘱し、毎年 13 日程の日数で会計データ、元帳、証憑書類及び現預金との照合、物品購入手続きの確認、業務手続きの確認及び計算書類の照合により行われている。【資料 3-7-9】
- ・監査結果を含めて関連する決算書類は規程に基づき閲覧し、また奥羽大学報にも掲載して保護者等に公開している。【資料 3-7-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-7-7】 学校法人晴川学舎経理規程 第 51 条～第 53 条【資料 3-1-7】と同じ
- 【資料 3-7-8】 独立監査人の監査報告書（平成 26(2014)年度）
- 【資料 3-7-9】 公認会計士（監査法人）監査状況
- 【資料 3-7-10】 奥羽大学報【資料 3-1-22】と同じ

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

- ・会計処理・管理については、現在、設備された学内 LAN を活用して伝票や予算差引簿をコンピュータで行っているが、将来的には各所属と財務の経理処理が一体的に処理できるシステム構築を図る必要がある。また、経理処理の一本化を図り、予算管理と執行状況をリアルタイムで管理できる体制の整備に努める必要がある。監査の体制については、複雑・多様に拡大する法人業務に関して、監事監査の効率性や有効性をより高め、経営の効率性を維持していくためには、監事との更なる協力・連携が必要不可欠となる。今後は監査規程を整備し、理事長直轄組織として位置付け、監事との監査内容の協議や連携のもと、監査内容を企画・立案し、理事長の承認を得て実施する内部監査室の設置を検討し、業務効率の改善・向上に努めていく。

【エビデンス集・データ編】

【表 3-5】消費収支計算書関係比率(法人全体のもの)(過去 5 年間)

【表 3-6】消費収支計算書関係比率(大学単独)(過去 5 年間)

【表 3-7】貸借対照表関係比率(法人全体のもの)(過去 5 年間)

【表 3-8】要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)

【基準 3 の自己評価】

- ・本学の経営・管理は、関係する諸規程により明確に規定され、理事会、評議員会、教授会が適切に機能している。また、法人役員を選考に関しても明確に規定されており、問題はない。法人と教学の関係も良好な連携関係があり、今後も適切に維持できる。学長のガバナンス体制も規程により示され、機能している。
- ・財政は借入金がなく、内部留保が厚く消費収入超過が毎年維持されており、自己資金で運営できていることは特徴である。しかし、ここ数年の入学者数が定員になかなか満たないため、学生獲得に向けて一層の改善が必要となる。
- ・以上のことから、本学は「基準 3」全般について十分に満たしているものと判断する。また、事務組織においては、大学を取り巻く社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応できる事務組織の活性化と効率化をさらに進める必要がある。

基準 4. 自己点検・評価

4-1. 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- ・ 本学の使命・目的を達成するため、学則第1条に、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。【資料4-1-1】
- ・ 本学の自主的な自己点検・評価は、学校教育法に「第三者による認証評価制度」が規定される平成14年（2002）より早く、平成13（2001）年に歯学部自己点検・自己評価委員会を設置して行い、平成14（2002）年に初めて「2002年度奥羽大学自己点検評価報告書」を刊行した。【資料4-1-2】
- ・ 自主的・自律的な自己点検・評価を行うため、奥羽大学自己点検・自己評価規程を平成18（2004）年に定め、以後、各年度に自己点検・評価を実施、5年毎に公表している。【資料4-1-3】
- ・ 第三者による認証評価として大学基準協会による機関別認証評価を受審、平成22（2010）年3月に「同協会の大学基準に適合している」と認定された。【資料4-1-4】
- ・ この認証期間は平成22（2010）年4月1日より平成29（2017）年3月31日までであり、その間の各年度に実施した自己点検・評価は年度毎に自己点検・自己評価報告書としてまとめ、平成25（2013）年度版はホームページで学内外に公表した。【資料4-1-5】【資料4-1-6】【資料4-1-7】【資料4-1-8】【資料4-1-9】
- ・ 教員の教育研究活動は平成20年度に導入した奥羽大学教育・研究業績データベースシステムにより集積し、ホームページで公開するとともに、自己点検・評価に活用している。【資料4-1-10】
- ・ 学生による授業評価アンケート【資料4-1-11】、全学生を対象にした学生生活に関する学生満足度調査【資料4-1-12】、講義内容のDVD授業評価【資料4-1-13】、教員相互の授業観察【資料4-1-14】、父兄授業参観のアンケート【資料4-1-15】などの結果を分析し、自律的な自己点検・評価を実施している。

[エビデンス 資料編]

【資料4-1-1】奥羽大学学則 第1条

【資料4-1-2】2002年度奥羽大学自己点検評価報告書

【資料4-1-3】奥羽大学自己点検・自己評価規程 第5条

【資料4-1-4】奥羽大学ホームページ 大学概要 点検評価

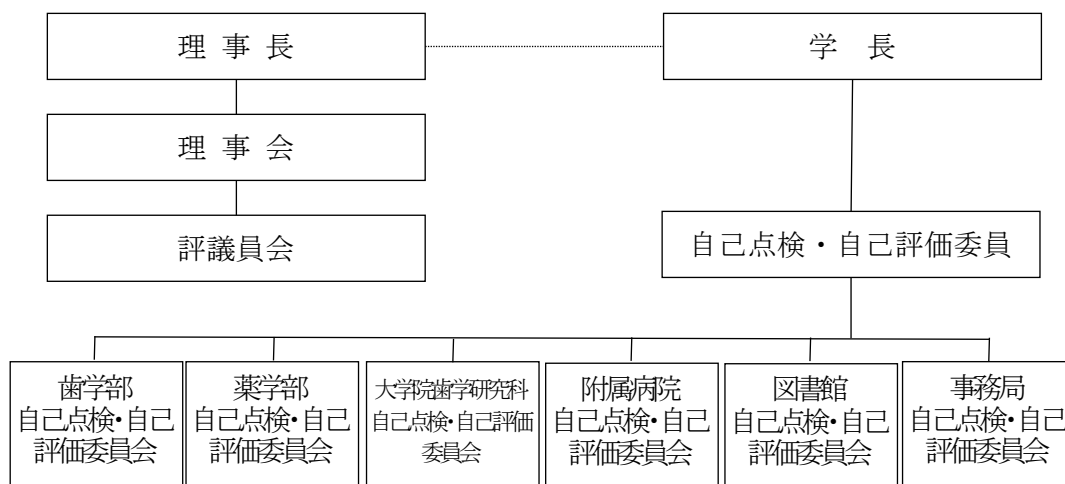
奥羽大学に対する大学評価（認証評価）結果（大学基準協会）

平成21（2009）年度 大学基準協会「大学評価」申請用 点検・評価報告書

- 【資料4-1-5】 2010（平成22）年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書
- 【資料4-1-6】 2011（平成23）年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書
- 【資料4-1-7】 2012（平成24）年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書
- 【資料4-1-8】 平成25年度（2013）奥羽大学自己点検・自己評価報告書
- 【資料4-1-9】 奥羽大学ホームページ 大学概要 点検評価
- 【資料4-1-10】 奥羽大学教育・研究業績集 歯学部・薬学部 2011年度～2014年度
- 【資料4-1-11】 学生による授業評価アンケート集計結果表
- 【資料4-1-12】 平成26年度奥羽大学満足度調査結果
- 【資料4-1-13】 平成26年度DVD授業評価結果
- 【資料4-1-14】 平成26年度教員相互の授業観察集計表
- 【資料4-1-15】 平成26年度歯学部父兄授業参観のアンケート

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

- ・ 本学における自己点検・自己評価体制は、「学則第 1 条」、「奥羽大学自己点検・自己評価規程」、「奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程」に定めており、各年度に自己点検・自己評価を実施し、5 年毎に公表することとしている。【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】【資料 4-1-18】
- ・ 本学における自己点検・評価体制を下記に示す。



(図1) 奥羽大学自己点検・評価組織図

奥羽大学自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長として、学部長、大学院研究科長、附属病院長、図書館長、学生部長、事務局長、その他学長が指名する者若干名から構成され、理事会とは独立しつつも密接な関係を保って運営している(図1)。【資料 4-1-18】

- ・ この自己点検・自己評価委員会の下に、歯学部、薬学部、大学院歯学研究科、歯学部附属病院、図書館、事務局の6部門それぞれに自己点検・自己評価委員会が設置され、自主的で自律的な自己点検・評価が実施できる体制が整えられており、本学の自己点検・自己評価体制は適切であると判断する。【資料 4-1-9-19】【資料 4-1-9-20】【資料 4-1-9-21】【資料 4-1-9-22】 【資料 4-1-9-23】 【資料 4-1-9-24】

【エビデンス 資料編】

- 【資料4-1-16】 奥羽大学学則 第1条【資料4-1-1】と同じ
- 【資料4-1-17】 奥羽大学自己点検・自己評価規程 第5条【資料4-1-3】と同じ
- 【資料4-1-18】 奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料4-1-19】 奥羽大学歯学部自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料4-1-20】 奥羽大学薬学部自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料4-1-21】 奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料4-1-22】 奥羽大学歯学部附属病院自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料4-1-23】 奥羽大学図書館自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料4-1-24】 奥羽大学事務局自己点検・自己評価委員会規程

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

- ・ 自己点検・自己評価は平成 11（1999）年以降に実施しており、その実績一覧を示した。
【資料 4-1-25】
- ・ 各年度の自己点検・評価は平成 19 年以降実施し、その報告書は全国の歯科大学、大学歯学部に配布するとともに、平成 21（2009）年からはホームページで公表している。また、平成 21（2009）年度には大学基準協会による機関別認証評価を受審し、「同協会の大学基準に適合している」と認定された。このように、本学の自己点検・評価は平成 19(2007)年より毎年実施し、評価基準も平成 22（2010）年よりほぼ固定化されているなど、適切な実施周期で行われている。【資料 4-1-26】 【資料 4-1-27】
- ・ 本学の自ら行う点検・評価は定着しており、その効果を高めるため、周期的な自己点検・自己評価サイクルの中で教育研究の活性化と質向上に取り組んでいる。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-1-25】 自己点検自己評価の実績一覧

【資料4-1-26】 奥羽大学ホームページ 大学概要 点検評価

奥羽大学に対する大学評価（認証評価）結果（大学基準協会）

平成21(2009)年度 大学基準協会「大学評価」申請用 点検・評価報告書

【資料4-1-4】と同じ

【資料4-1-27】 2010（平成22）年度奥羽大学自己点検・自己評価書【資料4-1-5】と同じ

2011（平成23）年度奥羽大学自己点検・自己評価書【資料4-1-6】と同じ

2012（平成24）年度奥羽大学自己点検・自己評価書【資料4-1-7】と同じ

平成25年度（2009）奥羽大学自己点検・自己評価書【資料4-1-8】と同じ

奥羽大学ホームページ 大学概要 点検評価【資料4-1-9】と同じ

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学は早い時期から大学の使命・目的に即した自己点検・評価を自主的に行ってきたお

- り、平成 19 年からは各年度で実施するなど、自主性や周期性については適切である。
- ・自己点検・自己評価体制は学長を長とし、理事会との密接な関係のもと自律的に行っており、その報告書は公表している。
 - ・今後も、自主性・自律性を重んじながら、時代の変化や社会のニーズに対応して点検項目や基準の見直しを行い、更なる活性化を図って行く。
 - ・公表については、自己点検・自己評価の結果はホームページ、冊子体などあらゆる媒体を利用して、積極的に社会に発信していく。

4-2. 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

- ・本学は、規程に添い、資料・エビデンスに基づく客観的で透明性の高い自己点検・評価の実施を念頭に置いている。
- ・これまでの自己点検・自己評価報告書は、エビデンス・資料に基づいて認証評価機関の評価項目に従って点検・評価し、作成してきた。この平成 26 年度自己点検・評価書についても、日本高等教育評価機構の受審の手引きの例示に従い、エビデンス・資料に基づいて作成している。【資料 4-2-1】
- ・従って、本学においては、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が行われていると判断する。

【エビデンス 資料編】

【資料 4-2-1】 平成 25 年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

- ・本学の各部局の自己点検・自己評価規定では、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を担保するため、各部局の活動を網羅的に把握できるものを委員とし、部局長が委員長を指名することとしている。このようにして、委員会では現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行っている。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】
- ・各部局の自己点検・自己評価委員会は、部局での資料を収集・分析し、それらの委員が中心で認証評価機関の評価項目に沿って点検・評価し、報告書を作成している。
- ・歯学部・薬学部においては、各教員に詳細な教育研究業績を提出させている。【資料 4-2-8】
- ・病院業務を行っている教員にあっては、診療業績に関する報告書も提出させている。【資

料 4-2-9】

- ・ 教員に提出させる業績は評価項目の種類、評価基準、評価式などにより数値化され、客観的に評価されている。【資料 4-2-10】
- ・ 評価は、単年度ごとと年次推移のデータの分析の両者により行われている。
- ・ 年次推移のデータについては、平成 22 年度以降、評価式を大幅に変更せず継続的に集計しており、新しい年度のデータを加算して年次推移を示し、その分析評価を自己点検・自己評価報告書に記載している。【資料 4-2-11】
- ・ 分析作業は自己点検・自己評価委員が分担して行い、部門別委員会の議を経て報告書の原案を作成し、その後、自己点検・自己評価委員会で検討し最終的に決定している。
- ・ 各部局の報告書は全学の自己点検・自己評価委員会に提出され、最終的に大学の報告書としてまとめられている。【資料 4-2-11】
- ・ このように、現状把握のための調査・データの収集と分析は適切に行われていると判断する。

【エビデンス 資料編】

【資料 4-2-2】 奥羽大学歯学部自己点検・自己評価委員会規程【資料 4-1-19】と同じ

【資料 4-2-3】 奥羽大学薬学部自己点検・自己評価委員会規程【資料 4-1-20】と同じ

【資料 4-2-4】 奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程【資料 4-1-21】と同じ

【資料 4-2-5】 奥羽大学歯学部附属病院自己点検・自己評価委員会規程【資料 4-1-22】と同じ

【資料 4-2-6】 奥羽大学図書館自己点検・自己評価委員会規程【資料 4-1-23】と同じ

【資料 4-2-7】 奥羽大学事務局自己点検・自己評価委員会規程【資料 4-1-24】と同じ

【資料 4-2-8】 奥羽大学教育・研究業績集 歯学部・薬学部 2011 年度～2014 年度【資料 4-1-10】と同じ

【資料 4-2-9】 教員の診療評価報告書

【資料 4-2-10】 平成 26 年度歯学部教育評価集計票（数値化するフォーマットとその評価例）

【資料 4-2-11】 平成 25 年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書【資料 4-2-1】と同じ

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

- ・ 自己点検・評価の結果は年度毎に報告書としてまとめられ、歯学部、薬学部、大学院、附属病院、図書館、事務局を通して教職員に周知されるとともに、冊子体は各部局に配布・保管されて常時閲覧できる状態にある。また、この結果はホームページにて社会へ広く公表している。
- ・ 現時点のホームページに掲載されている報告書には、平成 21（2009）年度に財団法人大学基準協会の機関別認証評価を受審したときの大学基準協会「大学評価」申請用点検・評価報告書、平成 25 年度自己点検・自己評価報告書及び平成 21（2009）年度に受審した社団法人薬学教育評価機構による分野別自己評価用の自己評価書/薬学部などがある。【資料 4-2-12】

- ・このように、自己点検・評価の結果は学内で共有されているとともに、社会への公表も適切であると判断する。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-2-12】奥羽大学ホームページ 大学概要 点検評価

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価は客観的かつ周期的に実施され、データの聴取母体数も十分にエビデンスとして用いることができるものとなっている。また、安定した評価項目、評価基準、評価式に基づく長期的・継続的な集計結果は、年次推移の分析を信頼性の高いものにしており、誠実性は高い。
- ・これらは、主としてホームページを通じて学内外に周知・公表している。
- ・学内向けに FD・SD 活動を通して意識の共有を図っている。
- ・刻々と変化する社会情勢と社会から求められるニーズへの対応について、自己点検・評価結果を積極的に、かつ具体的に国民へ発信する必要がある。現在、各種データの収集、分析、管理は各担当者が行っているが、将来的にはこれを改め専門性をもった専従者が高度なデータ分析を行うよう改善する。そのためには、自己点検・評価結果の情報共有をさらに進めるとともに、大学の運営や教育研究の質保証につなげていくよう、Institutional Research(IR)部門を設置することを検討する。
- ・学生及び父兄や保護者に対する情報提供は、朝礼、クラス担任とのミーティング、父兄会、地域会などを通して、さらに積極的に行っていく方針である。

4-3. 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・自己点検・自己評価の検討結果は、委員会開催毎に必ず委員長から学部長に問題点や改善点の具体的な報告があり、教授会や学部長会において学長へ報告がなされている。
 - ・学長は、報告事項をもとにアクションを起こすことで PDCA サイクルを機能させている。
- 《歯学部》
- ・基礎学力向上対策（単位外教育）の実施：主に文系学部出身の 2 年次編入生を対象として、彼らが抱く理科系科目の不得意感や出遅れ感、不安感解消のため、高校理科の範囲の参考書を中心に基礎科目との繋がりまでを扱う短期集中授業を編入生対策講座として平成 26 年（2013 年）より実施し、編入学生の基礎学力レベルの向上や意識改革に寄与できた。平成 27 年（2015 年）度からは発展的に解消し、学力の不振者全体を対象とする「科目選択ゼミナール」を開講している。【資料 4-3-1】

- ・新カリキュラムの実施：平成 20 年（2008 年）より「系統統合教育」や「診療参加型臨床実習」を開始し、現在は既存の教科内に組み込んで引き続き実施している。【資料 4-3-2】
- ・研修セミナーの実施：平成 25 年（2013 年）度より教員の教育力向上を目的として、学長を中心とした講師陣による歯学部教員対象の研修セミナーを開催し、教育に対する手法の改善のみならず、意識改革にも着手している。【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】
- ・特待生入試の実施：本学の理念に合致した歯科医師となりえる資質を有する人材確保を目的に、平成 27 年度入試から授業料を全額免除する特待生入試（30 名）を開始した。【資料 4-3-5】
- ・開講科目のリフォーム：平成 27 年度から、学生の授業評価をベースに開講科目をリフォームした。すなわち、文章表現 I - II はアカデミックリテラシーに、倫理学は医療倫理学に、ICT I - III は情報リテラシー I - III に、英会話 I - II は英会話と医療英会話に、学年横断型科目の歯科医療人間学 I - IV は日本語コミュニケーションと共に医療コミュニケーション I - III にそれぞれ改組して開講した。平成 27 年度前期のアカデミックリテラシーの学生の授業評価では、リフォーム前の文章表現 I の評価に比較して大幅に評価が向上している。【資料 4-3-6】【資料 4-3-7】
- ・超高齢社会への対応：高齢者歯科学 I ・ II を廃止して、在宅歯科医療学や摂食嚥下リハビリテーション学などの新科目を開講、さらに附属病院では、耳鼻咽喉科専門医を含む医歯合同チームで摂食嚥下リハビリテーションを行う口腔外科診療科内に専門外来を整備している。【資料 4-3-8】【資料 4-3-9】

《歯学研究科》

- ・若手研究奨励賞の創設：若手研究奨励賞を平成 25 年（2013 年）度から創設し、1 件 100 万円の研究費（計 3 件/年）を補助し、若手研究者の研究意欲と研究業績の向上・科学研究費の採択向上を目指している。【資料 4-3-10】
- ・科研費申請書のブラッシュアップ：科研費申請時の調書作成に関しては、大学院指導教員からの校閲制度を実施している。また、FD を行い、採択率向上を目指して教員の提案力を強化している。【資料 4-3-11】【資料 4-3-12】【資料 4-3-13】【資料 4-3-14】

《薬学部》

- ・基礎学力向上対策（単位外教育）の実施：新入生には、基礎知識を蓄積する入学前教育とプレイスメントテストを行い、客観的な学力を判断している。2 年次編入生には、入学前教育、プレイスメントテストと共に、春期講習会（高校の理科レベルの復習）の受講や、1 年生対象の物理・化学系 4 科目を聴講させ、不得意と感じる理系科目の基礎力アップを図っている。【資料 4-3-15】【資料 4-3-16】
- ・新カリキュラムの実施：学習成果基盤型教育（OBE：Outcome-based education）を目指した新しいカリキュラムにより、平成 27 年（2015 年）度の 1 年次・チーム医療学演習 I、II での薬局・病院早期体験学習を皮切りに、順次、新たな教科を実施している。特に、臨床薬学の学習で関わるべき 8 疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神疾患、免疫・アレルギー疾患、感染症）を既存の教科内で組み立て、平成 31 年（2019 年）度からは、これらの疾患を中心に、参加・体験型の一貫性のある臨床実習を実施する予定である。【資料 4-3-17】

- ・超高齢社会への対応：在宅医療における薬剤師業務を実践できる薬剤師を育成する在宅医療・介護概論、地域医療概論などを開講するとともに、それに付随して平成 31 年度から実施される新実務実習での在宅実習やリハビリテーションや介護に関する実習を行う体制を整備している。さらには、附属病院では薬学部医師教員 2 名と臨床系全教員のほか、常勤薬剤師 3 名、非常勤薬剤師 2 名を配置して、実務実習に対応できる体制を整備し、歯学部附属病院と薬学部の連携を密にしている。【資料 4-3-18】
- ・特待生入試の実施：本学の理念に合致した薬剤師となりえる資質を有する人材確保を目的に、平成 27 年（2015 年）度入試から授業料を全額免除する特待生入試（30 名）を開始した。【資料 4-3-19】

《在校生・卒業生の質の調査とフィードバック》

- ・本学が掲げている人間性豊かな医療人育成の教育理念の達成評価として、両学部とも OSCE による客観的な評価を利用している。【資料 4-3-20】【資料 4-3-21】
- ・歯学部卒業生に関してはその多くが本学附属病院で臨床研修を行うことから、その研修歯科医評価を教育理念の達成評価に活用している。【資料 4-3-22】
- ・薬学部では、5 年次の病院・薬局実務実習評価（中間評価）、実務実習終了時の実務実習終了時評価を活用して教育理念の達成を評価している。【資料 4-3-23】【資料 4-3-24】
- ・自己点検・評価は適切に行われ、解決に向けた具体的な改善に着手して次年度に実現するなど、基本的には PDCA サイクルの仕組みは概ね確立して機能していると判断する。

【エビデンス 資料編】

- 【資料 4-3-1】 2015 年度授業概要（歯学部）P2
- 【資料 4-3-2】 2015 年度授業概要（歯学部）P190～191
- 【資料 4-3-3】 歯学部教員研修セミナー 「講義の改善について」の PPT
- 【資料 4-3-4】 大学院セミナー 「学位口演の仕方について」の PPT
- 【資料 4-3-5】 平成 27 年度歯学部・薬学部特待生選抜入学試験概要
- 【資料 4-3-6】 2014 年度、2015 年度授業概要（歯学部）と歯学部学生の授業評価の例（平成 25 年、26 年）
- 【資料 4-3-7】 文章表現 I（2014 年度・平成 26 年後期）とそれをリフォームしたアカデミックリテラシー（2015 年度・平成 27 年前期）に対する学生の授業評価
- 【資料 4-3-8】 2014 年度授業概要（歯学部）（高齢者歯科学Ⅰ、高齢者歯科学Ⅱ）と 2015 年度授業概要（歯学部）（在宅歯科医療学、摂食嚥下リハビリテーション学）
- 【資料 4-3-9】 奥羽大学ホームページ 歯学部附属病院 摂食嚥下リハビリテーション専門外来
- 【資料 4-3-10】 奥羽大学報 141 号 P8、143 号 P11、147 号 P10 若手奨励研究賞（平成 25 年度、26 年度、27 年度）
- 【資料 4-3-11】 大学院歯学研究科長による科研費申請のブラッシュアップの案内
- 【資料 4-3-12】 平成 25 年度奥羽大学 FD 「科研費の獲得を目指して」の PPT
- 【資料 4-3-13】 平成 26 年度奥羽大学 FD 「科学研究費の採択率向上に向けて」の PPT
- 【資料 4-3-14】 平成 26 年度奥羽大学 FD 「科研ブラッシュアップ委員会セミナー」の

PPT

- 【資料 4-3-15】 奥羽大学薬学部 2015 年入学前教育（スクーリング）のしおり
- 【資料 4-3-16】 学校法人晴川学舎平成 26 年度事業計画書
- 【資料 4-3-17】 2015 年度授業概要（薬学部） チーム医療学演習 I、II P46, 124～127
- 【資料 4-3-18】 2015 年度授業概要（薬学部） 病院・薬局実務実習 P301～303、在宅医療・介護概論 P307, 310～311
- 【資料 4-3-19】 平成 27 年度歯学部・薬学部特待生選抜入学試験概要【資料 4-3-5】と同じ
- 【資料 4-3-20】 平成 26 年度第 4 学年 OSCE 成績一覧（歯学部）
- 【資料 4-3-21】 平成 26 年度薬学共用試験 OSCE 課題一覧および評価
- 【資料 4-3-22】 平成 26 年度研修歯科医評価
- 【資料 4-3-23】 平成 26 年度奥羽大学薬学部病院・薬局実務実習終了時評価表
- 【資料 4-3-24】 病院実務実習評価表（訪問指導用）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・自己評価の結果をさらに有効に活用していくため、PDCA サイクルをより一層組織的に強化する必要がある。すなわち、PDCA サイクルのうちの、Action については必ずしも十分と言えない。現在は情報が収集され、分析された問題を抽出し、すべての結果が学長のもとに集約されて実行されるが、多くの諸問題に円滑に Action（対応）するためには、教員と職員から構成される学長の諮問委員会が必要と考える。つまり、「(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）」に述べたように、調査・分析・提言を行う IR 部門を創設し、学長へ提言するシステムを確立することで、迅速で漏れのない PDCA サイクルを回転させることができる。
- ・さらに、教職員に PDCA サイクルを時系列的に説明することにより PDCA サイクルの仕組みを構成員全員が十分に理解し、PDCA サイクルの回転が迅速で効果的となる。
- ・大学の使命・目的である人間性豊かな歯科医師・薬剤師の育成に関して、歯学部においては現在行っている臨床研修医の評価項目や基準を検証して見直すこと、薬学部においては就職先での評価を行うなど、卒業生に視点をおいた PDCA サイクルの運用を計画している。

【基準 4 の自己評価】

- ・本学の自己点検・自己評価は平成 11(1989)年度から開始され、最近では自己点検・自己評価委員会を中心に毎年実施されるなど、自律的で定期的であり、適切に実行されていると判断する。また、評価は計算式により数値化されて客観的であり、評価結果についてはホームページで学内外に積極的に公表するなど、客観性・透明性をもって自己点検・評価を行い、教育研究活動の活性化や質保証につなげている。
- ・全教職員に対して自発的な点検とその評価についての認識の共有に向けた意識改革を推進しており、PDCA サイクルが回転している。
- ・このように、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合的に判断した結果、本学は「基準 4」全般について十分に満たしているものと判断する。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域連携・社会貢献

《A-1 の視点》

A-1 大学が有する物的・知的資源の社会および地域保健医療への提供

A-1-①大学が有する人的資源の社会・保健・医療への提供

A-1-②施設の開放、公開講座、出張講義等大学が有する物的・知的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-①大学が有する人的資源の保健・医療への提供

・本学創立の経緯に、「東北地域住民の健康と文化的生活に寄与することを目指す」ことが挙げられており、現在に至るまで地域社会及び保健医療へさまざまな貢献を継続して行っている。

歯学部

・創立当初から現在まで、主に以下の支援・協力を行ってきた。

1) 休日・時間外における救急患者の受け入れ

・郡山市休日・夜間急病センターおよび県内の歯科医療機関の後方支援として、また郡山市および福島県南地域の消防署からの救急依頼として、歯学部附属病院において時間外の救急患者を受け入れるべく、当直医、看護師および守衛室警備員が協力して対応する体制を整え、マニュアルを整備している。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

2) 地域歯科医療の支援

・障害者福祉施設や介護老人保健施設を有する福島県内の医療機関（福島県立矢吹病院、福島県太陽の国病院、医療法人篤仁会富士病院、磐梯町医療センター、医療法人生愛会中央クリニック）からの委託を受け、附属病院の歯科医師と歯科衛生士を派遣して歯科診療業務を担っている。さらに、自衛隊郡山駐屯地診療所に、平成 21 年以来継続して歯科医師を派遣し自衛隊員の歯科衛生の向上に寄与している。【資料 A-1-3】

3) 歯科検診の実施協力

・幼稚園、保育所、小学校、中学校および障害者支援施設からの依頼を受け、主に、小児歯科、総合歯科、歯科麻酔科および口腔衛生学講座の歯科医師が歯科検診の実施に協力している。平成 26 年度の実績は、検診を実施した施設数が 49 ヶ所、延べ被検診者数が 3,196 名であった。

4) 被災者の身元確認活動等

・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とその後の原子力災害においては、直ちに津波による犠牲者の身元確認活動に従事した。この経験を基に、茨城県歯科医師会と茨城県奥羽大学歯学部同窓会及び本学歯学部の間で災害時の協力体制を構築し、定期的に研修活動を行っている。平成 26 年からは、警察庁と海上保安庁からの要請を受け、随時、鑑定を通じて犯罪捜査と身元確認等に協力している。【資料 A-1-4】

・この身元確認業務の学術的バックボーンとなる「法歯学」を平成 26 年 11 月に開講し、専任教授を迎えた。これは関東地域以外では初となるものである。開講以来、既に警視庁及び警察署から 20 件以上の鑑定嘱託を受け、地域の治安維持と犯罪防止に貢献している。なお、平成 27 年 7 月には、警視庁多摩中央警察署から犯罪の鑑定に協力したことに対する感謝状を受領した。【資料 A-1-5】

5) 被災者の口腔ケア指導

・東日本大震災に伴い、多くの被災者が福島県の浜通り地区から郡山市内の仮設住宅に移動し本学は、それらの仮設住宅に出向き、被災者の口腔状態の診査と口腔ケアの指導に従事した。その成果が認められ、公益財団法人 8020 推進財団から補助金を受け、被災地口腔ケア推進事業として、さらなる口腔ケアの推進を実現できた。【資料 A-1-6】

6) 外部被ばく線量の調査研究

・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の外部被ばく線量の調査として、「歯を用いた包括的被ばく線量評価事業」を、福島県歯科医師会、東北大学大学院歯学研究科と共同で調査研究中である。この研究は、抜歯された歯や乳歯のエナメル質を電子スピン共鳴分析 ESR 法にて分析することで、ヒト個人の被ばく線量の推計を行い、その結果を公表することで、福島県民の放射線外部被ばくに対する不安を払拭し、国民の安心・安全な生活を守ることを目指すものである。【資料 A-1-7】

7) 生活習慣病と歯周病に関する共同研究事業

・平成 25 年度から進められている（公益財団法人）郡山市健康振興財団および郡山歯科医師会が共同する「歯周病と生活習慣病に関する共同研究」に本学が研究協力し、その成果は郡山市民の健康維持に貢献することが期待されている。【資料 A-1-8】

薬学部

・平成 17 年の開設以来、社会貢献の一環として産学官協同研究を推進しており、多くの企業・団体との共同研究を実施してきた。

1) 産学官共同研究

・外部公的資金が導入された産学官協同研究としては、科学技術振興機構(JST)の研究成果展開事業に採択された「完全ヒト抗インフルエンザウイルス抗体の治療・予防効果の評価」、同じく JST の地域結集型研究開発プログラムに採択された「静岡発 世界を結ぶ新世代茶飲料と素材の開発」がある。【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】

・震災復興に関連した事業として、うつくしま次世代医療産業集積プロジェクトの一環として募集された第 4 次ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金に「歯周炎診断システムの研究開発・事業化」が、JST 復興促進プログラム、マッチング促進／産学共創プログラム「震災被災地で安全な甘草の生産を目指して」がそれぞれ採択されている。【資料 A-1-11】
【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】

2) 地域保健活動

・地域保健医療分野では、教員が福島県薬剤師会活動に積極的に参加して、福島県における薬剤師の生涯教育および研修会の開催、薬学生の実務実習の受け入れ業務を支援している。

・教員が福島県薬剤師会、福島県病院薬剤師会、郡山薬剤師会の役員を務め、福島県内の病院及び診療所に勤務する薬剤師あるいは郡山市内の保険薬局に勤務する薬剤師の倫理的

及び学術的水準を向上することに貢献している。【資料 A-1-14】【資料 A-1-15】【資料 A-1-16】
・公益財団法人郡山市健康振興財団の理事として地域保健衛生の向上に寄与している。【資料 A-1-17】

・薬務行政に関しては、教員が福島県登録販売者試験委員・毒劇物取扱試験委員を務め、貢献している。

A-1-② 施設の開放、公開講座、出張講義等大学が有する物的・知的資源の社会への提供

・大学と地域との結びつきを深め、地域の発展に貢献するため、大学施設を開放して地域社会の活動を支援している。平成 26 年度は、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会、郡山薬剤師会、東北厚生局等外部 35 団体の諸行事に対して施設を開放した。【資料 A-1-18】

・大学の持つ知的資源を地域社会へ公開・還元することを目的として、平成 20 年より奥羽大学公開講座を毎年開催している。平成 26 年度は歯学部、薬学部から各 3 名の教員が選ばれて、1 回 2 名ずつ計 3 回開催し、合計 97 名が受講した【資料 A-1-19】。

・通常の公開講座は遠方からの出席は難しいので、東北地区各地へ本学教員が出向いて本学での研究成果を発表する「出張講座」も開催、平成 26 年度は 8 月 30 日に山形市で歯・薬両学部から各 1 名の教員が講師を務めた。【資料 A-1-20】

・また、科学的思考を子供の頃から涵養することを目指して「中学生のための科学実験講座“目指せ！科学捜査官”」を平成 26 年 12 月に開催した。県内各地より募集定員の 20 名の中学生が参加し、化学実験の面白さを体験した。【資料 A-1-21】

・高大連携講座は歯学部と薬学部の多くの教員から企画の提出を受け、ホームページにその情報を掲載し、高校からの申し込みを随時受け付けている。【資料 A-1-22】

・福島県が災害復興の目玉として取り組んでいるロボット産業の育成に関連して、本学の提案した「教育用ロボットを用いる「確かな学力」の育成と福島の科学技術振興」事業が福島県学術教育振興財団助成として採択された。この事業を実施し、地域の子供たちがロボットに関心を持つような教育を推進している。【資料 A-1-23】

・郡山市教育委員会が主体となる小中学生の学習支援策に協力すべく、本学の学生ボランティアによる学力向上支援に関する協定を締結し、平成 27 年度より学習支援を開始している。【資料 A-1-24】

【エビデンス集・資料集】

【資料 A-1-1】奥羽大学ホームページ 歯学部附属病院

【資料 A-1-2】奥羽大学歯学部附属病院 当直・時間外診療マニュアル 2008

【資料 A-1-3】自衛隊診療委託契約書

【資料 A-1-4】災害時の身元確認活動に関する協定書

【資料 A-1-5】警視庁多摩中央警察署感謝状

【資料 A-1-6】公益財団法人 8020 推進財団 平成 25 年度歯科保健活動事業助成交付申請の選考結果について（通知）

【資料 A-1-7】福島県歯科医師会と東北大学大学院歯学研究科及び奥羽大学歯学部との「ヒト歯を用いた被ばく線量評価事業」に関する協定書

【資料 A-1-8】歯周病と生活習慣病に関する共同研究 平成 26 年度計画

- 【資料 A-1-9】 JST 研究成果展開事業「完全ヒト抗インフルエンザウイルス抗体の治療・予防効果の評価」事後評価報告書
- 【資料 A-1-10】 JST「静岡発 世界を結ぶ新世代茶飲料と素材の開発」成果報告書
- 【資料 A-1-11】 第4次ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金 プレスリリース
歯周炎診断システムの研究開発・事業化
- 【資料 A-1-12】 奥羽大学報 第140号 P6
- 【資料 A-1-13】 JST 復興促進プログラム マッチング促進／産学共創プログラム 「震災被災地で安全な甘草の生産を目指して」取り組み・成果
- 【資料 A-1-14】 一般社団法人福島県薬剤師会薬学実務・生涯教育委員会名簿
- 【資料 A-1-15】 平成26・27年度福島県病院薬剤師会 役員名簿
- 【資料 A-1-16】 一般社団法人郡山薬剤師会組織図
- 【資料 A-1-17】 公益財団法人郡山市健康振興財団役員名簿及び理事就任依頼書
- 【資料 A-1-18】 大学施設の使用許可申請書一覧
- 【資料 A-1-19】 第23回奥羽大学歯学部・薬学部公開講座 奥羽大学発健康宣言2014
- 【資料 A-1-20】 平成26年度奥羽大学歯学部・薬学部出張講座
- 【資料 A-1-21】 奥羽大学 中学生のための科学実験講座2014
- 【資料 A-1-22】 平成26年度・27年度奥羽大学高大連携講座プログラム
- 【資料 A-1-23】 公益財団法人福島県学術教育振興財団助成金交付決定通知書 教育用ロボットを用いる「確かな学力」の育成と福島の科学技術振興 平成27年度助成対象事業の審査結果について（通知）
- 【資料 A-1-24】 学生ボランティアによる児童生徒の学習支援等への参画に関する協定書

[基準 A の自己評価]

地域連携・社会貢献は地方大学の持つ使命であり、地域の再生に大きなインパクトを与える。本学は創立以来 43 年間にわたって、主として「東北地域の歯科保健医療の礎とならん」として努力を続けてきた。さらに、平成 17（2005）年の薬学部開設以降は、そのウイングを薬学分野にも拡げて保健医療全般にわたる地域貢献に邁進してきた。その基本姿勢は、ここに記載した各種の活動による貢献で明らかであり、本学は医療系大学としての特性を踏まえつつ、物的・人的資源を適切に東北地域に提供している。

以上のことから、本学は「基準 A」全般にわたり、十分に満たしているものと判断する。

基準 B 地域に根ざす医療人育成

《B-1 の視点》

B-1 地域に根ざす医療人育成プログラムの実施

B-1-①地域に根ざす医療人育成プログラムのための現場薬剤師の参画

B-1-②歯学部附属病院と連携した薬学実務実習

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-1-①地域に根ざす医療人育成プログラムのための現場薬剤師の参画

・薬学教育における実務実習は薬剤師業務に関する知識や態度を醸成する上で重要である。本学は設置基準を上回る臨床系教員を配置して、実務実習に重点を置いた教育を実践していることが特色として挙げられる。

・地域薬剤師会、病院薬剤師会の協力を得て、地域に根ざす薬剤師の育成に取り組み、地域薬剤師会と病院薬剤師会の会員 22 名が実務実習事前学習や臨床薬学系教科の教育に非常勤講師として参画し、実践的な薬剤師業務に関する知識の教授や接遇の態度教育を担当している。これらのプログラムは、続いて行われる実務実習の教育効果を向上させるとともに、地域に根ざした薬剤師の育成に効果を発揮している。【資料 B-1-1】

【エビデンス集・資料集】

【資料 B-1-1】平成 26 年度薬学部非常勤講師（事前学習）

B-1-②歯学部附属病院と連携した薬学実務実習

・奥羽大学は歯学部附属病院を有しており、薬学部教授が医師として診療に携わり、薬局の薬剤師は全員が薬学部教員で構成されている。教員が臨床での研鑽に努めることができるとともに、最新の知見を薬学教育に反映できる環境にある。学生にとっては臨床の場で実際の調剤と地域住民に対する接遇および入院患者に対する服薬指導を体験でき、地域に根ざした実践的な実務実習ができる環境にある。

・歯学部が隣接していることから、入学時には歯学部、薬学部の合同でオリエンテーションや学外研修を実施しているほか、共通科目の合同講義を実施している。学生のクラブ活動、サークル活動も合同で行っている。薬学部と歯学部の学生間交流が盛んであることは異種業の理解と医療人としての心構えの醸成に有益であり、本学の特色といえる。

B-2 リメディアル教育の充実

B-2-①学士力向上への取り組み

(1) B-2-①の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

・本学ではアドミッションポリシーに基づき入学者を受け入れているが、高校での学習科

目に偏りがあり、学力背景の多様な学生が入学してくる。そこで、歯学部、薬学部ともに、推薦入学者を対象に DVD を用いた入学前準備教育を実施している。これは、入学前の約 3 か月間、理数系科目と国語の DVD 教材を用いて自学自習し、通信制の試験を受験することで学力の向上を目指したものである。入学準備学習は外部業者に委託しているが、学部の実情と教務担当者の要望にあった教科を選択して実施している。この準備教育前後の成績を評価すると一定の成果が上がっており、学士力向上に効果があると判断している。【資料 B-2-1】【資料 B-2-2】

・薬学部では、入学直前に 5 日間のスクーリング型の導入教育を平成 27 年度入学生を対象として実施し、学生の学修に対するモチベーションが上がり、速やかな大学教育への移行が進んだ。【資料 B-2-3】

・入学後は、両学部ともに、科学系専門科目導入科目として「基礎化学」、「基礎物理学」、「基礎生物学」を開講し、高校での未履修科学系科目に対応する指導を行うとともに、より専門化する「化学」、「物理学」、「生物学」への導入を円滑に出来るように努めている。さらに、薬学部では平成 26 年度後期より、1 年生を対象に化学・物理学、生物学の三科目に関して補習講義を開講し、基礎学力の向上を図っている。

【エビデンス集・資料集】

【資料 B-2-1】 入学前準備教育のご案内（歯学部）

【資料 B-2-2】 入学前準備教育のご案内（薬学部）

【資料 B-2-3】 奥羽大学薬学部 2015 年入学前教育（スクーリング）のしおり

【基準 B の自己評価】

地域の保健医療へ貢献する人材の養成を目指す本学は、地域の実情に応じた教育と貢献を行っており、とりわけ、薬学部では地域薬剤師会・病院薬剤師会に所属する多くの薬剤師の協力を得て、実地医療従事者の知識や態度を学ぶ機会を提供している。また、リメディアル教育を適正な時期に実施し、さらに学修者の状況に合わせて補講を開講するなど、機動的に学士力向上に取り組んでいる。現在、本学では全学をあげて教育イノベーションを進めているところであり、平成 27 年度からは inter-professional education の取り組みとして、歯薬合同演習講義も始まるなど、今後も本学の教育体制はよりよい方向に進化を遂げていく。

本学は医療系大学の特性を生かし、物的・人的資源を可能な限り社会に提供することにより、教育機関として社会から寄せられる多様な要望に適切に対応している。

以上のことから、本学は「基準 B」全般にわたり、十分に満たしているものと判断する。